

 **白馬村**  
**都市計画マスタープラン**

令和5年3月  
白馬村

# 白馬村都市計画マスタープラン改定にあたって

白馬村は、人口約 8,500 人に対し年間を通じた観光客数が 200 万人を超える国内でも有数の国際山岳観光地であり、四季折々の表情が美しい山岳と田園の風景、そこに人間が創造した建物など人工物が豊かな景観を織りなす魅力ある地域です。

本村では、都市計画の基本方針である「白馬のまちづくりマスタープラン（白馬村都市計画マスタープラン）」を平成 15 年 3 月に策定し、「～人々と自然が共生するハートフル・エコシティ 白馬～もてなし・思いやり・安心して暮らせるまちづくり」を基本理念としたまちづくりに取り組んで参りました。



しかしながら、策定から 20 年が経過する中で、本格的な人口減少に伴う少子高齢化の急激な進展、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題や頻発・激甚化する自然災害の発生、スキーブーム到来から長野冬季オリンピック時に整備された社会インフラの老朽化など、地域が抱える課題は大きく変化してきております。また、都市計画分野における新たな観点として、国連が掲げる“SDG s（持続可能な開発目標）の推進”や、最新のデジタル技術が組み込まれた高度な情報社会の実現など新たなまちづくりのあり方が求められております。こうした状況を踏まえ、これらの社会変化に対応すべく、この度『白馬村都市計画マスタープラン』を改定いたしました。

本マスタープランは、概ね 20 年後の本村のあるべき姿を展望し、その実現に向けて、村民や事業者・関係団体の皆様と行政等が関わり合いながら、協働して取り組むべき都市計画の方向性を明らかにする重要な基本方針となっています。類い稀なる山岳景観を有する本村ならではの恵まれた環境や魅力を最大限に活用し、村民の皆様はもちろんのこと、本村を訪れる皆様にも愛されるまちづくりの実現を目指し、『人々が自然と共生しみんながつくる いつまでも住み続けられるハートフル・エコシティ白馬 ～安全・安心で 誰もが心地よく暮らせるまちづくり～』を将来都市像のテーマに設定いたしました。地域みんなで力を合わせて、未来に誇れる魅力あるまちづくりに取り組んで参りましょう。

結びに、本計画の改定にあたりまして、ご尽力いただきました都市計画審議会委員の方々をはじめ、村民アンケート調査にご協力いただいた皆様、ワークショップにご参加いただいた皆様、そして書面などで貴重なご意見を賜りました多くの村民の皆様にご心から御礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

白馬村長 丸山 俊郎

# 目 次

## 第1章 都市計画マスタープランの概要 1

1. 都市計画マスタープランの背景と目的…………… 1
2. 都市計画マスタープランの位置づけ…………… 1
3. 都市計画マスタープランの役割…………… 2
4. 目標年度…………… 2

## 第2章 まちづくりの潮流 3

1. 人口減少・少子高齢社会の到来…………… 3
2. 地域コミュニティの活力や自治機能の低下…………… 3
3. 安全・安心への意識の高まり…………… 3
4. グローバル化の進展…………… 4
5. 生活様式の多様化と人の繋がり…………… 4
6. 多様な働き方の浸透…………… 4
7. 地方の財政状況の深刻化…………… 5
8. 新たな交通体系の構築…………… 5
9. SDGsへの取り組みの広がり…………… 5
10. 新技術導入への取り組みの広がり…………… 6

## 第3章 まちづくりの現況と課題 7

1. 白馬村の概要…………… 7
2. 白馬村の現況…………… 8
3. 村民意向…………… 20
4. まちづくりの課題…………… 23

## 第4章 全体構想 26

1. まちづくりの将来像…………… 26
2. 全体構想…………… 37

## 第5章 分野別の基本方針

42

1. 土地利用…………… 42
2. 都市交通…………… 48
3. 公園緑地…………… 53
4. 市街地整備…………… 58
5. 自然環境…………… 61
6. 都市防災…………… 65
7. 都市景観…………… 69
8. そのほか都市施設…………… 74
9. 低炭素都市づくり…………… 77

## 第6章 地域別構想

80

1. 地域区分の設定…………… 80
2. 北部地域のまちづくり方針…………… 81
3. 中部地域のまちづくり方針…………… 84
4. 南部地域のまちづくり方針…………… 89

## 第7章 計画実現化の方策

93

1. 都市計画マスタープラン実現化方策の考え方…………… 93
2. 実現化の方途…………… 93
3. 多様な主体の参画によるまちづくり…………… 96
4. まちづくりの進捗管理…………… 98

# 第1章 都市計画マスタープランの概要

## 1 都市計画マスタープランの背景と目的

本村では、平成14年度（2002年度）に「白馬のまちづくりマスタープラン」を策定し、都市計画分野における指針として役割を担ってきました。策定から約20年が経過するなかで、人口減少・少子高齢社会の到来、東日本大震災、長野県神城断層地震等の大規模な災害の教訓を踏まえた自然災害への対応、村民ニーズの変化など、まちづくりを取り巻く環境や社会・経済状況が大きく変化しています。

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。加えて、近年の様々な社会構造の変化や自然災害リスクのなか、持続可能で活力ある地域づくりを進めるために、都市計画マスタープランの役割は増してきています。

そこで、都市計画法第18条の2の規定に基づき、「白馬村第5次総合計画」に即した都市計画に関する基本的な方針を定め、本村の「まちづくりの指針」とし、村民・事業者・各種団体と行政が一体となったまちづくりを進めるため、本計画に改定しました。

## 2 都市計画マスタープランの位置づけ

「白馬村第5次総合計画」や国・長野県などで定める上位計画及び関連計画に即し、都市計画分野に関わるまちづくりの具体的なビジョンを明確化し、将来都市像や地域毎の課題に応じた都市施設や市街地などの整備方針を総合的かつ具体的に定めたものです。

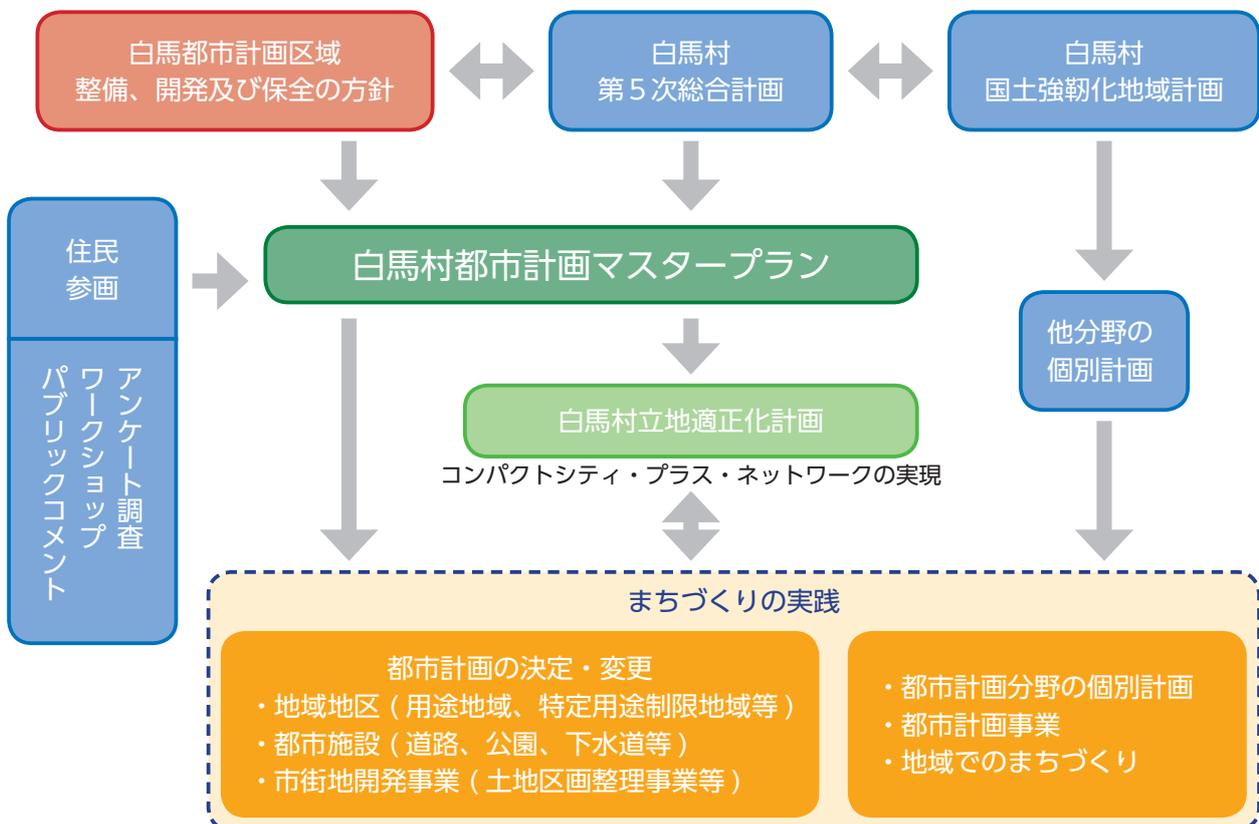


図1 本計画の位置づけ

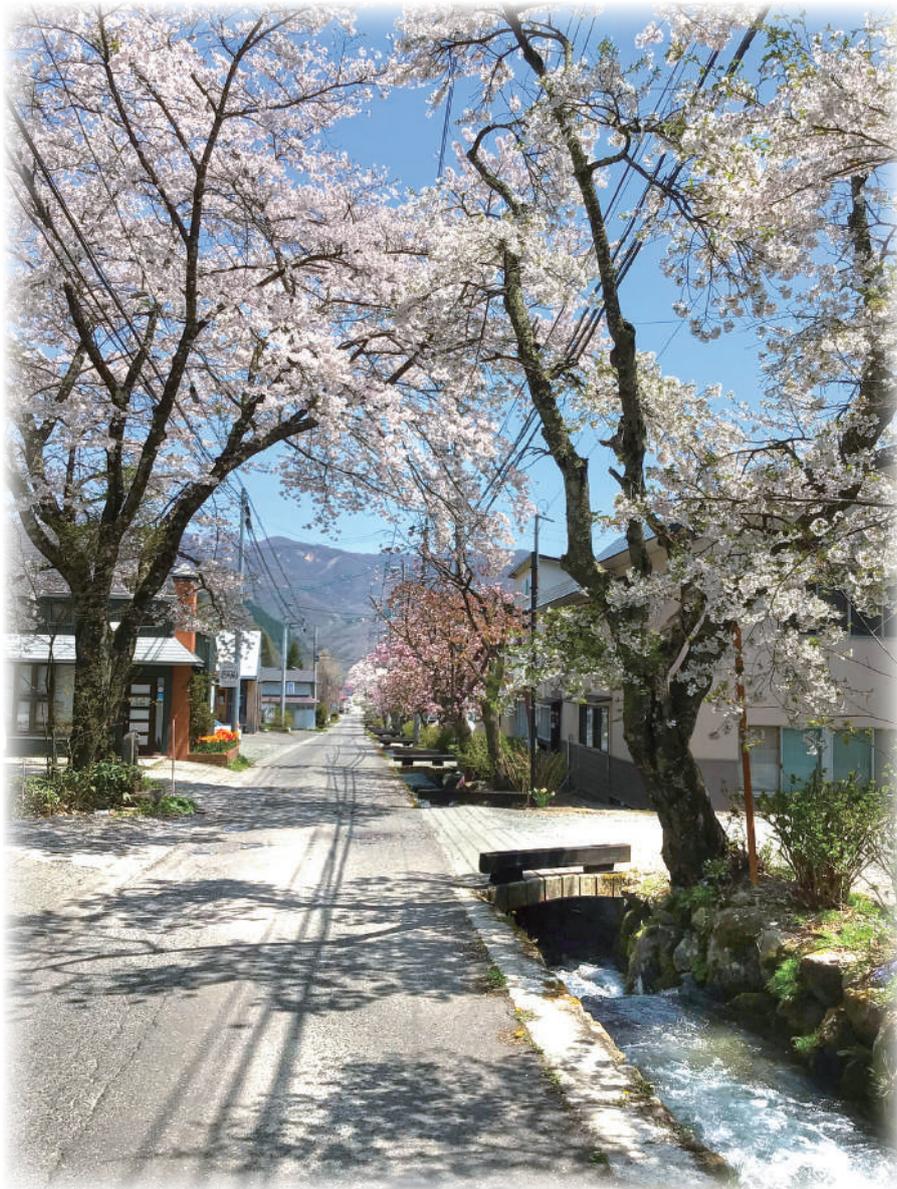
### 3 都市計画マスタープランの役割

まちづくりの主役である村民や事業者に、まちづくりの将来ビジョンを分かり易く示すことにより、都市計画に対する理解と都市計画事業や規制・誘導に対する協力・参加の機会を促す役割を担います。

また、都市計画の決定や変更、実施する方向を示す指針であるとともに、都市計画以外のまちづくりに関する施策を都市計画と一体化することにより、本村の将来像実現のための手段となります。

### 4 目標年度

長期的なまちづくりの視点から、本計画の計画期間は概ね20年とし、令和22年度（2040年度）を目標年度とします。



## 第2章 まちづくりの潮流

### 1 人口減少・少子高齢社会の到来

日本の人口は、令和2年（2020年）の国勢調査で1億2,614万6千人となり、減少傾向が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成29年（2017年）推計）では、日本の総人口は、令和35年（2053年）には1億人を下回り、その後も減少が続くとされています。また、人口に占める65歳以上の割合は増加を続け、令和19年（2037年）には総人口の3分の1以上が高齢者となり、さらに、15歳未満の割合は減少が続き、平成68年（令和38年）（2056年）には1千万人を下回るとされています。

これによって、特に地方都市の過疎化や空洞化が進み、地域コミュニティの衰退、さらには地方自治体の存続そのものが危ぶまれています。また、この人口減少や少子高齢社会は、国内消費の減少、社会保障費の増大など、社会に与える影響は計り知れません。

このような状況のなか、持続可能な地域を目指し、少子化対策や誰もがいつまでも安心して暮らせる社会を形成することが求められています。

### 2 地域コミュニティの活力や自治機能の低下

人口の流出や少子高齢化の進展などにより、地域コミュニティの活力や村民自治機能の低下が懸念されています。また、情報通信技術の進展、産業構造・就業構造の変化などを背景として、人と人との繋がりや世代間の交流の希薄化が進んでいます。

中山間地域においては、深刻な過疎化と超高齢化に悩む集落も少なくなく、コミュニティ機能を維持し続けることが困難な集落等が現れつつあります。

こうした人口減少と少子高齢化時代の中で地域のコミュニティを維持していくためには、一人ひとりの自治・協働の意識を高めるとともに、地域リーダーや後継者の育成、女性や若者の参画などによる自治組織活動の活性化が必要です。

特に生涯現役社会を目指す中にあるには、高齢者も経済活動や地域づくりの主角として活躍することが求められています。

### 3 安全・安心への意識の高まり

平成30年（2018年）に発生した北海道胆振東部地震や令和元年（2019年）東日本台風、令和2年（2020年）7月豪雨など、近年多くの自然災害が発生しています。

本村では、平成26年（2014年）11月22日に神城断層地震が発生し、大きな被害が生じましたが、「白馬の奇跡」と呼ばれる地域コミュニティの活躍により、一人の死者も発生することがありませんでした。

今後、東海地震、東南海地震、南海地震等の発生が危惧されるとともに、近年の地球温暖化等の気候変動に伴う自然災害の発生も懸念されています。さらに、世界的に蔓延する新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症の発生リスクも高まっています。

このため、村民の安全・安心への意識は高まりを見せており、特に、災害などに強い都市基盤の整備を進めるとともに、様々な危機に対応することのできる総合的な危機管理体制を充実させるなど、ハード、ソフトの両面から安全で安心なまちづくりに取り組む必要があります。

## 4 グローバル化の進展

近年、人や物、サービスなどが、国という枠組みにとらわれることなく世界中を移動する時代となっており、このような時代背景を「グローバル化」と称しています。国でも、このグローバル化を推進しており、人材育成や経済協力等を行うとともに、外国人観光客の積極的な受け入れを目指し、様々な施策を展開しています。また、外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新在留資格「特定技能」を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法が改正・施行され、新たな労働の担い手として外国人が増加することが予想されます。

一方、世界中で蔓延している新型コロナウイルス感染症の影響により、グローバル化の波は一時的な停滞を見せていましたが、現在は新型コロナウイルス感染症との共存による、新たなステージに突入しつつあります。そのため、アフターコロナと称される今までにない国際協調の枠組みや、外国との交流を求めた都市間での競争の激化、地方部への影響も視野に入れ、都市が発展するために必要不可欠な条件として、国際的な経済活動や観光を含めた多様な交流、それを支援できるまちづくりが求められています。

さらに、本村では観光産業を中心とした、外国とのつながりが地域経済における重要な位置づけとなっており、今後の動向を注視する必要があります。

## 5 生活様式の多様化と人の繋がり

社会や経済の成熟、グローバル化の進展、スマートフォンに代表される情報通信機器の普及などにより、仮想世界での人の繋がりは濃密になり、現実世界での人の繋がりは希薄になっています。特に都市部や若年層において、その傾向は顕著となっています。地方部では、都市部ほどの希薄化はみられませんが、特に若者を中心に地域での繋がりが希薄化しつつあると言われていています。

さらに、核家族化の進展や、未婚者の増加など、「個」を優先した価値観が浸透しつつあり、生活様式の多様化が進んでいます。

今後は、心の健康づくりやワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、豊かな人間性の形成のための教育や文化の振興が求められ、さらに進展が進むと予測される生活様式の変化に対応しつつ、新たな繋がりを生み出すことのできるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

## 6 多様な働き方の浸透

近年、情報通信技術の進展を背景として、個人が在宅やコワーキングスペースで働くことができる、時間や場所にとらわれないテレワークや小さく創業するSOHOなど、多様な働き方を選択する人が増えています。

このような背景のなか、ワーケーションと称する、リゾート地など普段の職場ではない場所で仕事をしつつ、別の日や時間帯には休暇を取ったり、その地域ならではの活動を行ったりする新しい働き方が浸透しつつあります。長野県でもリゾートテレワークと称し、観光や休暇と仕事を両立する取り組みが行われています。

今後、情報通信技術の更なる進展、高速交通網の整備等を背景に、これら多様な働き方はより浸透すると考えられており、それを支える環境整備に取り組むことが求められます。

## 7 地方の財政状況の深刻化

日本は人口減少社会を迎え、今後も少子高齢化による影響は続くことが予想されています。人口減少に伴う地方税収の減少が懸念されるなかで、現在と同水準の社会保障を維持した場合、地方財政はさらに逼迫すると考えられます。

さらに、新型コロナウイルスの蔓延や国際社会情勢の緊迫化等により、原油や様々な物資の需給バランスが崩れ、国内における物価の著しい上昇がみられます。また、地価の下落が続いているものの、本村では、スキーリゾート地域における別荘やホテル等の需要が強まっており、外国資本の開発による土地需要もあることから、令和4年度（2022年度）には村内の一部地点で15%以上の地価の上昇がみられる地点もあります。

今後は、厳しい財政状況のなかでも持続的な発展が可能となるようなまちづくりを行う必要があります。

## 8 新たな交通体系の構築

長野県は、高速交通ネットワークの充実とともに、地域交通基盤の整備が進んだ結果として、三大都市圏をはじめとした全国各地との移動の円滑化を実現してきました。

近年では、平成27年（2015年）3月に金沢まで延伸した北陸新幹線は令和6年（2024年）の敦賀延伸が迫っています。また、リニア中央新幹線の早期開業を目指し、県内をはじめ各所で工事が進められています。

さらに、松本市を起点とし福井県福井市を終点とする中部縦貫自動車道、静岡県静岡市を起点とし小諸市を終点とする中部横断自動車道、飯田市の中央自動車道を起点とし静岡県浜松市を終点とする三遠南信自動車道の施工が進み、更なる高速交通時代の到来が予定されています。

また、安曇野市を起点として新潟県糸魚川市を終点とする地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の計画検討も進められています。

今後は、これら新たな交通体系の構築を、地域の賑わいの再生への起爆剤として活用する必要がある一方で、利用者数が伸び悩んでいるJR大糸線の利用促進と活性化を進めていくことも重要です。

## 9 SDGsへの取り組みの広がり

SDGsとは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年（2030年）までに経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指す国際目標です。

国では平成28年（2016年）にSDGs推進本部を設置し、SDGs実施指針を決定しました。それに基づき、平成29年（2017年）から毎年、重点施策を整理した「SDGsアクションプラン」を策定しています。SDGsが創出する市場・雇用を取り込みつつ、国内外のSDGsを同時に達成し、日本経済の持続的な成長につなげていく、としています。

一方、地方自治体の各種計画においてSDGsの要素を最大限反映することが奨励されており、また、民間等も含めた様々な主体で、持続可能な社会を目指すためにSDGsへの取り組みが始まっています。

本村では、「白馬村第5次総合計画後期基本計画」策定に際し、SDGsの17の目標との関連性についても新たに示し、それを達成することで、村民にとって住みやすく、移住者希望者にとっても魅力的でいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めています。今後は、村内の

個人、事業者、NPOなどが行政と連携し、さらに、必要に応じて広域的な連携を行いつつ、積極的に経済・社会や環境等の課題に関わることが求められています。

## 10 新技術導入への取り組みの広がり

ICTの発達、AIやIoTの活用への取り組みが進むなか、「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念であるDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む事業者が近年見られます。

国でも、「Society5.0」を目指す上で「デジタルガバナンス・コード」と「DX推進ガイドライン」を統合した「デジタルガバナンス・コード2.0」やDX推進指標を公開し、事業者のDXの推進に資する施策を展開しています。また、長野県では、建設事業、教育等の様々な場面でICTへの取り組みが行われているほか、一定の条件の下、ICT産業への助成金の交付などの取り組みを行い、DX化を推進しています。

今後の人口減少社会の到来や新たな感染症への対応、多様な働き方の推進などのため、これらの新技術の導入を積極的に進め、村民の生活環境の質の向上を図るとともに、事業活動、行政の効率化に取り組む必要があります。



## 第3章 まちづくりの現況と課題

### 1 白馬村の概要

#### (1) 位置・地勢

本村は長野県の北西部に位置し、長野市、大町市、小谷村、小川村と接する、面積189.36km<sup>2</sup>、人口約9千人の内陸都市です。西部・東部が山地となっており、その中央部に位置する盆地に都市が形成されています。

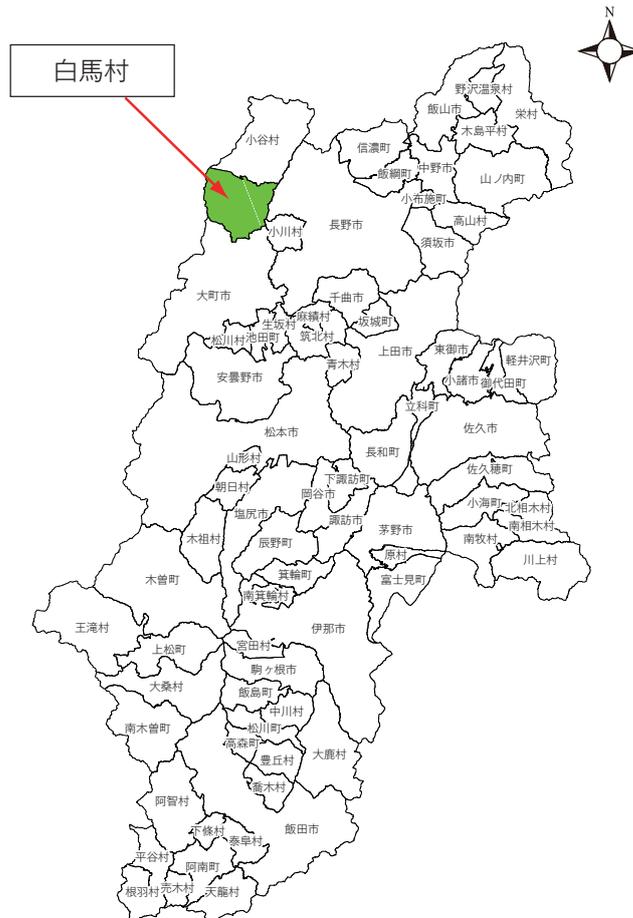


図2 本村の位置

#### (2) 都市の成り立ち・沿革

縄文時代から弥生時代にかけて、白馬山塊に産出する滑石やヒスイが各地に運び出されており、後に千国道と呼ばれる街道の原型が形作られました。江戸時代には、現在ある地区のほとんどが村として姿を整え、各村間の道路整備が進められました。また、明治時代には、白馬岳への学術研究登山が行われ、高山植物の宝庫として全国にその名が知れ渡り、登山者は年を追って増加の一途を辿りました。これが今日の本村の観光産業の基礎となっています。大正時代以降、白馬山麓にもスキーが普及し、太平洋戦争後の昭和27年(1952年)より、スキーの大衆化に伴いリフトの建設などスキー場の開発が始まりました。また、昭和31年(1956年)に神城村と北城村が合併し、現在の白馬村となり、その後の高度経済成長やスキーブーム・ペンションブームにより、観光産業が一躍発展を遂げました。また、平成10年(1998年)に開催された長野オリンピック冬季競技大会を機に、国内外から多くの観光客が訪れる場となっています。

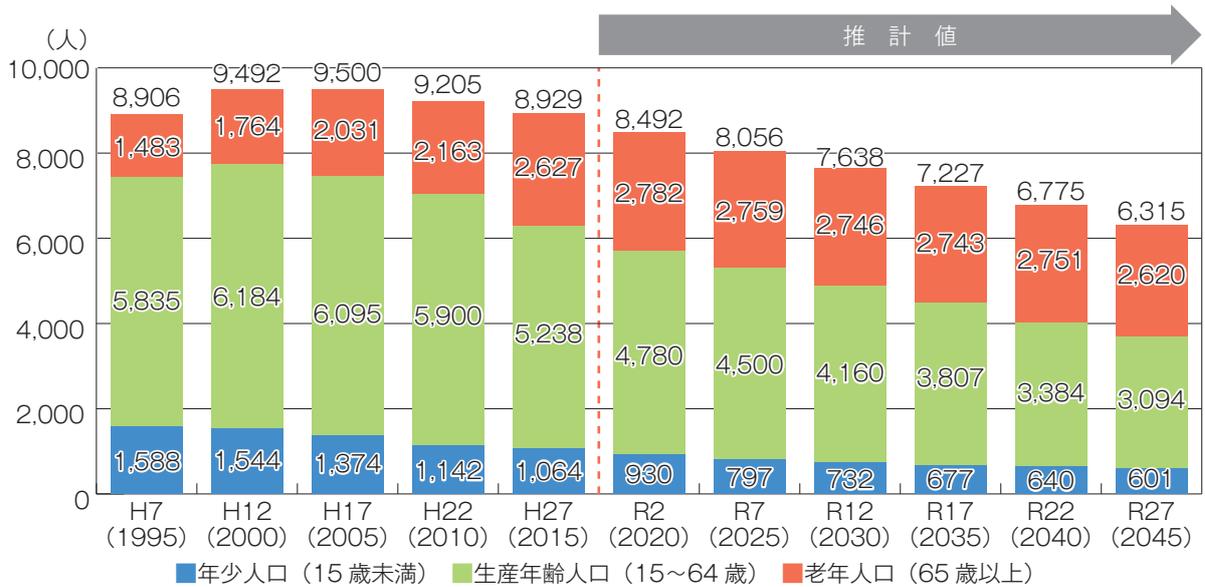
## 2 白馬村の現況

### (1) 人口

#### ①人口の推移

本村の人口は、平成17年（2005年）の9,500人をピークに減少に転じ、平成27年（2015年）に8,929人となり、今後は人口減少が進むと予測されています。

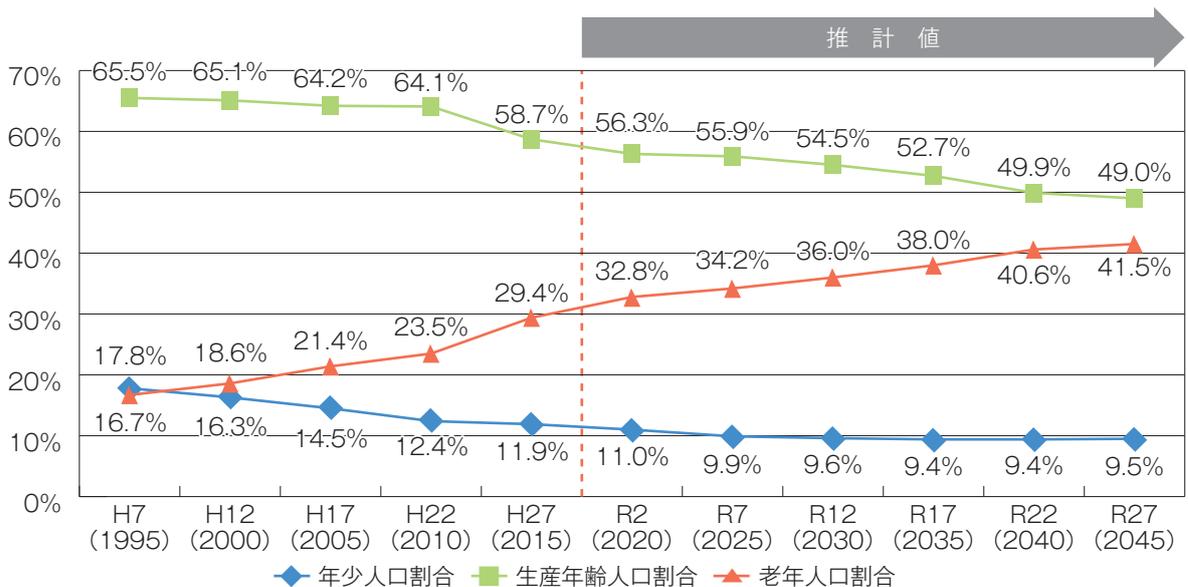
平成27年（2015年）までの年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口の割合は低下、老年人口の割合は増加しています。今後もこの傾向が続くと推計されており、令和27年（2045年）には年少人口が601人（9.5%）、生産年齢人口が3,094人（49.0%）、老年人口が2,620人（41.5%）となることが予測されています。



※平成27年（2015年）の値は、年齢不詳を按分した値

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

図3 年齢3区分別人口の推移と推計



※平成27年（2015年）の値は、年齢不詳を按分した人口を基に算出した値

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

図4 年齢3区分別人口構成比の推移と推計

②人口密度

平成 27 年（2015 年）の 500 mメッシュ別の人口密度は、信濃森上駅や白馬駅の周辺、飯森駅から神城駅の沿線などで高くなっていますが、今後は村全体で人口密度が低下し、特に村中心部や鉄道駅周辺ではその減少幅が大きくなると推計されています。また、郊外では高齢化率が高く、今後さらに高齢化が進行すると推計されています。

平成 27 年（2015 年）から令和 22 年（2040 年）の地区別人口増減率は、瑞穂、新田、八方、みそら野、深空、蕨平で減少率が小さく、青鬼、野平、立の間・通、内山で減少率が高くなっています。

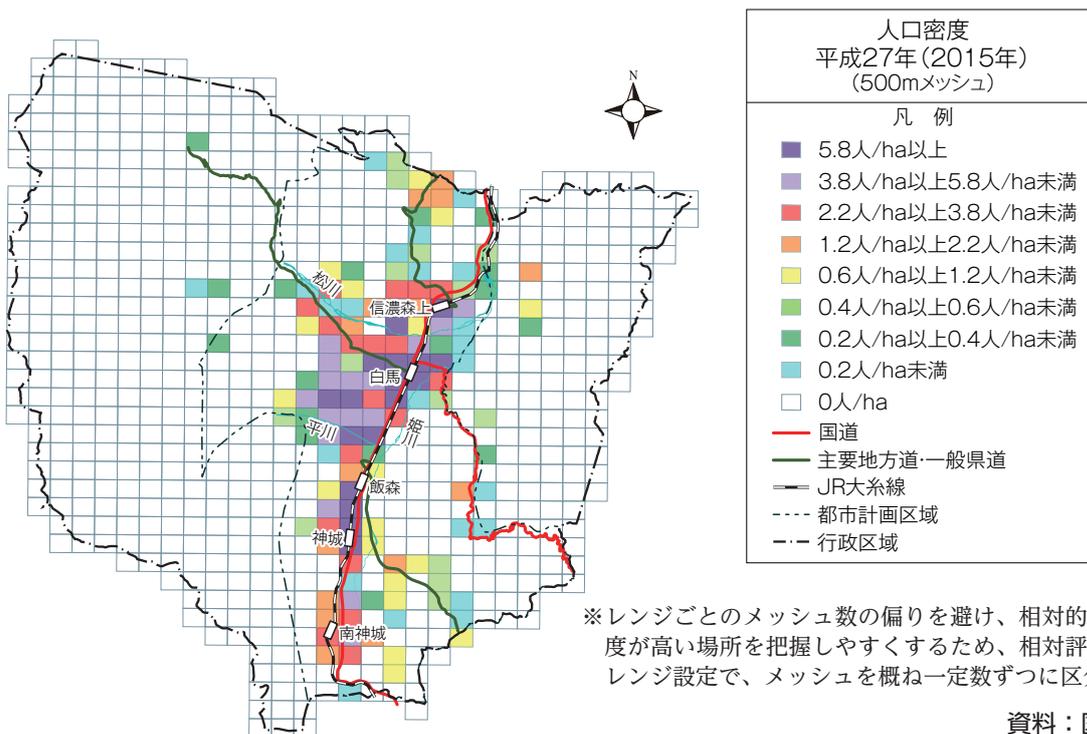


図5 500 mメッシュ別人口密度（平成 27 年（2015 年））

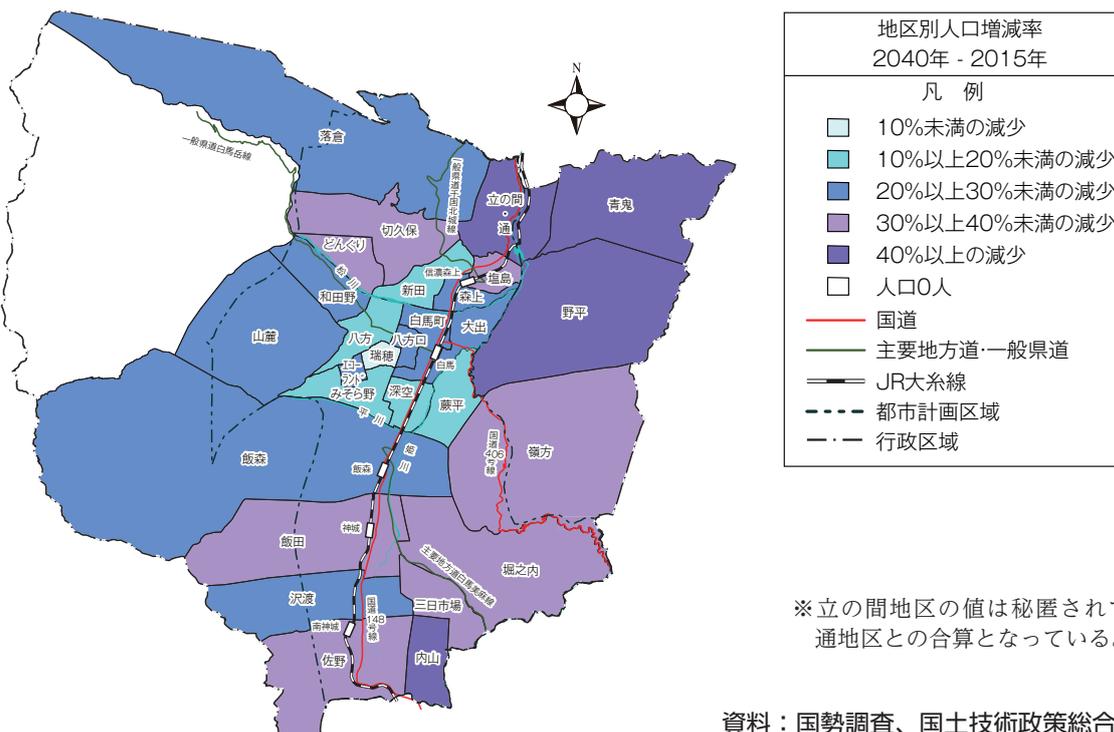


図6 地区別人口増減率（令和 22 年（2040 年）－平成 27 年（2015 年））

(2) 産業

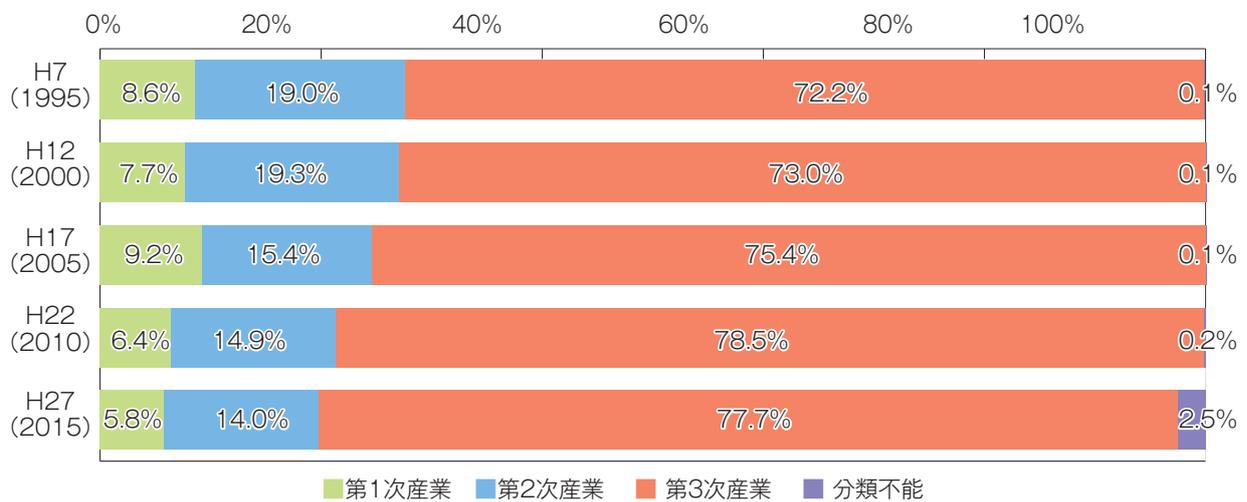
産業3区分別人口構成比の推移をみると、第1次産業人口と第2次産業人口の割合は減少傾向にありますが、第3次産業人口の割合は増加傾向にあります。

平成27年(2015年)における産業大分類別就業者数構成比は、宿泊業、飲食サービス業が30.3%、卸売業、小売業が11.1%を占めており、観光が村の主要産業となっています。

観光については、インバウンド観光や通年観光に力を入れています。近年は観光地利用者延数、観光消費額ともに横ばい傾向にあります。特に令和2年(2020年)は、新型コロナウイルス感染症の蔓延による外国人旅行者の激減等により、観光地利用者延数、観光消費額ともに急減しています。

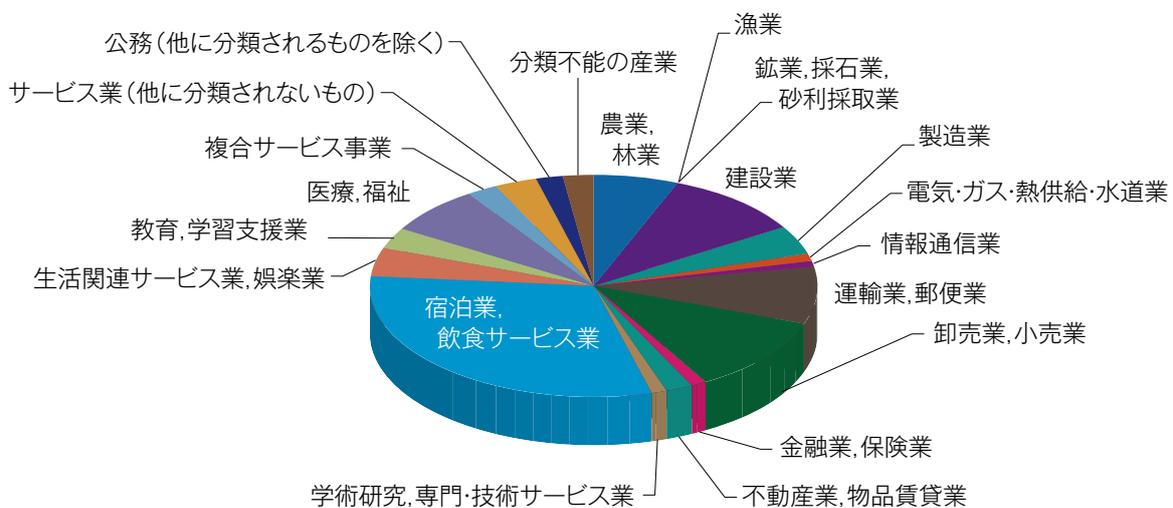
観光資源として、スキー場などをはじめ登山・トレッキングなどの山岳観光、マウンテンバイクなどのアクティビティ、北アルプスをはじめとする山岳景観など、通年対応可能な多くの観光資源があり、世界水準のオールシーズン型マウンテンリゾートを目指しています。

また、観光客の多くは自家用自動車を利用して来訪していますが、さらなる機能強化と観光客の周遊を促すために観光拠点間を連携する道路等の整備が求められています。



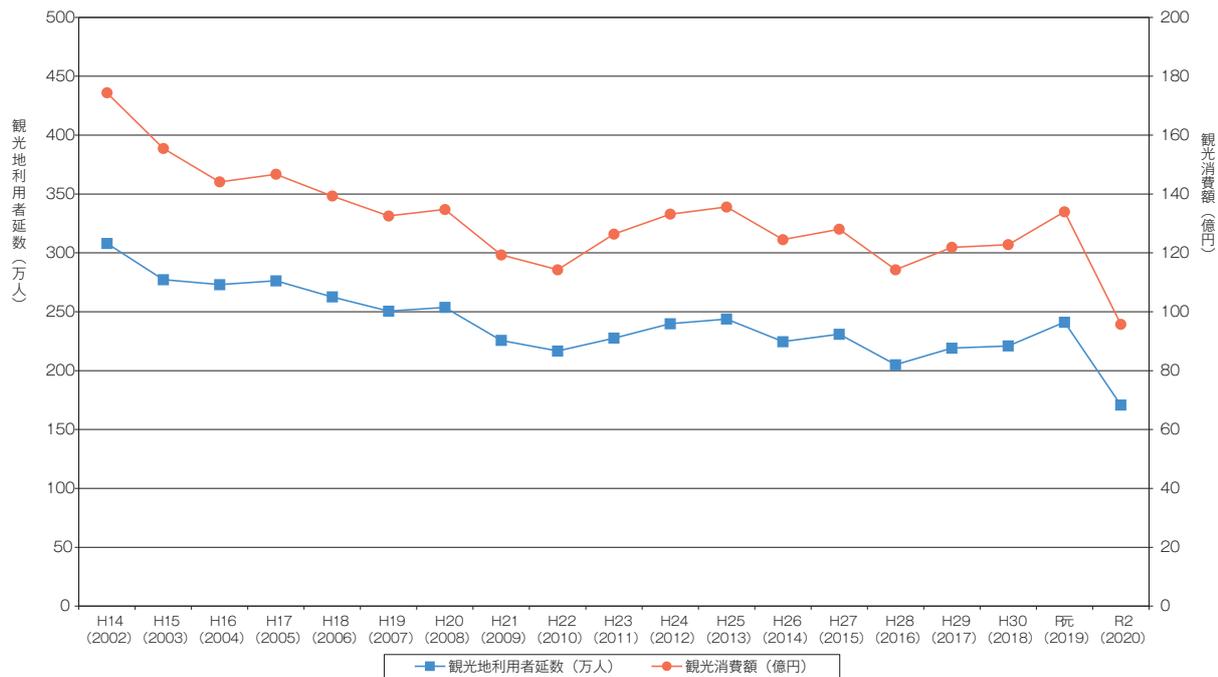
資料：国勢調査

図7 産業3区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査

図8 産業大分類別就業者数構成比 (平成27年(2015年))



資料：長野県観光地利用者統計調査

図9 観光地利用者延数と観光消費額の推移



(3) 土地利用

本村の土地利用は、東西が山林地域となっており、鉄道駅周辺に宅地が位置しています。また、西側山麓には複数のスキー場があり、その周囲に別荘地や宿泊施設等の宅地が集積しています。一方、神城地区や北城地区の一部には、まとまりのある農地が広がっています。

都市計画区域内は用途地域の指定がなく、白地地域での土地利用規制のみとなっています。また、近年外国資本による開発がみられます。



凡 例		
田	住宅用地	交通施設用地
畑	商業用地	公共空地
山林	工業用地	その他の空地
水面	公益施設用地	都市計画区域界
その他の自然地	道路用地	JR大系線

資料：平成30年度白馬村都市計画基礎調査報告書

図10 土地利用の現況

#### (4) 都市交通

##### ① 都市交通

村内の道路は南北に走る国道148号が主軸となり、そこから東に国道406号、主要地方道白馬美麻線が、西に一般県道白馬岳線等が整備され、本村の主な交通を担っています。

主要道路の断面交通量は、国道148号で24時間あたり約13,000台の交通量が観測されており、突出して多くなっています。

また、観光振興等の広域的な交流・連携が期待される地域高規格道路松本糸魚川連絡道路が村内を南北に通過する計画となっていますが、具体的なルート等は今後検討する予定となっています。

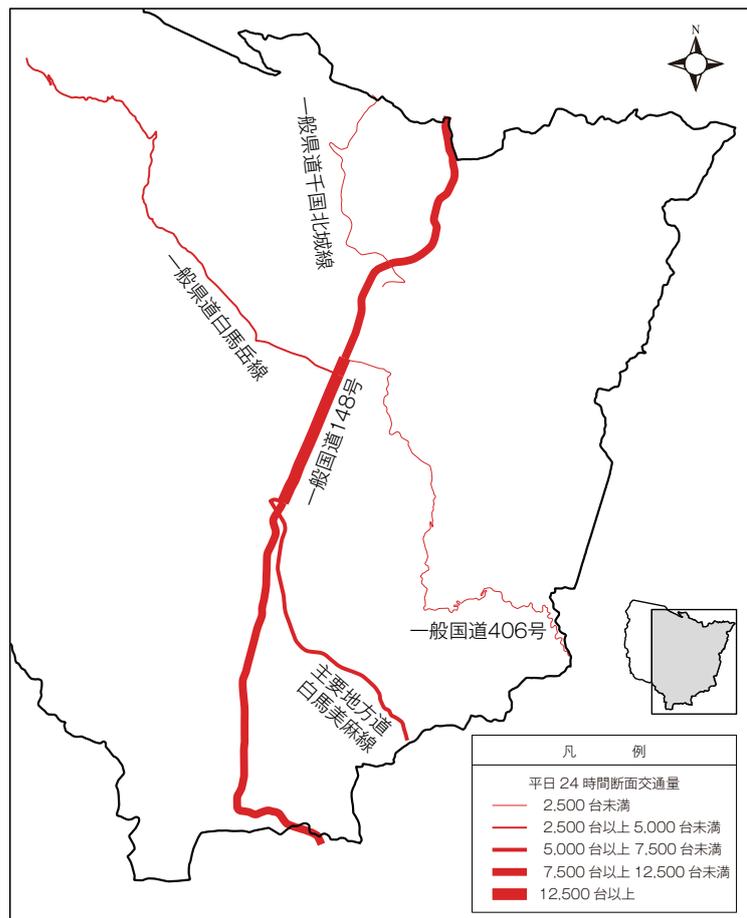
主要な交通結節点である白馬駅周辺では、駐車場が不足しています。

都市計画道路については、7路線、30.22kmを計画決定していますが、改良済延長は7.54km、改良率は24.95%にとどまっています。

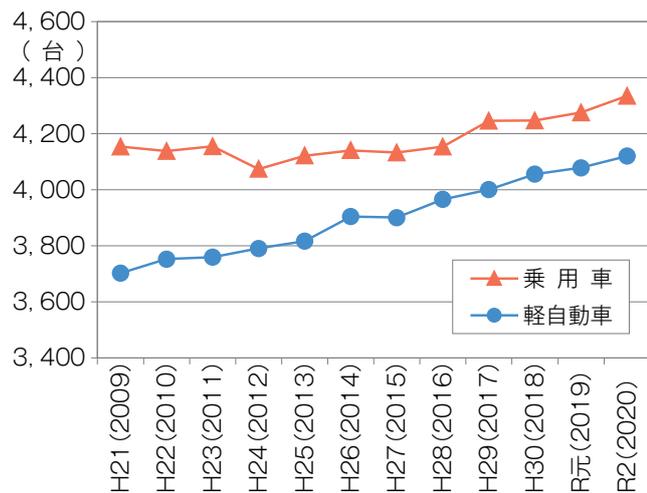
##### ② 公共交通と自動車保有台数

公共交通については、JR大糸線や路線バス、デマンド型乗り合いタクシーがあります。村内主要駅である白馬駅、神城駅、信濃森上駅の年間乗客数はいずれも減少傾向にあり、路線バスについては観光路線が主で生活交通として利用できる路線は2路線のみとなっています。また、デマンド型乗合タクシーについては、年間延べ7,000～8,000人の利用があり、利用登録者の数は700人前後で横ばいとなっています。

一方、自動車保有台数については、人口が減少傾向であるのに対し、乗用車、軽自動車ともに増加傾向にあります。



資料：平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査  
図11 主要道路の断面交通量

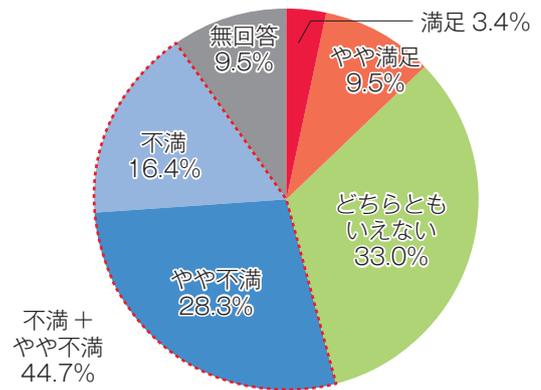


資料：白馬村村勢要覧統計資料2020  
図12 自家用車保有台数の推移

### (5) 公園緑地

村内の都市計画公園は、大出公園（5.9ha）が開設されています。一方、各所に公園等が設置されていますが、その一部は整備が行き届いておらず、機能が十分に活かされていません。

また、公園緑地に対する村民意向については、緑豊かな公園等の拠点の整備に関する満足度（満足＋やや満足）は12.9%、不満度（やや不満＋不満）は44.7%と、不満度の方が高くなっています。特に子育て世代では、遊具や広場がある身近な公園の整備要望が多くなっています。



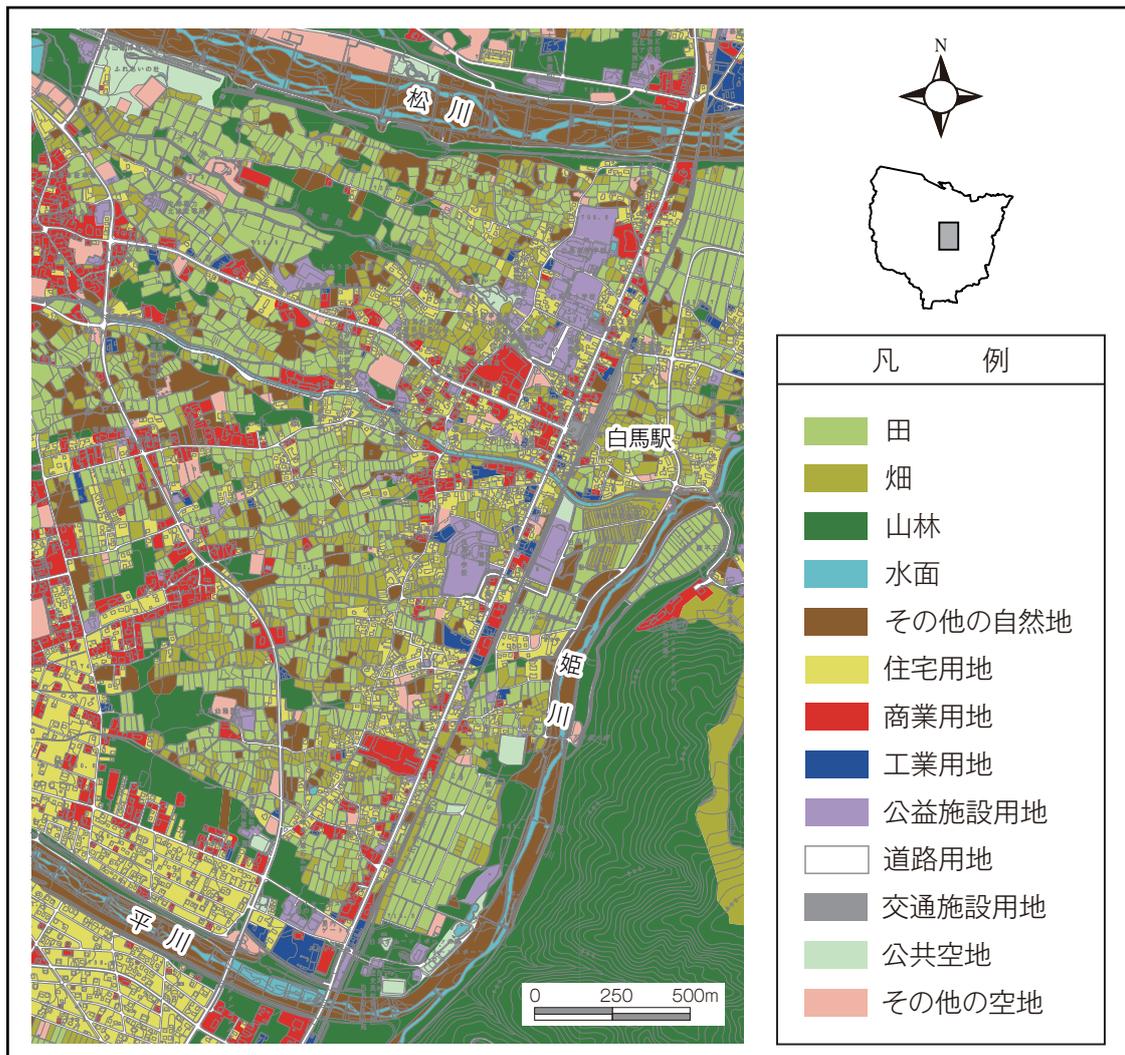
資料：令和3年度白馬村のまちづくりマスタープラン改定に関するアンケート調査結果

図13 公園等の拠点整備に対する満足度・不満度

### (6) 市街地

本村の市街地は、無秩序な都市の拡大がみられる一方、白馬駅周辺は空き店舗の増加などによる空洞化が進行しています。また、農地、住宅地、商業用地、工業用地、行政施設用地等の混在がみられます。

防災機能の向上、良好な沿道景観の創出を目指し、無電柱化に取り組んでいます。



資料：平成30年度白馬村都市計画基礎調査報告書

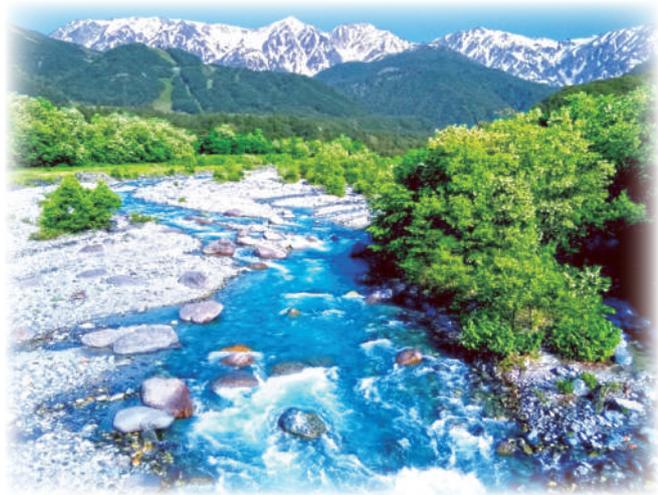
図14 白馬駅周辺の土地利用

### (7) 自然環境

本村の西側には白馬岳を盟主とする白馬連峰があり、東側も緑に覆われた山地が位置しています。姫川が本村中央部を南北に流れ、そこに西から楠川、松川、平川、犬川が、東から谷地川などが合流しています。

村内各所の宅地や農地周辺や別荘地、観光施設等の敷地には多くの樹林が残されています。

また、神城地区や北城地区の一部には、まとまりのある農地があります。



### (8) 都市防災

村制が施行された昭和31年(1956年)以降、豪雨や地震等による災害が複数発生しています。近年では、平成7年(1995年)に梅雨前線豪雨災害により、村内各地で地すべりや家屋の浸水等の被害が見られた一方で、人的被害はありませんでした。また、平成26年(2014年)11月に最大震度6弱を観測した神城断層地震が発生しました。その原因となった神城断層帯は、糸魚川静岡構造線断層帯の一部であり、今後も同様の震災に見舞われる可能性があります。この神城断層地震が発生した際は、地域コミュニティの共助により、地域住民が支えあう仕組みの重要性が再認識されました。

現在村内では災害発生のおそれがある区域として、土砂災害特別警戒区域221箇所、土砂災害警戒区域294箇所、急傾斜地崩壊危険区域が6箇所、地滑り防止区域の県建設部所管が10箇所、県林務部所管が2箇所の計12箇所が指定されており、近年の急変する気象状況等により水害や土砂災害の発生が危惧されます。

また、村内の建物の約半数が昭和56年(1981年)以前の旧耐震基準で建てられた建物であり、老朽化や災害時の倒壊等が懸念されます。「白馬村耐震改修促進計画」によると、令和3年度(2021年度)時点で住宅の18.9%、多くの人が集まる特定建築物の7.1%が耐震性を有していないとされています。

一方、村内を通過する国道148号は、緊急交通路指定予定路線の「その他幹線道路」、緊急輸送路の「緊急交通路交通規制対象予定道路」、震災対策緊急輸送路(第一次)に指定されています。また、主要地方道白馬美麻線は、緊急輸送路の「緊急交通路交通規制対象予定道路」、震災対策緊急輸送路(第二次)に指定されています。



表1 主な災害の発生・被害状況

発生年月		災害発生・被害状況	被害額
昭和32年 (1957年)	7月	集中豪雨(231mm) 谷地川・木流川が反乱冠水70町歩	1.1億円
昭和34年 (1959年)	9月	台風15号のため松川堤防決壊 北城小学校他、家屋流出浸水114戸	2.9億円
昭和40年 (1965年)	7月	松川氾濫 床上浸水21戸	—
昭和44年 (1969年)	8月	集中豪雨	2.6億円
昭和56年 (1981年)	1月	未曾有の豪雪 家屋の破損あいつぐ	—
昭和57年 (1982年)	4月	突風 破損65戸	3.5億円
昭和59年 (1984年)	7月	集中豪雨	6.6億円
昭和60年 (1985年)	6～7月	梅雨による被害続出	13.4億円
平成3年 (1991年)	9月	台風19号 家屋の損壊等村内に被害	—
平成7年 (1995年)	7月	県北部豪雨 24時間の降水量298mmを観測 床上・床下浸水50戸	83.2億円
平成26年 (2014年)	11月	長野県神城断層地震 最大震度6弱 重傷者3名 軽傷者20名 住家被害241棟	61.3億円

資料：白馬村HP、平成7年7月梅雨前線災害の記録、長野県神城断層地震災害記録集

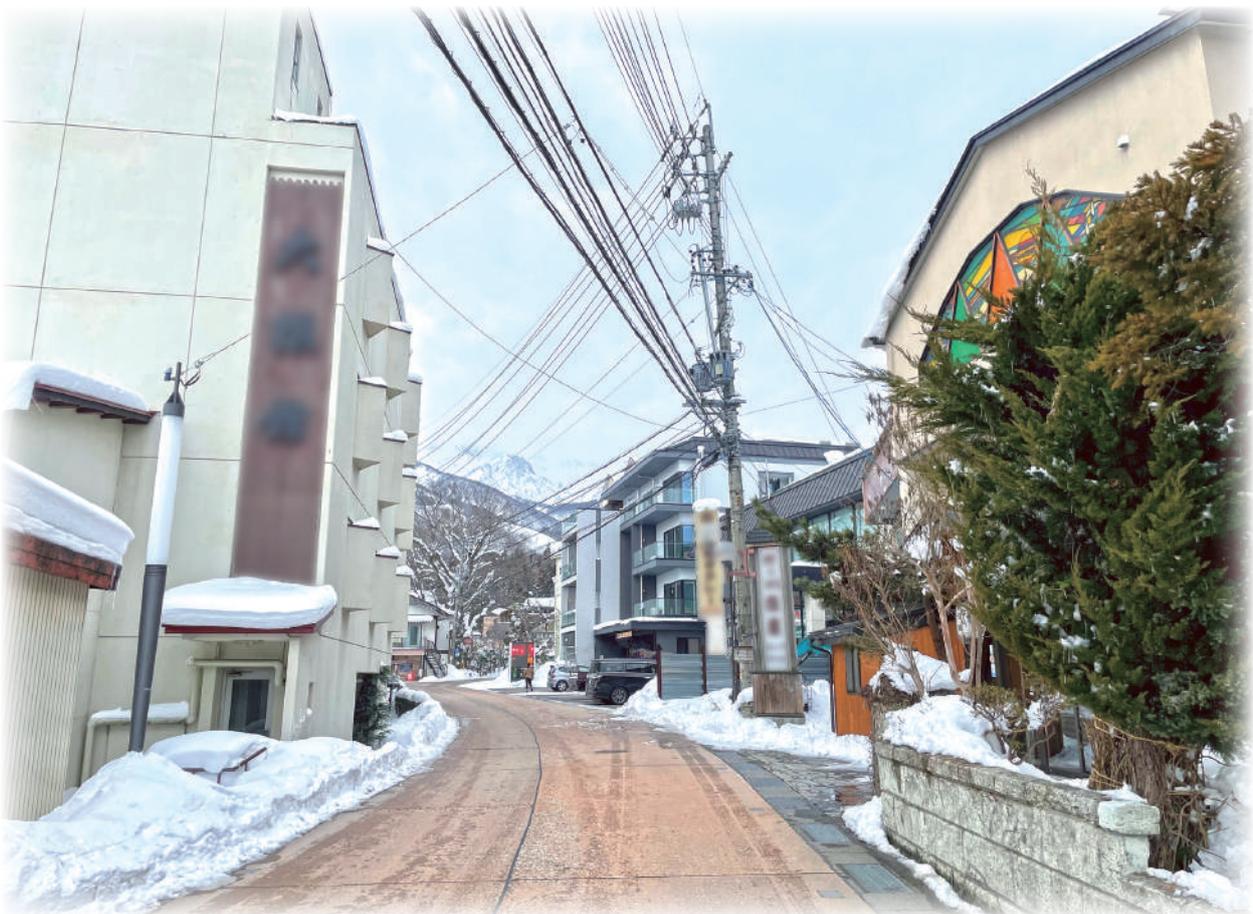
## (9) 都市景観

本村の景観は、白馬連峰をはじめとする山岳景観や松川や平川の扇状地に広がる田園景観に加え、スキー場やジャンプ競技場が村内の至る所から望むことができる特徴的な景観を有しています。また、塩の道と呼ばれる千国街道などの街道沿いには集落が築かれ、地域の歴史や生活文化に根差した佇まいを見ることができ、歴史的・文化的な景観も残されています。近年は世界に注目されるリゾートエリアとなり、これまでにはない斬新で多様な感覚を用いたデザインや色使いの建物も建設されています。このような建物も新しい村の景観の一部であり、旧来からの集落景観との共存も特徴のひとつといえます。

これらの景観を保全するため、「白馬村環境基本条例」や「白馬村まちづくり環境色彩計画」「景観育成住民協定」などにより、景観育成に取り組んできました。また、長野県景観育成計画では、特に重点的に景観の育成を図る区域として「国道147号・148号沿道景観育成重点地域」が指定されたことで、相互に補完しあいながらこれまで景観行政が進められてきました。

これまで個々に取り組んできた景観づくりを、村全体の一体感ある取り組みとするため、良好な景観づくりに関する基本的な考え方や方針及び基準、取り組みのあり方などを明らかにし、本村らしい景観を、村民自らが共有財産として認識し次世代に継承するため、令和4年（2022年）に景観行政団体へ移行し、「白馬村景観計画」を策定しました。令和5年（2023年）1月より「白馬村景観計画」及び「白馬村景観条例」を全面施行し、景観と調和したまちづくりを進めています。

また、屋外広告物の設置については、中部山岳国立公園の区域を除く地域が長野県屋外広告物条例による「白馬村屋外広告物特別規制地域」に定められています。

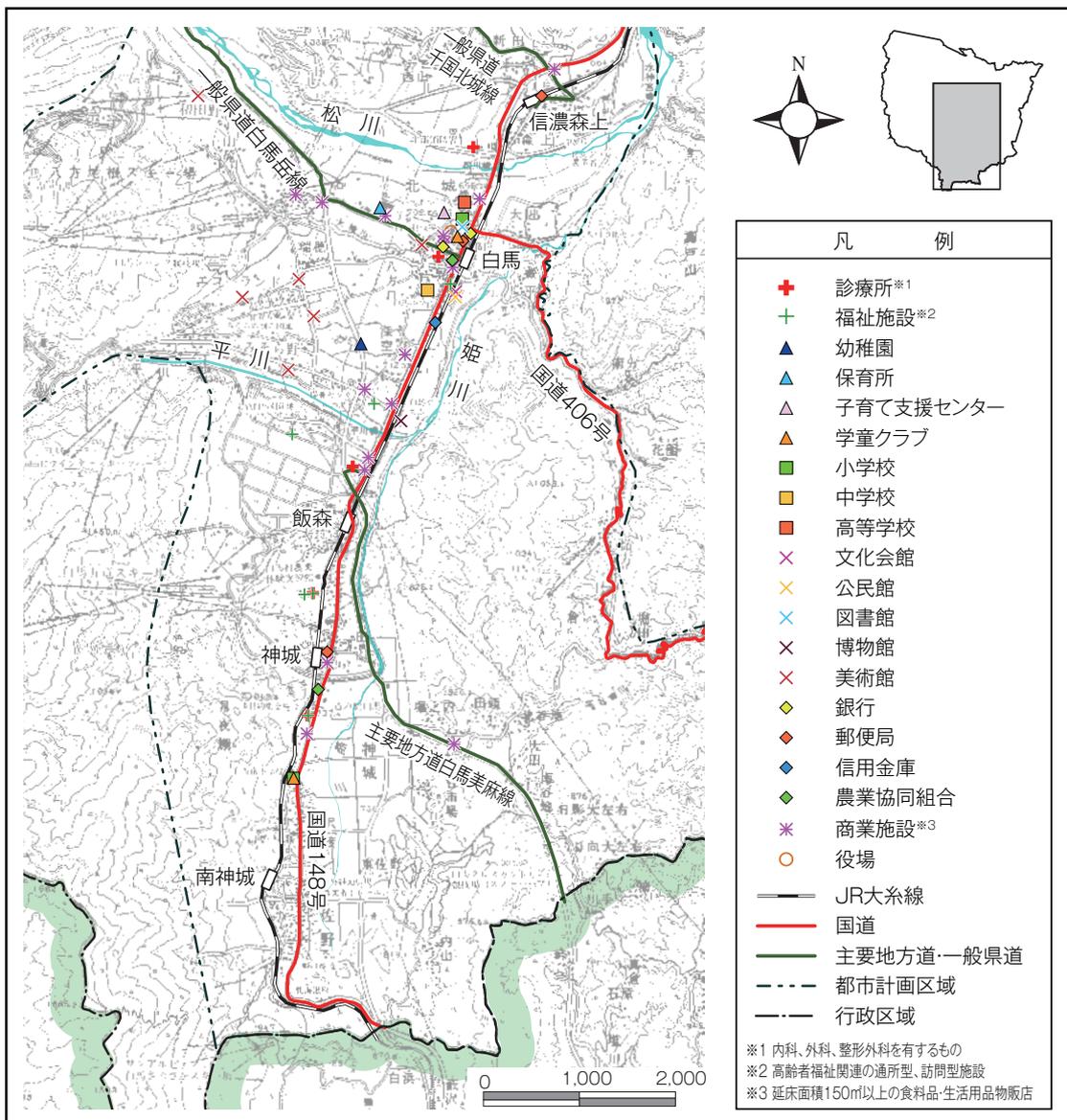


(10) その他の都市施設

その他の都市施設として、738haを公共下水道区域として都市計画決定し、供用しています。

また、ごみ焼却場として都市計画決定している白馬山麓清掃センターは、北アルプス広域連合が跡地周辺に建設した「白馬リサイクルセンター」(パッカー車待機所併設のストックヤード方式)にその役割を引き継ぎ、リサイクルを推進しつつごみの焼却は大町市の北アルプスエコパークで行っています。白馬山麓清掃センター跡地には、白馬リサイクルプラザを建設し、周囲の環境との調和を図りつつリサイクルの普及啓発の場としての利用が期待されています。

日常生活に必要な医療施設、福祉施設、商業施設、金融機関、公共施設といった施設については、白馬駅周辺に集中していますが、国道148号沿いや一般県道白馬岳線沿い等、自動車によるアクセスを前提とした位置にも立地しています。



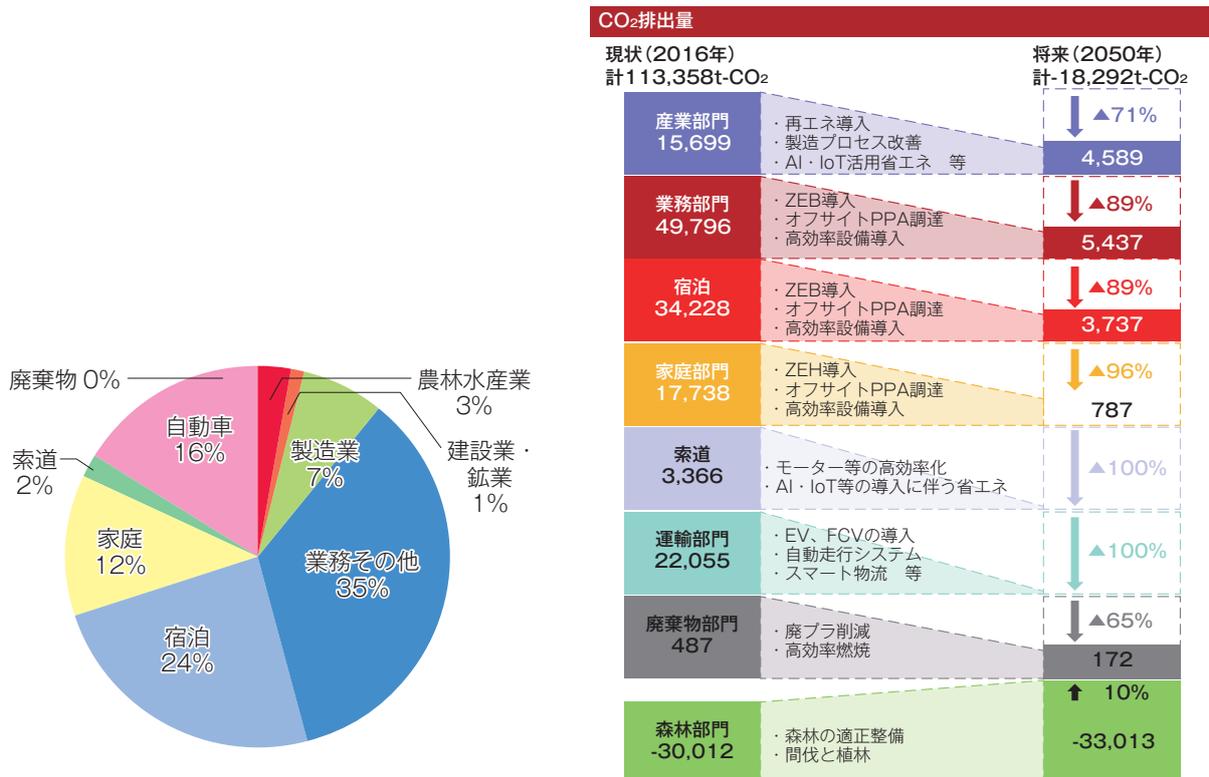
資料：国土数値情報・医療機関（令和2年時点）、厚生労働省介護サービス情報公表システム（令和元年9月時点）、長野県社会福祉施設名簿（令和3年4月時点）、国土数値情報・福祉施設（平成27年時点）、白馬村HP、白馬村公共施設現況資料、国土数値情報・学校（平成25年時点）、白馬村公民館条例、白馬村観光局HP、各金融機関HP、家屋台帳（一部、時点修正）

図15 都市機能増進施設の分布

(11) 低炭素都市づくり

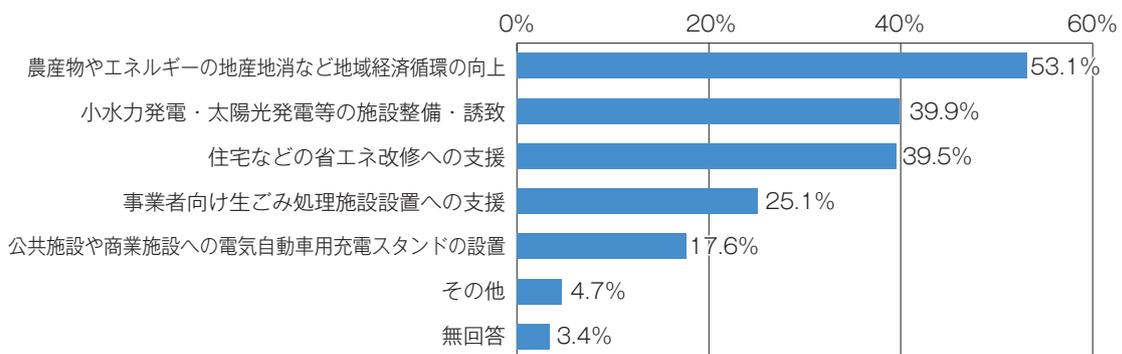
本村の温室効果ガス排出量は年間 113,358t-CO<sub>2</sub> となっており、地球温暖化や気候変動への対応は人類にとって急務となっています。平成 21 年（2009 年）の「白馬村地球温暖化対策地域推進計画」の策定をはじめ、令和元年（2019 年）に「白馬村気候非常事態宣言」、令和 2 年（2020 年）に令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」等を行っています。また、令和 4 年（2022 年）には、ゼロカーボンの達成に向けた明確な道筋を描くため「白馬村のゼロカーボンビジョン～白馬村気候非常事態宣言に向けた基本計画～」を策定し、将来にわたり持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

ゼロカーボン社会実現のための行政の取り組みに関する村民意向は、約半数が「農産物やエネルギーの地産地消など地域経済循環の向上」と回答しており、低炭素都市づくりが求められています。



出典：白馬村のゼロカーボンビジョン～白馬村気候非常事態宣言に向けた基本計画～

図 16 平成 28 年度（2016 年度）の温室効果ガスの排出割合と将来推計



資料：令和 3 年度白馬村のまちづくりマスタープラン改定に関するアンケート調査結果

図 17 脱炭素社会実現のために必要な行政の取り組み

### 3 村民意向

#### (1) アンケート調査

##### ①調査の目的

白馬のまちづくりマスタープランの改定に際し、施策の評価とまちづくりに対する村民意向の把握を行い、計画策定の基礎資料に活用することを目的に村民アンケートを行いました。

##### ②調査の概要

調査対象	住民基本台帳における18歳以上の白馬村民のうち、無作為抽出した2,000人（うち英語版の調査票を、91人に配布）
調査方法	配布方法：郵送 回収方法：郵送もしくは役場窓口への持参、またはWeb回答
調査期間	令和3年（2021年）7月30日～8月12日投函締め切り（8月27日到着分まで有効）
回収状況	有効回収数：746（郵送分631、Web分115） 回収率：37.3%

##### ③主な村民意向

#### 【まちづくりへの満足度・重要度】

それぞれの施策の重要度と満足度について、満足度の「満足」から「不満」まで、重要度の「重要」から「重要でない」までの回答順に5～1のポイントを付け、それに回答数を乗算した数値の平均値を施策別に算出しました。また、満足度を横軸、重要度を縦軸とし、相関を散布図に示しました。なお、4つの領域を区分する満足度と重要度の平均値は、すべての施策の平均値としました。

「移動円滑化のための公共交通機関の整備」、「高齢者等弱者にやさしいまちづくりの推進」等の施策は、平均値より満足度が低く、重要度が高くなっており、見直しの必要な領域に属しています。

また、「主要拠点の都市機能強化と連携」、「商業サービス施設の機能充実」等の施策は満足度・重要度ともに平均値より低く、施策の縮小・見直しが必要な領域に属しています。

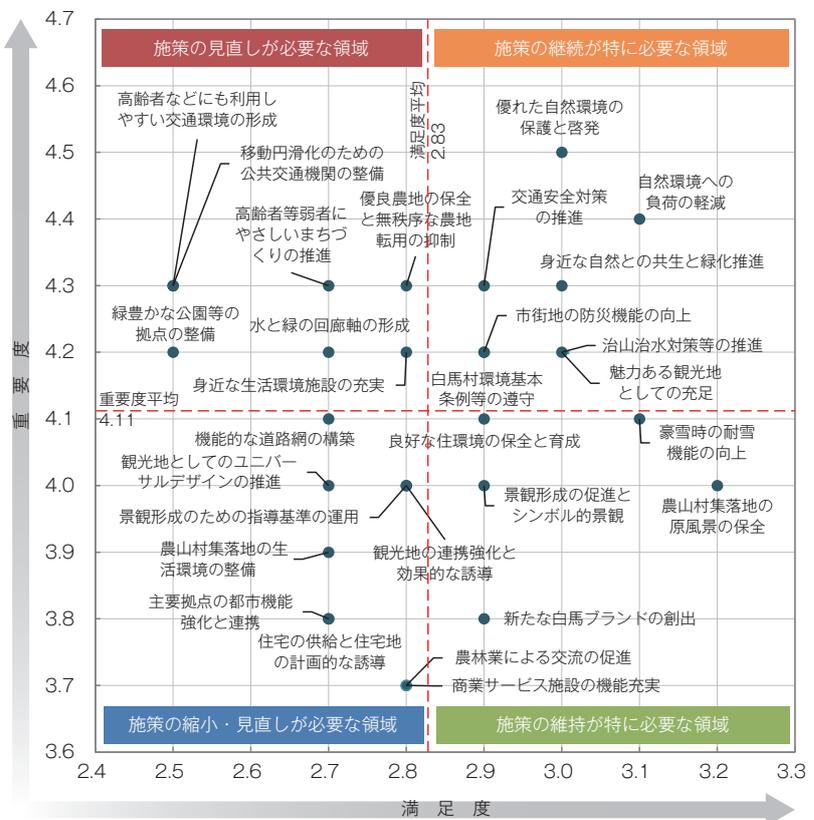


図 18 重要度-満足度相関図

【土地利用における課題】

土地利用についての問題や課題は、「投資目的の土地の取得が増えている」が35.1%で最も多く、次に「空き家や空き店舗などが多くみられる」が29.9%となっています。

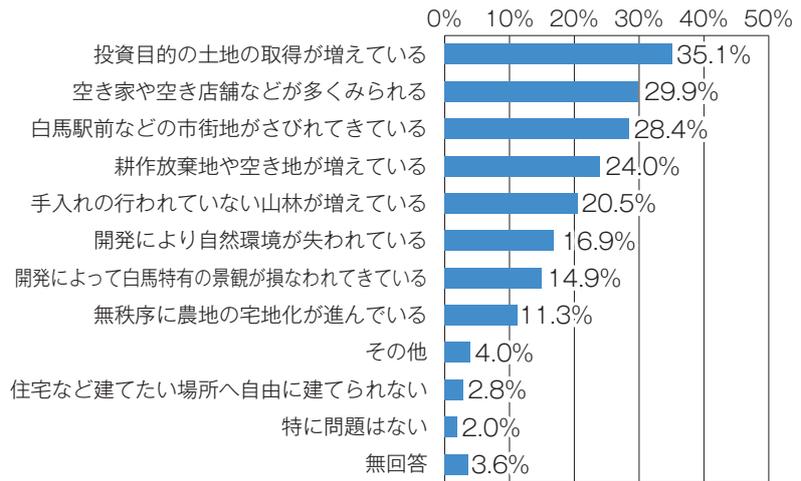


図 19 土地利用における課題

【観光振興に必要な公共的基盤整備】

観光振興に必要な公共的基盤整備としては、「散策路やサイクリングロードなど周遊機能の充実」が36.7%で最も多く、次に「シャトルバスの運行など駅から観光地までの移動手段（二次交通）の充実」が31.1%となっています。

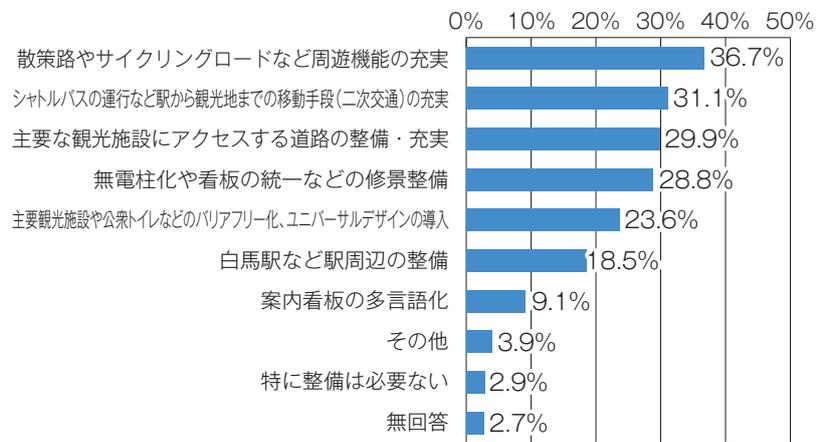


図 20 観光振興に必要な公共的基盤整備

【土地利用や社会基盤整備に対する行政の取り組みへの期待】

土地利用の誘導や道路・公園などの公共施設の整備など社会基盤整備のうち、行政に力を入れてほしいことは、「自然環境の保全」が44.6%で最も多く、次に「松本系魚川連絡道路の整備」が35.3%となっています。

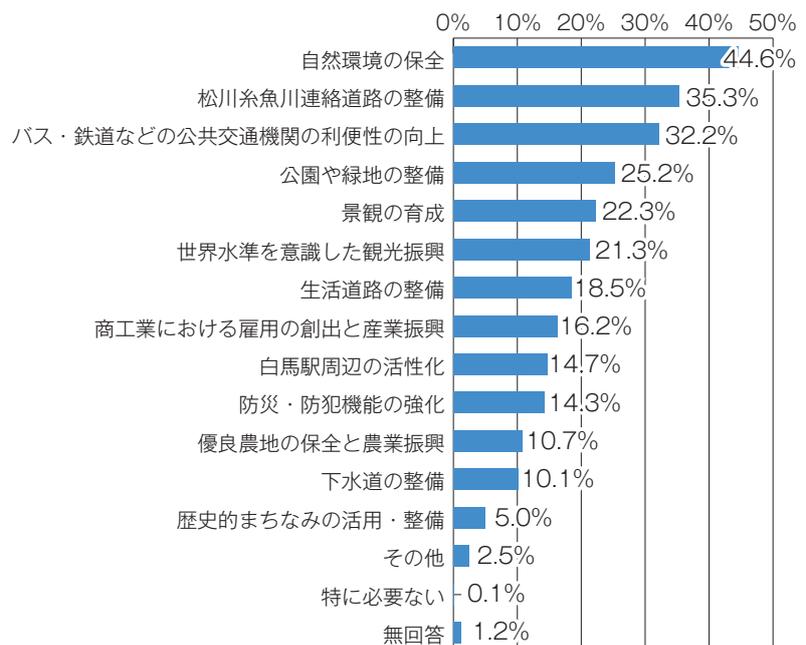


図 21 土地利用や社会基盤整備に対する行政の取り組みへの期待

## (2) ワークショップ

白馬のまちづくりマスタープランの改定に際し、村民意向を反映した実効性の高い計画の改定を目指す観点から、地域住民のまちづくり（都市計画）に対する要望や課題等の住民意向の把握と、地域住民の皆様には計画の概要を説明し、御理解頂くことを目的にワークショップを開催しました。

表2 ワークショップの開催状況

	開催日	参加人数	プログラム
第1回	令和3年 (2021年) 11月19日	71名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画概要の説明</li> <li>○アンケート調査結果の説明</li> <li>○ワークショップの目的の説明</li> <li>○グループ討議 テーマ：将来残したいこと、将来不安なこと</li> <li>○情報共有</li> <li>○重点的に進めてほしいまちづくりへの投票</li> </ul>
第2回	令和3年 (2021年) 12月7日	44名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループ討議 テーマ1：村の中心部を元気にする方法を考えよう テーマ2：生活しやすいまちづくりに必要なもの を考えよう</li> <li>○情報共有</li> </ul>

## ワークショップの様子



## 4 まちづくりの課題

表3 まちづくりの課題(1)

項目	課 題
人 口	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人口減少への対応：適正な人口密度を維持可能な規模の市街地とすることが必要です。</li> <li>●学校施設の適正配置：少子化に伴い、学校施設の統廃合及び適正配置が必要となる可能性があります。</li> <li>●少子高齢社会への対応：地区人口の減少や少子高齢化の進展により、地域コミュニティの維持が課題となっています。</li> <li>●村の活力の維持への対応：生産年齢人口が減少しても、村の活力を維持する方策が必要です。</li> <li>●移住・定住対策：村外からの移住・定住対策による人口減少の抑制が必要です。</li> </ul>
産 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●白馬村景観計画の推進と景観条例の適正な運用：白馬連峰は、村の観光資源のひとつであり、景観を活かした魅力の維持・向上が必要です。</li> <li>●交流人口の拡大に伴う観光施設の機能強化やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化への取り組み：「世界水準」を意識した通年型マウンテンリゾートとして、国内外からの来訪者が安心して訪れることができる受け入れ環境の整備が必要です。</li> <li>●地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期実現と観光関連道路の機能強化、公共交通網の利便の向上：主要な幹線道路や観光施設等への効率の良い誘導が可能となる道路など、より利便性の高い道路網、公共交通網への取り組みが必要です。</li> <li>●計画道路の適正配置と整備の促進：村内の観光拠点間で連携を図るため、それぞれを連絡する道路網等の整備が必要です。</li> </ul>
土 地 利 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地の保全：まとまりのある農地について、保全することが必要です。</li> <li>●無秩序な宅地拡大の抑制：幹線道路沿いや既存別荘地周辺の農地等の宅地化を抑制する必要があります。</li> <li>●持続可能なまちづくりの実現：住宅用地及び都市機能施設の適正な配置により、自家用自動車に依存しない、持続可能なコンパクトなまちづくりを実現する必要があります。</li> <li>●良好な住環境の維持：良好な住環境を維持するために、観光関連施設と住宅等との混在の解消が必要です。</li> <li>●必要な宅地の確保等、適正な開発の誘導・指導：無秩序な宅地化は抑制しつつ、必要な宅地を確保するなど、開発等に対する適正なルール作りとその運用が必要です。</li> </ul>
都 市 交 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使いやすい公共交通の構築と村民への積極的な働きかけによる公共交通への転換：生活交通として利用できる公共交通網の拡充と利用促進により、自家用自動車中心の交通から公共交通への転換が課題です。</li> <li>●交通弱者の移手段の確保：高齢者等、自家用車を運転できない人が安全に移動できる、利便性の高い公共交通手段を確保する必要があります。</li> <li>●白馬駅周辺地域における通過交通対策の検討と駅周辺の歩道や駐車場などの機能強化：白馬駅前など、商業施設、住宅等が密集する区域内を、国道148号が通過しており、多くの交通量もみられ、また駐車場も不足していることから、機能の強化や複線化が必要です。</li> <li>●地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期実現：広域連携、緊急時における輸送路の確保等に資するため、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期実現が必要です。</li> <li>●都市計画道路の見直し：都市計画道路について、都市計画決定から相当の期間が経過しており、必要性、代替性、実現性等の検討が必要です。</li> </ul>
公 園 ・ 緑 地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園の新設、維持・管理と魅力の向上：既存公園の適正な維持管理と有効活用が求められています。</li> <li>●村民の意向に沿った魅力ある公園の新設の検討：村民の憩いの場として、公園の設置が必要です。</li> </ul>

表4 まちづくりの課題(2)

項目	課題
市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後整備に取り組むべき中心市街地の範囲の明確化：白馬駅、役場、白馬北小学校、白馬中学校、白馬高校等を含む区域を中心市街地として位置づけることが必要です。</li> <li>●白馬駅周辺の整備の推進と快適な環境を整えた市街地の形成：本村の中心地として、白馬駅の駅舎を含む駅周辺整備が求められています。</li> <li>●施設の集約・機能強化等、コンパクトな市街地の形成：本村の中心としての機能の集約が必要です。</li> <li>●都市計画制度運用の検討：適正な土地利用への誘導が課題です。</li> </ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑の保全と活用：白馬連山、東山山麓を、都市に隣接する緑として保全と活用をする必要があります。</li> <li>●適正な開発の誘導・指導：特に村の西側の山麓部、平地の樹林などでの開発の可能性があり、樹林の保全と開発の適正な誘導や指導が必要です。</li> <li>●農地の保全：まとまりのある農地について、保全することが必要です。</li> <li>●水辺の活用：各河川沿いなどについて、憩いのスペース・アウトドア空間としての有効活用を検討する必要があります。</li> <li>●住民協働による緑化の推進：村内に残されている緑地を保全するためには、村民との協働による取り組みが必要です。</li> </ul>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災施設の設置・維持管理、緊急輸送路の確保への対応：災害を未然に防ぐための土砂災害対策施設の設置要望、無電柱化等による緊急輸送路の確保等の取り組みが必要です。</li> <li>●災害に強い土地利用の推進：災害発生のおそれを勘案した居住の誘導、防災体制の整備等、ソフト面の対策が必要です。</li> <li>●地域防災体制づくり：「白馬の奇跡」に代表されるように、地域コミュニティによる防災体制の構築と適正な運用が必要です。</li> <li>●耐震改修の促進：建物の倒壊等により直接人命に影響を及ぼしたり、道路等の交通を遮断したりする可能性があるため、耐震改修の促進が必要です。</li> </ul>
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山岳景観、自然公園の景観の保全：観光資源の一要素ともなる山岳景観、自然公園の景観を保全する必要があります。</li> <li>●景観保全のための里山の維持・管理：里山景観等の保全のため、間伐・除伐・枝打ち等や周辺部の除草等が必要です。</li> <li>●田園景観、市街地景観の保全：市街地景観、田園景観等、面的な広がりを持つ景観の保全が必要です。</li> <li>●沿道景観の創出・保全：観光客が多く利用する沿道の景観、沿道からの眺望景観の創出・保全が必要です。</li> <li>●河川景観の保全：河川の適正な管理による河川景観の保全が必要です。</li> <li>●歴史的景観の保全・維持：青鬼地区など、歴史的な景観を保全するための取り組みの継続が必要です。</li> <li>●白馬村景観計画の推進と景観条例の適正な運用：先人より守り継がれた本村の景観を、後世に伝えるための、村民との協働による取り組みが必要です。</li> </ul>
都市施設 その他の	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下水道事業の推進：平成24年（2012年）に都市計画決定された下水道区域全域の供用開始が課題です。</li> <li>●生活に必要な施設の維持と適正配置：限られた財源のなかで、公共施設をはじめ生活に必要な施設の維持と適正な配置が課題です。</li> </ul>

表5 まちづくりの課題(3)

項目	課 題
低炭素都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの構築の実現：無秩序な都市の拡大は、村民の移動や公共施設の維持管理に伴い多くの温室効果ガスを排出することが課題です。</li> <li>●省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用促進：公共建物や都市基盤等の整備・使用にあたって、消費エネルギーの縮減を図るとともに、再生可能エネルギー利用への転換が必要です。</li> <li>●都市計画道路の整備の推進、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進：自動車を円滑に走行させることにより温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。</li> <li>●二酸化炭素の吸収源となる森林や里山の保全・適正管理：森林、里山の適正な管理と乱開発の抑制により、二酸化炭素吸収量の維持・増大を図る必要があります。</li> <li>●緑の多様な機能の活用を図る取り組み検討：ゼロカーボンビジョンの具現化に向け、緑の持つ多様な機能を活用したまちづくりが必要です。</li> </ul>



## 第4章 全体構想

### 1 まちづくりの将来像

#### (1) まちづくりの基本的命題

本村では、平成28年（2016年）に「白馬第5次総合計画 基本構想」を策定し、この中で「白馬村の基本理念」が示され、また、基本理念を実現するための4つの基本目標を示しています。

この4つの基本目標に、村民のまちづくりに対する意向を反映し、まちづくりの基本的命題を以下のように定めます。

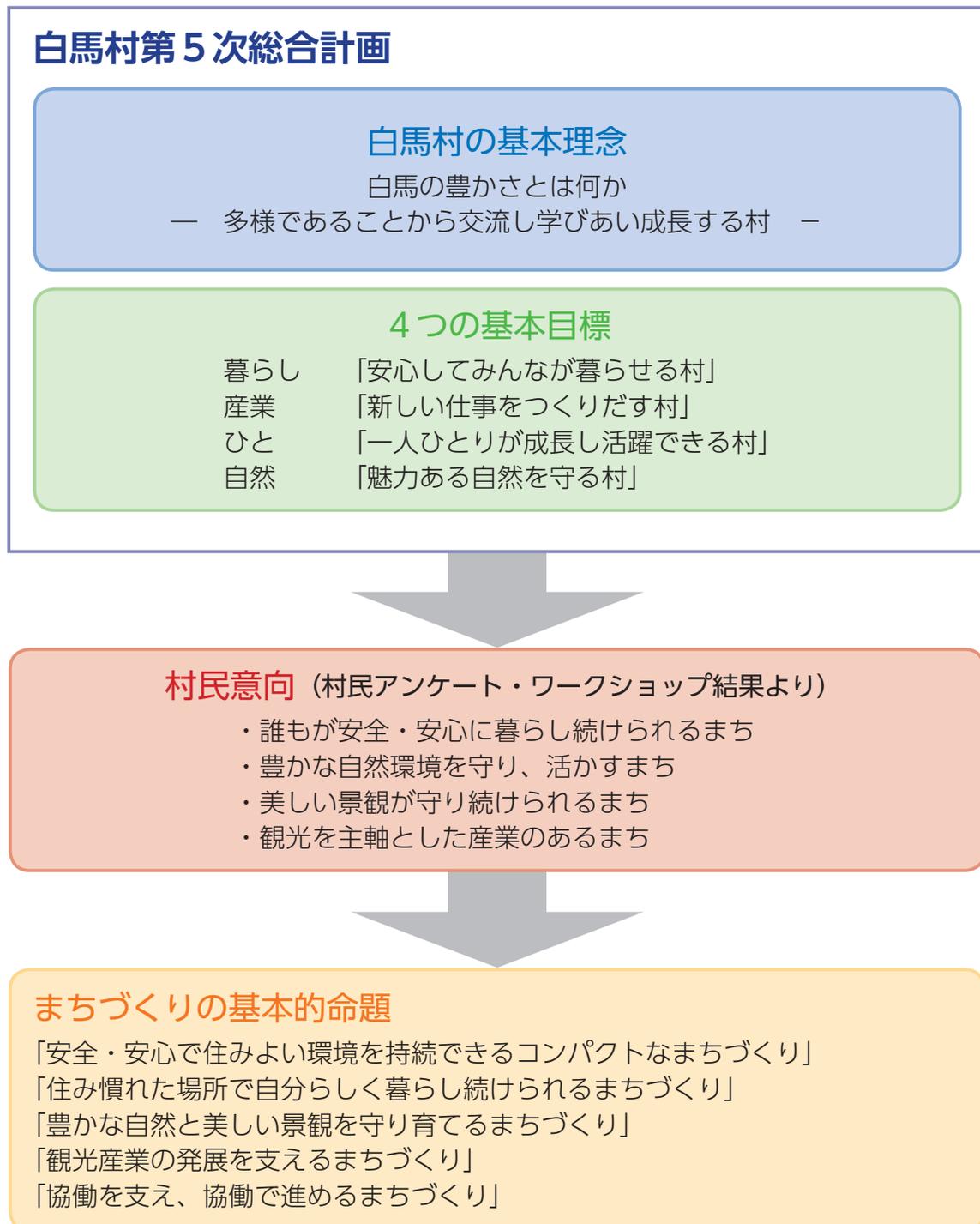


図 22 まちづくりの基本的命題

## (2) 基本的命題（基本理念）の考え方

### ①「安全・安心で住みよい環境を持続できるコンパクトなまちづくり」

本村では、様々な要因から平成17年（2005年）をピークに人口減少に転じており、村の中心部である白馬駅周辺、信濃森上駅周辺では、今後も人口減少が著しくなると推計されています。また、村民の生活の基盤となる道路、上下水道等のインフラや公共施設等の整備に投資してきましたが、今後の人口減少によりこれらの維持が難しくなることが予想されます。

さらに、地球温暖化に起因する気候変動により、想定を超える降雨による災害、本村の観光に大きな影響を及ぼす降雪量の変化など、村民の生活に対するリスクは増大しています。

また、人口減少社会においても持続可能なコンパクトなまちづくりを進めることが求められています。

そのためには、コンパクトなまちづくりを進めるとともにリスクを低減する土地利用と都市基盤等のインフラの整備を推進し、「安全・安心で住みよい環境を持続できるコンパクトなまちづくり」に取り組みます。

### ②「住み慣れた場所で自分らしく暮らし続けられるまちづくり」

本村では、古くからの集落が点在し、それぞれの地域ごとに多様なコミュニティが育まれてきました。

一方で、人口減少・少子高齢化はもとより、情報通信技術の進展、産業構造、就業構造の変化などを背景とし、さらに、近年の新型コロナウイルス感染症の蔓延等もあいまって、人と人とのつながりや世代間交流の希薄化が進み地域コミュニティの維持が難しくなっています。

さらに、自動車の利用を前提とした生活環境において、高齢者の日常生活に支障を来す可能性も指摘されています。

しかし、誰もが生まれ育った地域に、また移り住んだ地域に対するそれぞれ潜在的な愛着があり、多くの人はこれをアイデンティティとし、年齢を重ねるごとに定着と回帰への欲求が高まります。

まちづくりの基本は、その地域で生活している子どもから大人やお年寄りまでのすべての人々にとって、将来にわたって安心して暮らし続けられることです。

そのため、コンパクトなまちづくりを目指す一方で、「住み慣れた場所で自分らしく暮らし続けられるまちづくり」に取り組みます。

### ③「豊かな自然と美しい景観を守り育てるまちづくり」

本村の最大の魅力となる雄大でかけがえのない北アルプス周辺や身近に触れることができる多様な自然を保全することはまちづくりにとって重要な要素です。

また、この豊かな自然を背景として、歴史、文化を創り出し、さらに、近年、新たに生み出された景観は、村民の心の拠り所であるとともに観光資源のひとつともなっています。

一方で、経済活動の停滞により廃屋に代表される十分に管理されていない建物や村の景観にそぐわない建物の出現、近年問題となりつつある再生可能エネルギー関連施設が、村の景観に与える影響が懸念されています。

さらに、地球温暖化は村の財産である自然環境にも多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

そこで、村民共通の財産である豊かな自然環境や景観を保全し、育み、活かすことのできる「豊かな自然と美しい景観を守り育てるまちづくり」に取り組みます。

## ④「観光産業の発展を支えるまちづくり」

本村は、豊かな自然に恵まれた魅力ある観光地として多くの観光客が訪れています。また、同様にこの自然環境や景観に惹かれて移住してきた村民も多くいます。

多くの観光客は、自動車で本村を訪れており、そのための道路の整備を進めてきました。また、観光地の魅力を向上させるためには、適正な土地利用の誘導による観光地としての魅力の向上も必要です。

本村にとって、観光産業は主要産業のひとつであり、訪れる観光客誰もが快適に寛ぐことができるよう適正な土地利用を進めることで、「観光産業の発展を支えるまちづくり」に取り組みます。

## ⑤「協働を支え、協働で進めるまちづくり」

行政に対する村民意識の高まりから、様々な場面で村民の参画を促す取り組みがされています。都市計画を含むまちづくりも、地域住民や様々な立場の個人、事業者等と行政が協力し合う、協働のまちづくりが進められています。

一方、近年、新型コロナウイルス感染症への対応や社会保障費の増大、平成26年（2014年）の震災対応、学校給食センター等への投資などにより、村の財政は厳しさを増しています。

本村でも、これからのまちづくりは、必要な支援を行政が行いつつ村民の取り組みを促す「協働を支え、協働で進めるまちづくり」に取り組みます。



### (3) 将来都市像

5つのまちづくりの基本的命題を踏まえ、誰もが「安全で安心していつまでも住み続ける」ことができ、村を訪れる人々には「思いやりとともてなし」を実現していくために、次のように将来都市像を定めます。

人々が自然と共生しみんなでつくる

いつまでも住み続けられる

ハートフル・エコシティ 白馬

～ 安全・安心で 誰もが心地よく暮らせる まちづくり ～

本村の貴重な財産であり、類い稀な自然環境を守りつつ、そこで生活するすべての村民、本村を訪れるすべての人々にとってより住みやすく、より快適に過ごすことができることをまちづくりの第一の目標とします。(人々と自然の共生)

また、人口減少・少子高齢社会においても、将来にわたって持続可能な都市を目指します。(いつまでも住み続けられる)

近年、バリアフリーからユニバーサルデザインに、さらに誰も取り残されることのないまちづくりへと発展しています。村民だけではなく、村を訪れるすべての人が、快適に社会生活を送ることの出来るまちづくりを目指します。(ハートフル)

さらに、地球温暖化の進行は、村の観光に多大な影響を及ぼすことが危惧されることから、ゼロカーボン社会を実現した「エコシティ」を目指します。(エコシティ)

これら、本村の将来像を実現するためには、多くの主体の自主的な参加が必要です。そのため、村民との協働でまちづくりを進めます。(みんなでつくる)

#### (4) 将来都市像実現に向けた主要な課題

前章で整理した本村の現況やまちづくりの潮流、課題等から、まちづくりの主要課題を整理すると以下の通りとなります。

- ・人口減少、少子高齢社会の到来が予測されるなか、地域の活力を生み出すまちづくりが必要（土地利用、その他都市施設、低炭素都市づくり）
- ・災害を未然に防ぎ、地域で助け合うことのできる災害に強く安全・安心なまちづくりが必要（土地利用、都市交通、都市防災、その他都市施設）
- ・白馬駅周辺への都市機能の集約、駅周辺の再整備等により居住を誘導する、持続可能なコンパクトなまちづくりが必要（コンパクトなまちづくり）
- ・農地の保全、住宅用地の確保、生活に必要な施設の維持と適正配置等による、快適な居住地を育成するまちづくりが必要（土地利用、その他都市施設）
- ・村民、村を訪れるすべての人が、快適に心地よく過ごすことのできる誰も取り残されることのないまちづくりが必要（バリアフリー、ユニバーサルデザイン）
- ・村の財産であり観光資源でもある豊かな自然を適正に保全するまちづくりが必要（自然環境保全）
- ・先人より守り継がれた白馬の景観を後世に伝えるため、水と緑と雪の景観を守り、育み、活かすまちづくりが必要（都市景観）
- ・気候変動に大きな影響を及ぼす温室効果ガスの排出を抑制し地球温暖化を最小限に抑える低炭素まちづくりが必要（ゼロカーボンまちづくり）
- ・村の主要産業である観光産業を支援するまちづくりが必要（観光産業を支援する基盤整備）
- ・居住、農業、観光それぞれが、秩序をもった土地利用を図るため適正な土地利用の誘導による観光地としての魅力を向上させるまちづくりが必要（土地利用）
- ・厳しい財政状況のなか、また、村民自らが主体となって取り組む村民と行政が協働で取り組むまちづくりが必要（協働のまちづくり）



(5) 基本的命題・将来都市像・主要課題・基本目標

基本的命題

- 1 「安全・安心で住みよい環境を持続できるコンパクトなまちづくり」
- 2 「住み慣れた場所で自分らしく暮らし続けられるまちづくり」
- 3 「豊かな自然と美しい景観を守り育てるまちづくり」
- 4 「観光産業の発展を支えるまちづくり」
- 5 「協働を支え、協働で進めるまちづくり」

将来都市像

人々が自然と共生しみんなでつくる  
 いつまでも住み続けられる  
 ハートフル・エコシティ 白馬  
 ～ 安全・安心で 誰もが心地よく暮らせる まちづくり ～

主要課題

- |                    |                      |                                 |                                 |                                  |                            |                        |                                |                        |                             |                          |
|--------------------|----------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------|------------------------|--------------------------------|------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 人口減少、少子高齢社会の到来への対応 | 災害を未然に防ぎ、地域で助け合う取り組み | 白馬駅周辺への都市機能の集約、駅周辺の再整備等による居住の誘導 | 農地の保全、住宅用地の確保、生活に必要な施設の維持と適正配置等 | 村民、村を訪れるすべての人が、快適に心地よく過ごすための取り組み | 村の財産であり観光資源でもある豊かな自然を適正に保全 | 水と緑と雪の景観を守り、育み、活かす取り組み | 温室効果ガスの排出を抑制し地球温暖化を最小限に抑える取り組み | 村の主要産業である観光産業を支援する取り組み | 居住、農業、観光それぞれが、秩序をもった土地利用の誘導 | 厳しい財政状況のなか、村民と行政の協働の取り組み |
|--------------------|----------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------|------------------------|--------------------------------|------------------------|-----------------------------|--------------------------|

基本目標

- |                        |                         |                         |                         |                           |                           |                                |                              |                       |                             |                           |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------|------------------------------|-----------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 1-1<br>地域の活力を生み出すまちづくり | 1-2<br>災害に強く安全・安心なまちづくり | 1-3<br>持続可能なコンパクトなまちづくり | 2-1<br>快適な居住地を育成するまちづくり | 2-2<br>誰も取り残されることがないまちづくり | 3-1<br>豊かな自然を適正に保全するまちづくり | 3-2<br>水と緑と雪の景観を守り、育み、活かすまちづくり | 3-3<br>地球温暖化を最小限に抑える低炭素まちづくり | 4-1<br>観光産業を支援するまちづくり | 4-2<br>観光地としての魅力を向上させるまちづくり | 5-1<br>村民と行政が協働で取り組むまちづくり |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------|------------------------------|-----------------------|-----------------------------|---------------------------|

図 23 基本的命題・将来都市像・主要課題・基本目標

## 【基本目標の考え方】

## 1-1 地域の活力を生み出すまちづくり

人口減少が著しく、空き店舗が目立つ白馬駅周辺については、J R大糸線や国道148号の通過交通のあり方を検討するとともに、村の中心地としての機能と魅力の向上を図ります。

また、村内各所の集落については、それぞれの地域で住み続けるために必要な支援を行うことで、地域の活力を生み出すまちづくりを進めます。

## 【具体的な取り組み】

- 白馬駅周辺の無電柱化や地域による景観付加価値向上の支援による機能強化
- J R大糸線のあり方検討会の定期的な開催
- 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路のルートの検討
- 都市施設や土地利用に緑の多様な機能を活用した魅力の向上

## 1-2 災害に強く安全・安心なまちづくり

近年甚大化する災害に対応した土地利用の誘導、都市基盤の整備、避難体制の確保を図り、ハード、ソフトの両面から災害の被害を回避あるいは軽減するとともに、災害発生後の迅速な都市基盤の回復、復興を可能とし、災害に強く安全・安心なまちづくりを進めます。

## 【具体的な取り組み】

- 道路、上下水道、公共施設等の耐震化と長寿命化
- 砂防施設、治山施設、治水施設等のハード整備、適正な維持・管理の要望
- 早期避難体制の構築と災害時要支援者の避難への支援体制の構築
- 災害発生のおそれを考慮した土地利用の誘導
- 迅速な災害支援と復興を支える緊急輸送路等の機能強化
- 建物の耐震改修の促進
- 無電柱化の推進による災害時の交通障害の解消
- 地域コミュニティ存続のための支援
- 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進

## 1-3 持続可能なコンパクトなまちづくり

人口減少のなかでも、村民の生活に必要な道路、上下水道、公共施設等を維持しつつ、少子高齢化に対応した生活関連施設の集約、それを結ぶ公共交通の維持への対応を図り、持続可能なコンパクトなまちづくりを進めます。

## 【具体的な取り組み】

- 計画的な長寿命化等による効率的な道路、上下水道、公共施設等の維持
- 新たなインフラ整備を必要最小限とする土地利用の誘導
- 下水道整備の推進、接続の促進による水質保全
- 自家用車から公共交通への転換と利用の促進による公共交通の維持
- 都市機能、居住の適正配置によるコンパクトなまちづくりの誘導

- 中心市街地の明確化と魅力の向上
- 空き家、低未利用地の実態把握と有効活用

### 2-1 快適な居住地を育成するまちづくり

地域コミュニティの維持や地域に残されている自然や歴史的・文化的資源等の地域の個性の継承を図ります。

また、人口減少の原因のひとつである宅地の不足を解消するため、必要な宅地開発を促進するとともに、別荘地を含めたそれぞれの居住環境の維持・向上を図り、快適な居住地を育成するまちづくりを進めます。

#### 【具体的な取り組み】

- 既存公園の適正な維持・管理と魅力の向上
- 魅力ある公園の新設と既存ストック利活用との調整
- 適正な誘導による住宅地の供給
- 地域コミュニティ存続のための支援
- 快適な居住を実現するための道路整備
- 住み慣れた地域に住み続けるための交通弱者の移動手段の確保

### 2-2 誰も取り残されることのないまちづくり

バリアフリーからユニバーサルデザイン、さらには誰も取り残されることのないまちづくりへと取り組みを発展させ、村民や村を訪れるすべての人が、快適に過ごし、憩い、楽しむことができるまちづくりを進めます。

#### 【具体的な取り組み】

- 公共空間におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインによる施設整備
- 誰も取り残されることのないまちづくりの推進

### 3-1 豊かな自然を適正に保全するまちづくり

本村の貴重でかけがえのない自然環境を村民共有の財産と位置づけ、これらを守るための適正な土地利用の誘導、村民自らの取り組みや意識の醸成などにより、豊かな自然を保全するまちづくりを進めます。

#### 【具体的な取り組み】

- 森林や水資源等、自然環境の適正保全
- 里山の適正な管理
- 地域の再生可能エネルギーを活用したゼロカーボン社会の実現
- 森林や水辺を憩いの空間やアウトドアスペースとして有効活用
- 村民との協働による緑化の推進
- 自然環境保全のための開発の適正な誘導と指導

### 3-2 水と緑と雪の景観を守り、育み、活かすまちづくり

北アルプスの美しい山々を背景とした唯一無二の景観は、先人たちが長い年月をかけて守ってきたものであり、これらを後世に伝えるため、水と緑と雪の景観を守り、育み、活かすまちづくりを進めます。

#### 【具体的な取り組み】

- 白馬村景観条例、白馬村景観計画の適正な運用
- 山岳景観、自然公園の景観保全
- 景観保全のための里山の適正な維持・管理
- 田園景観、市街地景観の保全
- 沿道景観の創出・保全
- 河川景観の保全・維持
- 歴史的景観の保全・維持
- 無電柱化の推進による道路景観の向上
- 重要伝統的建造物群保存地区の適正な保存・活用
- 再生可能エネルギー施設の設置と景観保全との調整

### 3-3 地球温暖化を最小限に抑える低炭素まちづくり

村の貴重でかけがえのない財産である自然環境を守るため、村民、事業者、行政が一体となって温室効果ガスの排出を抑制することや二酸化炭素の吸収源としての緑を確保することでゼロカーボンを実現し、地球温暖化を最小限に抑える低炭素まちづくりを進めます。

#### 【具体的な取り組み】

- ゼロカーボン社会の実現のためのコンパクトな都市構造の実現
- 省エネルギー化と再生可能エネルギーへの転換
- 二酸化炭素の吸収源となる森林や里山の保全・適正管理
- 二酸化炭素の吸収量を維持するための緑の整備

### 4-1 観光産業を支援するまちづくり

村内各所に位置する主要な観光資源について、それぞれの観光地の特性を踏まえ、自然環境や景観の保全、道路網の整備による広域交流の促進と観光施設の連携により、本村の主要産業である観光を支援するまちづくりを進めます。

#### 【具体的な取り組み】

- 自然環境、景観と調和した持続可能な商業立地の誘導
- 観光地ごとの役割の明確化と機能の充実
- 観光産業を支える広域的な道路網の形成
- 観光地の連携を図るための道路網の形成
- 交通結節点の機能強化と観光客の周遊のための安全・安心な歩行空間の確保
- 村民と白馬を訪れる人が交流する機会の提供
- 農業体験等を通じた都市住民との交流の促進

#### 4-2 観光地としての魅力を向上させるまちづくり

人口の維持・増加に寄与する住宅地の適正配置等を含め、住宅地・農地・観光地等の秩序ある土地利用を誘導します。

特に、本村の主要産業である観光産業について、適正な土地利用の誘導による観光地としての魅力を向上させるまちづくりを進めます。

##### 【具体的な取り組み】

- 優良農地の保全
- 耕作放棄地等の利活用調整
- 適正な誘導による住宅地の供給
- 再生可能エネルギー施設の適正配置
- 観光産業を支え、発展させるまちづくりの推進
- 都市計画制度等を活用した秩序ある土地利用等の誘導

#### 5-1 村民と行政が協働で取り組むまちづくり

村民や様々な立場の個人、事業者等が自ら取り組むまちづくりへの支援や地域住民等と行政が協働で取り組むまちづくりを推進します。

##### 【具体的な取り組み】

- 村民や様々な立場の個人、事業者等のまちづくり活動への支援

(6) 将来人口フレーム

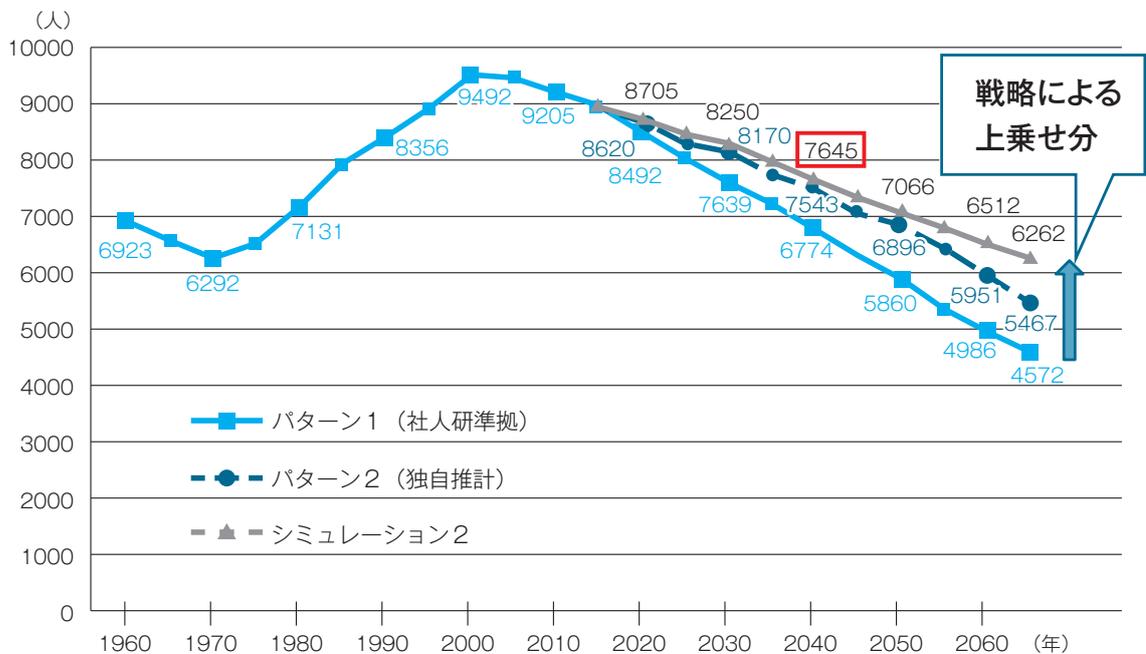
将来人口フレームは、計画の目標年度における都市の規模を想定するために定めるものです。本村の独自推計や、国立社会保障・人口問題研究所による推計、計画の目標年度の人口に関する各種推計の結果や、上位・関連計画における将来の想定人口を参考に、白馬村第5次総合計画（後期基本計画）において、将来人口展望を定めています。

この将来人口展望によると、本計画の目標年度である令和22年（2040年）の人口は7,645人とされているため、本計画の将来人口フレームも、これに準じます。

ただし、本村では季節によって村内の居住人口が大きく変動することから、これに配慮したまちづくりを進めます。

将来人口フレーム

7,645 人（令和22年（2040年））



◆独自推計

- ・合計特殊出生率 1.2とした
- ・社会増（社会動態）
- 64歳以下の年齢階級ごとの社会増（移動）
- 2030年10人増、2040年10人増、2050年10人増とした

参考：白馬村第5次総合計画後期基本計画

図24 将来人口展望

## 2 全体構想

### (1) 将来都市構造

#### ① 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造は、本村の特色ある現在の都市空間や自然環境等との調和を図りつつ、将来の社会の変化に柔軟に対応することができる、バランスの取れた都市形成を図るため、次の観点から設定します。

#### 将来都市構造を考える観点

- 恵まれた自然環境との調和を重視し、市街地から農地、住宅地、観光地、森林へと続く、特色ある村の空間構造を継承した「まちづくり」を目指します。
- 少子高齢社会においても、誰もが安全・安心して心地よく住み続けることができる持続可能なまちづくりを目指します。
- 村の主要産業である観光産業を支援するまちづくりを目指します。
- 少子高齢社会においても、既存の地域コミュニティを維持することができるまちづくりを目指します。
- 村の観光資源でもあり、かけがえのない自然環境を守り活かすまちづくりを目指します。
- 周辺市町村を含めた広域連携、周辺観光地との連携、村内の地域連携を図ることのできるまちづくりを目指します。

- 恵まれた自然条件を活かしたまちづくり
- いつまでも暮らし続けられるまちづくり

持続可能なコンパクトなまちづくり

観光産業の発展を支援するまちづくり

既存コミュニティを維持することのできるまちづくり

自然環境を守り・活かすことのできるまちづくり

広域連携、観光連携、地域連携が図られる便利なまちづくり

## ②将来都市構造の構成

将来都市構造の基本的な考えを踏まえ、都市を構成する骨格的要素として「拠点」、「軸」を基本とし、各拠点の連携強化を図り魅力を向上させるまちづくりを進めます。

【拠点】 生活や交流の場、主要な観光地となる地点を「拠点」と位置づけます。関わりの深い施設の集積・充実を図るとともに、観光客等の利便の向上を図る区域のこと。

【軸】 主要な道路、鉄道、河川などの導線を軸と位置づけます。広域都市圏を視野に入れた地域圏の交流や連携、拠点間の連携など村内の各拠点をつなげる道路、鉄道などのこと。



## ③拠点・軸の配置及び定義・整備方針

拠点及び軸の配置及び定義、整備方針を以下に示します。

表5 拠点・軸の配置及び定義・整備方針(1)

拠点	配置及び定義・整備方針
中心市街地	白馬駅周辺地区 医療、商業等の機能や子育て支援施設、学校施設、行政施設等の集積を図り、本村の中心的役割を担う拠点として、都市基盤の整備や都市機能の充実を図ります。
地域の市街地	神城駅周辺の国道148号とJR大糸線に挟まれた地区および老人福祉施設等の周辺地区 白馬村南部地域の拠点であり、中心市街地と連携して医療、商業、業務等の機能の一部を担う地域として都市基盤の整備や都市機能の充実を図ります。
居住の中心地	JR各駅周辺地域 人口減少の中にあっても人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住の誘導を図ります。
観光の市街地	八方地区、神城駅周辺 村の基幹産業である観光関連施設が集積する地域であり、本村を訪れる観光客がより快適に過ごすことができるよう、観光資源を保全・活用する都市基盤の整備を図ります。 また、観光関連施設等に併用して居住する村民の生活サービスの維持を図ります。
観光の街	各スキー場周辺地域、主要別荘地周辺地域、落倉地区 観光施設が一定程度集積している地域であり、観光の市街地と連携することができるよう、都市基盤の整備を図ります。
田園山間集落地	各既存集落中心部 少子高齢社会においても、地域のコミュニティを維持するため、日常生活に必要なサービス機能や都市基盤の維持を図ります。
水と緑の拠点	大出公園、姫川源流自然探勝園等 村民のレクリエーションの場、観光客が自然に触れる場であり、保全・活用のための基盤整備を図ります。
森林共生ゾーン	東西の山地、里山等 村のまちづくりにおいて、自然環境が醸し出す類い稀な山岳景観が村の景観の主役であり、背景ともなっている森林地域について、村民共通の財産として保全します。また、スキー場周辺では、秩序ある開発を誘導、指導します。

表5 拠点・軸の配置及び定義・整備方針(2)

軸	配置及び定義・整備方針
広域連携軸	<p>J R 大糸線、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路、国道 148 号、国道 406 号、主要地方道白馬美麻線、一般県道千国北城線</p> <p>本村と周辺市町村とを結ぶ J R 大糸線や主要な道路を広域連携軸として位置づけ、主として村内と村外の広域的な連携を図ります。また、観光客が J R 大糸線や自動車で来訪する際の軸とします。</p> <p>また、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の検討が進められており、早期の整備を関係機関に要望します。</p>
観光連携軸	<p>一般県道白馬岳線、村道 0105 号線（通称オリンピック道路）、各観光施設連絡道路（新規）</p> <p>白馬駅と八方地区を結ぶ一般県道白馬岳線を主要な観光連携軸と位置づけ、無電柱化などにより安全性と景観を向上させるとともに、周辺の土地利用を促進します。</p> <p>また、各スキー場等が連携する道路を新たに整備し、観光産業の活性化を図ります。</p>
にぎわい創出軸	<p>一般県道白馬岳線、村道 0105 号線（通称オリンピック道路）</p> <p>本村の主要道路のうち、特に周辺の土地利用に配慮しつつ、賑わいの創出を図ります。</p>
地域連携軸	<p>田園山間集落地と主要道路を連絡する道路</p> <p>各集落の生活環境を維持するために、主要な道路と集落地を連絡する道路の機能を維持します。</p>
水と緑の回廊軸	<p>姫川、松川、平川沿いの緑地等</p> <p>村内の主要河川は、山岳景観を背景とした村のシンボルであるとともに、村民や観光客に潤いと安らぎを与えています。これら河川沿いには、公園等も多く設置されています。</p> <p>この河川沿いの緑を保全するとともに、より活用が図られるよう整備します。</p>

④将来都市構造図

拠点、軸を配置し、目指すべき将来都市構造を設定しました。

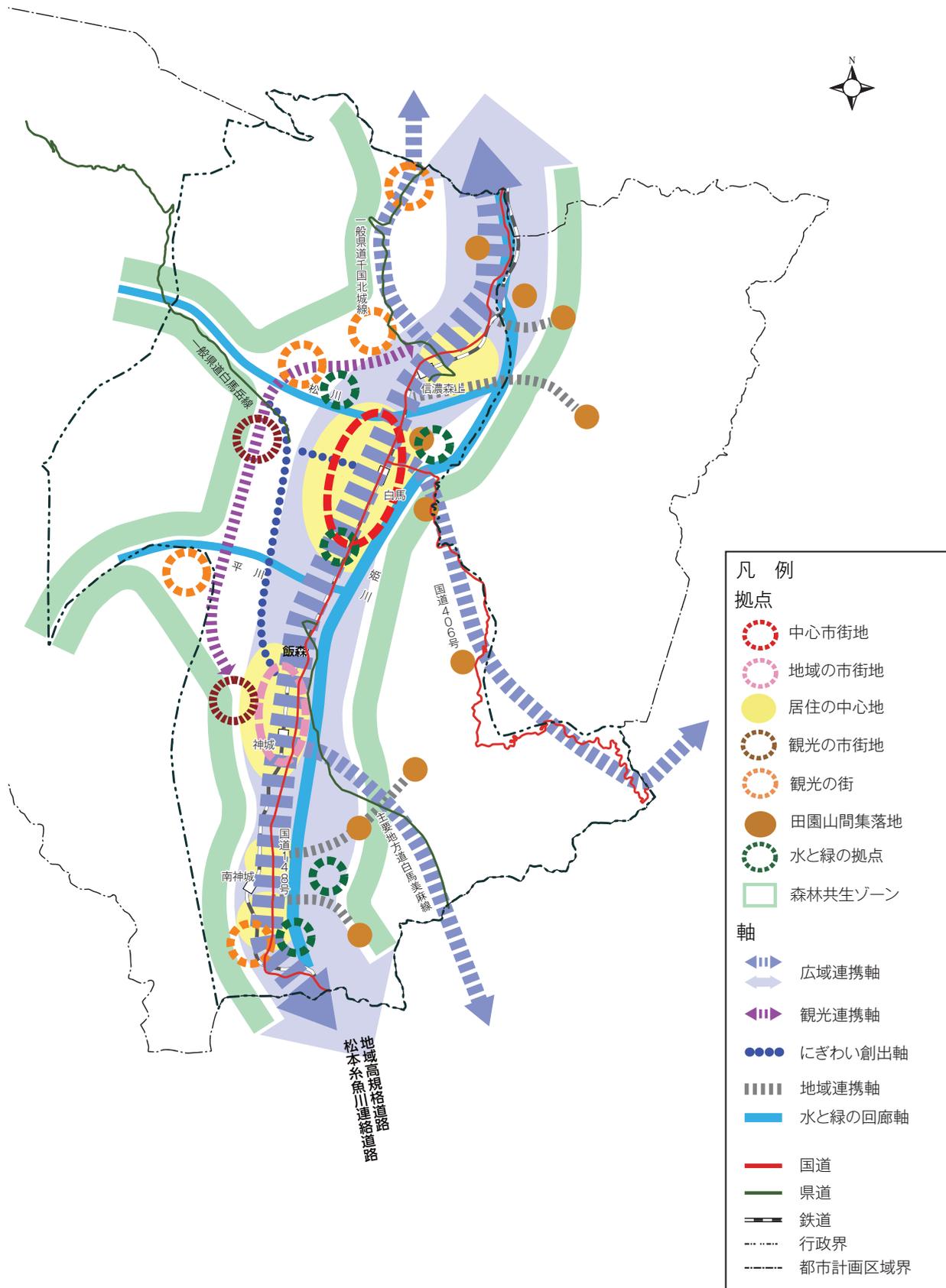


図 25 将来都市構造図

## 第5章 分野別の基本方針

### 1 土地利用

#### (1) 基本的な考え方

土地の利用にあたっては、本村の恵まれた自然環境の保全を図りながら（自然と調和したまちづくり）、地域の経済的、社会的、及び文化的諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境を確保するとともに、主要産業である観光、農業に配慮し、均衡がとれ、秩序がある土地利用を進めます。（秩序ある土地利用の推進）

そのため、将来都市構造に基づき、自然環境との調和や交通網への対応等に配慮した持続可能なコンパクトな土地利用を図ります。（持続可能なコンパクトなまちづくり）

#### 基本的な考え方

- 自然と調和したまちづくり
- 秩序ある土地利用の推進
- 持続可能なコンパクトなまちづくり

- ① 自然と共生する土地利用の推進
- ② 観光産業に寄与する土地利用の推進
- ③ 適正な土地利用の誘導・指導
- ④ 中心市街地の魅力の向上
- ⑤ コンパクトな都市構造の形成
- ⑥ 観光の中心地の明確化
- ⑦ 優良農地の保全

## (2) 基本方針

### ①自然と共生する土地利用の推進

- ・自然公園地域については、村の貴重な財産、観光資源として保全します。
- ・広大な森林、河川沿いの緑などは、災害対策との調和を図りつつ自然環境の積極的な保全に努めるとともに、観光資源であるスキー場との共存に努めます。
- ・森林の大規模伐採を伴う開発については、その必要性を十分に検討し、適正な誘導や指導により秩序ある土地利用を進めます。
- ・各河川沿いでは、村民の憩いの場、アウトドアスペースなどの新たな観光資源として、有効な利用を検討します。

### ②観光産業に寄与する土地利用の推進

- ・周辺の土地利用や景観に配慮しつつ、観光施設の誘致等、観光産業の振興を支える土地利用を推進します。

### ③適正な土地利用の誘導・指導

- ・目指すべき土地利用形態を明確にし、それぞれの土地利用の調和を図り、村民が安心して暮らし続けることのできる土地利用の誘導・指導を進めます。
- ・無秩序な都市開発を抑制し、土地利用の混在を未然に防ぐために、現況の土地利用及び開発等の動向を把握したうえで、条例等による土地利用規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備、充実を図ります。また、優良農地や農村景観の保全等、周辺環境と調和した計画的な土地利用を図ります。なお、並行して、将来の人口や、都市活動の動向を見据えつつ、都市計画制度の運用の方向性や、関連施策との連携について検討します。
- ・地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の計画にあわせ、沿道の土地利用について、適正に誘導・指導します。
- ・土砂災害、浸水等の危険性がある地域について、適正な土地利用を誘導し、安全な都市環境の創出を図ります。

### ④中心市街地の魅力の向上

- ・都市基盤整備等、計画的な機能の強化を図り、中心市街地の魅力の向上を支援します。
- ・村民の生活に関わりの深い施設及び居住施設の整備に対して支援を行うことで、都市機能の集約や街なか居住を推進します。

### ⑤コンパクトな都市構造の形成

- ・住宅地の開発は、人口減少対策として重要な役割を担います。一方で、コンパクトな都市を形成するため、無秩序な宅地開発は抑制します。
- ・空き家、空き店舗等に関しては、有効活用を検討します。

## ⑥観光の中心地の明確化

- ・本村の主要な産業である観光について、その役割を明確化し、それぞれの観光資源が連携して取り組むことにより、魅力的な観光地とするため、八方地区、エコーランド地区、和田野地区、五竜地区等を「観光の中心地」として明確化し、さらなる発展を支援します。
- ・地域資源を活用した通年観光を支援するまちづくりを進めます。

## ⑦優良農地の保全

- ・村内各所にみられるまとまりのある一団の農地については、農業施策と連携を図りつつ適切に保全します。
- ・関連施策と連携し、遊休農地、耕作放棄地等の拡大を防ぎます。



### (3) 整備方針

#### ①都市部ゾーン

- ・白馬駅周辺を「都市部ゾーン」と位置付け、生活に関わる行政機関、商業施設等の集積を今後も維持するとともに、さらなる機能の集積を図り、生活利便性の向上を図ります。
- ・神城駅周辺を白馬駅周辺の「都市部ゾーン」を補完する「地域の市街地」と位置づけ、南部の生活に関わりの深い機能の集積を今後も維持し、生活の利便の維持、向上を図ります。

#### ②観光の市街地

- ・観光関連の宿泊施設、レクリエーション施設、商業施設、飲食店等が集約している八方地区、神城駅周辺地区を「観光の市街地」と位置付け、村の観光の中心的役割を担い、多くの観光客が訪れ、憩うために必要な滞在環境の整備を積極的に行います。

#### ③観光の街

- ・各スキー場周辺等の宿泊施設、観光関連施設等の集約がみられる区域を「観光の街」と位置づけ、「観光の市街地」との連携を図りつつそれぞれの魅力の向上に努め、観光産業の発展に取り組みます。

#### ④田園集落中山間ゾーン

- ・農地の中に住宅地が散在する地域に加え、青鬼地区、嶺方地区、野平地区、蕨平地区等を「田園集落中山間ゾーン」と位置付け、田園環境との調和を図りつつ、地域のコミュニティの維持、歴史・文化の継承、田園景観の保全に努めます。

#### ⑤農業振興ゾーン

- ・神城地区や北城地区のは場整備された区域を「農業振興ゾーン」と位置付け、農業の振興に寄与する地域とするとともに、農地の多面的機能の維持、流域治水プロジェクトへの寄与等を図るため、農業関連施策と連携して農地の保全を図ります。
- ・農地について、農業体験等を通じた都市住民との交流の促進の場等、新たな価値の創出に取り組みます。

#### ⑥森林共生ゾーン

- ・中部山岳国立公園のうち、普通地域の白馬連峰、東山山麓を「森林共生ゾーン」と位置付け、村の景観の背景として重要な役割を担うとともに、都市に隣接する緑として保全と活用を図ります。また、新たな観光資源、上水道の水源、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素の吸収源等の機能の維持、向上を図ります。
- ・主要な観光施設であるスキー場については、多様な利用に配慮しつつ周辺の自然環境との共生を図ります。

## ⑦自然環境保全ゾーン

- ・ 中部山岳国立公園のうち、特別地域を「自然環境保全ゾーン」の区域と位置付け、白馬村の村民共有の財産、観光資源として保全します。

## ⑧沿道土地利用

- ・ 国道 148 号、一般県道白馬岳線、村道 0105 号線（通称、オリンピック道路）の沿道では、周辺土地利用と調和した秩序ある土地利用を誘導します。



(4) 土地利用方針図

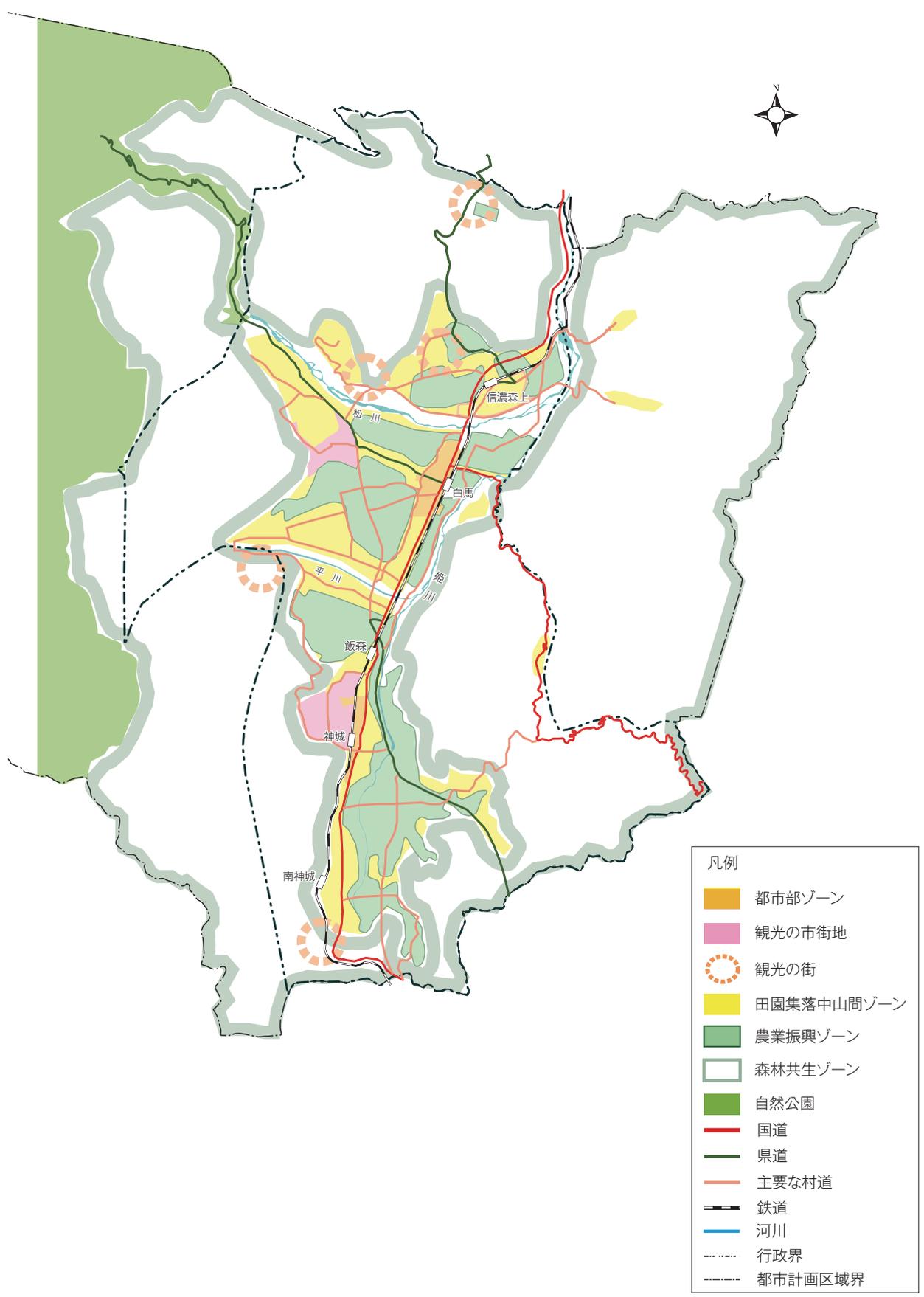


図 26 土地利用方針図

## 2 都市交通

### (1) 基本的な考え方

都市交通は、大きく道路交通体系と公共交通体系に分類できます。

本村の村民の移動、物流、観光等は、主に道路交通によっており、持続可能な都市を形成するうえで、道路交通機能の強化を推進します。また、災害等の緊急時に緊急輸送路として機能する道路については、災害による道路の閉塞などの障害の発生を未然に防ぐ取り組みを進めます。さらに、安全性や歩行空間に配慮した整備を進めます。一方、一部の道路や橋梁では、老朽化の進行がみられることから、計画的な維持・管理に取り組むことで長寿命化を図ります。(安全で快適な道路環境の整備)

主要な村道については、村民の生活に関わりの深い道路として維持・管理を徹底するとともに、広域連携軸から各観光拠点へ観光客を誘導するための道路整備を推進し、観光産業を支えます。(観光産業を支える道路網の強化)

鉄道、バス等の公共交通については、交通結節点である白馬駅周辺の機能の強化に取り組むとともに、観光等の交流の拡大や村民の生活、少子高齢社会等への対応に配慮しながら、利便性の高い公共交通網の構築を目指します。(誰もが使いやすい公共交通の利便性の向上)

#### 基本的な考え方

- 安全で快適な道路環境の整備
- 観光産業を支える道路網の強化
- 誰もが使いやすい公共交通の利便性の向上

- ① 広域交通網の機能強化
- ② 快適な生活を支える生活道路の整備
- ③ 観光産業を支える道路整備
- ④ 都市計画道路の見直し
- ⑤ 公共交通の利便性の向上

## (2) 基本方針

### ① 広域交通網の機能強化

- ・地域高規格道路松本糸魚川連絡道路について、社会情勢や将来の需要予測などを踏まえ、早急にルートの検討に関する関係機関調整を行います。
- ・都市間交流、都市活動を支える国道、主要地方道、一般県道などは、村内各所や近隣市町村を結び、都市の発展に寄与する道路として関係機関に整備を要請します。

### ② 快適な生活を支える生活道路の整備

- ・それぞれの地域で快適に住み続けることができるよう、地域の特性に配慮しつつ生活道路の整備、維持・管理を行い、生活の利便性の向上を図ります。
- ・道路整備に当たっては、防災機能の強化等の整備を進めます。

### ③ 観光産業を支える道路整備

- ・基幹産業である観光の振興を支援する道路の整備を進めます。
- ・観光と関わりの深い道路については、沿道の土地利用、景観、快適な歩行空間の確保等に配慮した整備を進めます。

### ④ 都市計画道路の見直し

- ・社会情勢の変化、将来交通需要等を踏まえ、長期にわたり事業に着手されていない都市計画道路については、土地利用と合わせて適切な見直しを行います。

### ⑤ 公共交通の利便性の向上

- ・誰もが自動車に頼らず安心して暮らせる公共交通網の拡充、構築を目指します。
- ・子どもやその家族の、安心して負担のない暮らしを支える公共交通の拡充を目指します。
- ・外国人を含めた観光客がいつでも快適に移動できる公共交通網の構築を目指します。
- ・村民との協働による柔軟で持続可能な公共交通網を検討します。

### (3) 整備方針

#### ①道路

##### 【主要幹線道路】

- ・本村と大町市、新潟県糸魚川市とを結ぶ国道148号、大町市から長野市を經由して群馬県高崎市とを結ぶ国道406号、大町市美麻地区とを結ぶ主要地方道白馬美麻線、小谷村とを結ぶ一般県道千国北城線を主要幹線道路と位置付けます。また、今後、整備が予定されている地域高規格道路松本糸魚川連絡道路も主要幹線道路として位置づけます。
- ・これらの主要幹線道路は、市町村間の相互の交流の拡大、観光客が本村を訪れる際の主要な道路として使いやすさ、魅力の向上に努めます。
- ・また、国道148号は災害発生時の緊急輸送路として、特に白馬駅周辺の無電柱化の推進等を関係機関と連携し、機能向上に取り組みます。
- ・国道148号などの主要幹線道路は、多くの通過交通があり、白馬駅周辺では一時的な交通集中もみられ交通安全上の課題もあることから、複線化等について検討します。

##### 【幹線道路】

- ・一般県道白馬岳線の白馬駅から八方地区までの区間、村道3149号線、村道2026号線から2199号線（通称神城山麓線）、村道2162号線から村道0212号線、村道0105号線を幹線道路と位置付けます。
- ・これらの幹線道路は、主要幹線道路を補完する道路であり、また、白馬駅と村内の主要な観光施設間を連絡し、村民はもとより多くの観光客が利用する道路です。これらの道路について、より使いやすい道路を目指し整備等を行います。
- ・観光地の連携を支援するため、村道2026号線から2199号線（通称神城山麓線）及び村道0105号線の機能強化について検討します。
- ・沿道景観の向上や災害時の円滑な交通の確保を目指し、無電柱化に取り組みます。

##### 【補助幹線道路】

- ・村道0206号線から村道0207号線及び村道3037号線（国道から野平までの区間）、村道0208号線（国道から青鬼までの区間）、村道0101号線（国道から内山までの区間）、村道1082号線から村道0201号線、村道0102号線（白沢線）を補助幹線道路と位置付けます。
- ・これらの道路は本村の主要幹線である国道148号と各集落を結ぶ道路であり、それぞれの集落の村民の移動に重要な道路となることから、生活の利便の維持・向上に努めます。

##### 【その他主要村道】

- ・村民の生活に必要な不可欠な道路として、狭あい部分の解消等に取り組みます。
- ・民間が実施する優良住宅地や地域の活性化に資する観光施設等の計画的な開発を交通面から支援します。

**【都市計画道路の見直し】**

- ・将来の交通需要、人口減少、少子高齢化の進展、観光産業の振興、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備等を念頭に、まちづくりの骨格となる都市計画道路の新設、存続、廃止を検討します。

**【道路環境】**

- ・道路の整備、維持・管理にあたっては、安全性の確保と、歩きやすさや歩きたくなる歩行空間の整備に努めます。
- ・歩道は、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

**②公共交通機関****【鉄道の利用者の増進】**

- ・関係機関と連携してＪＲ大糸線の利用者の増進に取り組むとともに、観光資源としての活用等、あり方の検討を進めます。
- ・使いやすい鉄道を目指し、通勤・通学時間帯の運行本数、夏期や冬期のハイシーズンには特急電車の増便などをＪＲに要望します。

**【バスの利用者の増進】**

- ・外国人と国内観光客が共存し、また地域住民の移動にも配慮した、快適に移動できる公共交通を確保します。
- ・使いやすいバス交通を目指し、通勤・通学時間帯の運行本数、夏期や冬期のハイシーズンには特急バスの増便などを交通事業者に要望します。
- ・北部地域においては、既存の路線バスについて、通学時間帯に利用可能な便は学校近くまで乗車できるようにするなど、利用しやすい通学用公共交通手段の確保を目指します。
- ・自動車を利用できない環境にある人について、デマンド型乗合タクシーを利用しやすくなるように環境を見直します。
- ・デマンド型乗合タクシーの収支状況やタクシー事業者の運行体制を勘案しながら、最適化に向けた検討を進めます。
- ・村民、交通事業者、行政等の関係者が集まる機会を設け、地域公共交通について検討するとともに、可能な限りその結果の具現化に努めます。

(4) 道路網構想図

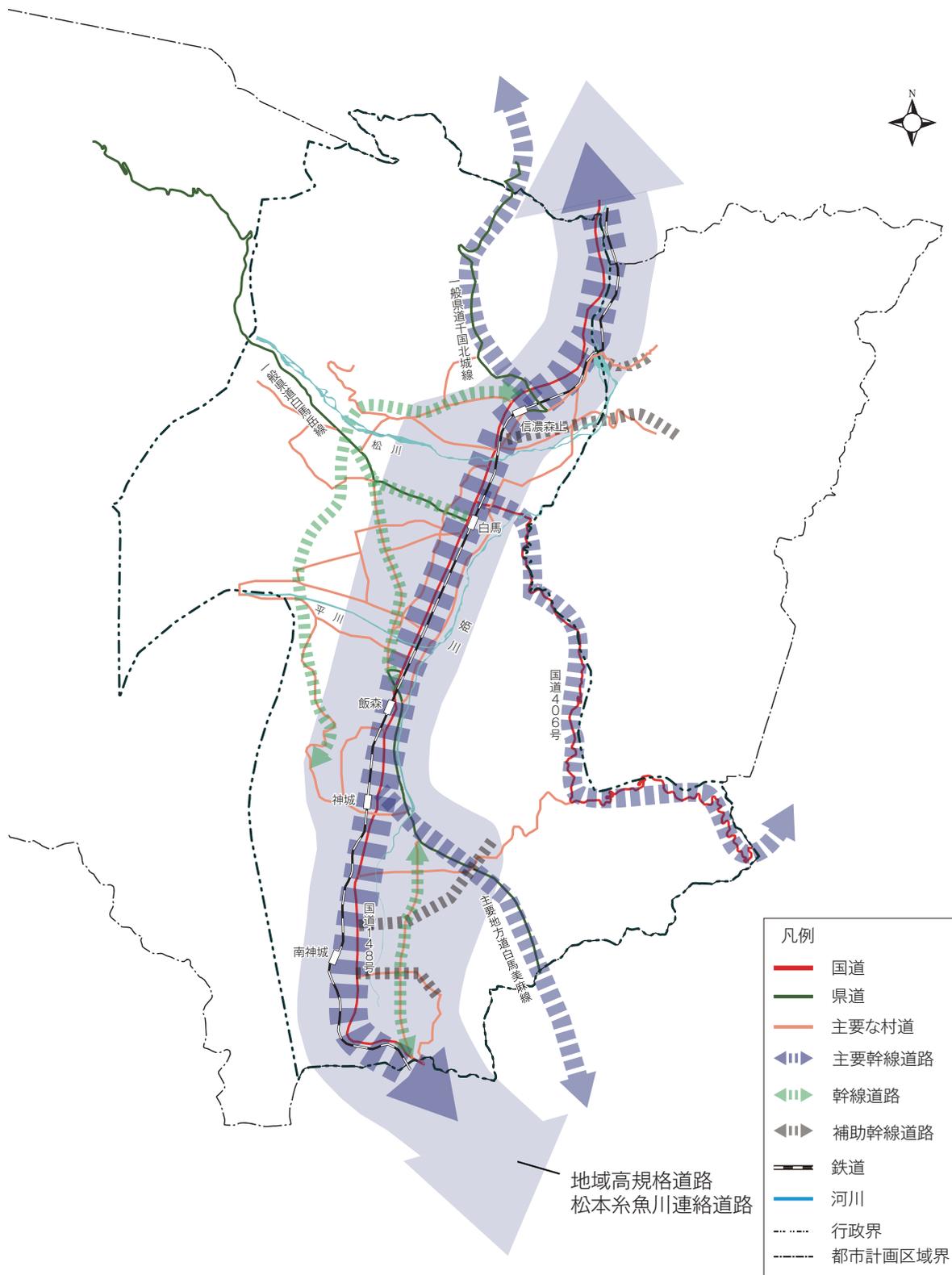


図 27 道路網構想図

### 3 公園緑地

#### (1) 基本的な考え方

水と緑は、美しい景観を作り出し、人々の生活に潤いと安らぎを与え、また、重要な観光資源ともなっています。

快適で緑豊かなまちづくりを進め、また、観光資源としても活用するため、里山や平地に残されている林、河川沿いの身近な緑を適切に保全・活用します。(身近な緑の保全・活用)

村内の、姫川、平川、松川沿いは、まとまりのある河川空間が広がり、四季折々に様々な表情を見せています。また、これら河川敷の一部は、村民の憩いの場として有効活用されています。これらの緑と水が織りなす景観を村民共有の財産であり観光資源と位置づけ、憩いと安らぎの空間を創出します。(水と緑の回廊の形成)

また、村内各所に配置されている公園、緑地、広場等については、魅力の向上に取り組むとともに、村民の意向に沿った魅力ある公園の新設を検討します。(魅力ある公園の整備)

一方、村内には、河川、水路沿いの緑や緑地、社寺林、平地に残された樹林地などまとまりのある緑が多く存在しています。また、都市内の緑を、社会資本のひとつと位置付けるインフラという考え方が普及し始めています。中心市街地周辺では都市環境の魅力の向上や景観への配慮、地球温暖化対策として、緑の多様な機能の活用を図る取り組みを検討します。(緑の多様な機能の活用を図る取り組み)

#### 基本的な考え方

- 身近な緑の保全・活用
- 水と緑の回廊の形成
- 魅力ある公園の整備
- 緑の多様な機能の活用  
を図る取り組み

① 里山と田園集落環境の保全・活用

② 水と緑の回廊の形成

③ 公園の適正管理と新設の検討

④ 市街地の緑の多様な機能の活用

## (2) 基本方針

### ①里山と田園集落環境の保全・活用

- ・本村の特徴である里山と田園集落環境をかけがえのない財産として保全するとともに、潤いや安らぎを与える場として有効に活用します。
- ・農地の持つ多面的機能を維持し、自然環境や景観の保全、流域治水等の防災機能の向上に取り組みます。

### ②水と緑の回廊の形成

- ・姫川、平川、松川沿いの緑と水が織りなす環境や景観を活用し、地域の活力に繋げる水と緑の回廊を形成します。
- ・河川空間の有効活用に向けた整備を推進し、アウトドアスポーツなどグリーンシーズン観光のひとつのメニューとしての活用を促します。

### ③公園の適正管理と新設の検討

- ・既存の公園は、誰もが利用したくなるよう魅力の向上に取り組み、村民の憩い、ふれあい、スポーツ、交流の場、災害時の避難場所等としての利用を促します。
- ・魅力ある公園の新設を検討し、子育て世代の遊びの場や交流の場等、多面的な機能の充実により、誰もが使いやすい公園を創出します。
- ・観光資源ともなる公園については、その機能の向上を図ります。

### ④市街地の緑の多様な機能の活用

- ・市街地の緑の多様な機能の活用を図る取り組みに努め、潤いと魅力ある市街地の環境の形成を図ります。
- ・沿道、公園、公共施設をはじめ、民間施設の協力も得て、都市緑化に取り組み、緑あふれる環境を創出します。
- ・市街地の豊かな緑を未来の子どもたちに継承します。

### (3) 整備方針

#### ①里山の保全・活用

- ・農地と山岳との間に位置する里山は、動植物の生育、生息の場であり、また、人間の生活とも関わりが深く、かつては薪炭林、林業副産物の採取の場等として利用されていました。しかし、近年は利用することが少なくなっていることから、森林環境譲与税等の制度を有効に活用し、整備を推進します。
- ・二酸化炭素の吸収源としての機能の向上を図るため、計画的な整備に取り組みます。
- ・里山を、環境教育、レクリエーション、グリーンシーズン観光等に活用することを検討します。

#### ②田園集落環境の保全・活用

- ・適切に管理されたまとまりのある農地は、農業生産の場としてだけでなく、様々な生き物の生息環境としても適切に保全・維持していきます。
- ・農地の中に散在する住宅は、田園集落景観を創出しており、その保全に努めます。
- ・農業、林業振興と連携した体験型観光の育成、活用を図ります。
- ・景観の保全、まとまりのある優良農地を保全するため、面的な農業振興地域における無秩序な宅地化を規制、指導します。

#### ③市街地の緑の多様な機能の活用を図る取り組みの検討

- ・村内の平地に残された樹林地などまとまりのある緑は、村民にとって身近に触れ合うことのできる緑であり、日々の生活に潤いを与える緑として適切な保全・活用を図ります。
- ・村民の生活環境の向上と魅力ある都市を実現するために、緑の多様な機能の活用を図る取り組みについて検討します。

#### ④水と緑の回廊の形成

- ・河川空間を、安全性に配慮しつつ、より有効に利用するための整備を行い、河川沿いを連坦して活用する、水と緑の回廊を形成します。

#### ⑤公園の適正管理

- ・村内各所に、公園、グラウンド等が配置され、また、落倉自然園、ふれあいの杜公園、白馬グリーンスポーツの森、サンサンパーク白馬、姫川源流自然探勝園、松川河川公園等の自然環境と触れ合う場も設置されています。これらの公園を、村民や観光客の憩いの場として適正に維持・管理し、魅力の向上を図ります。
- ・白馬クロスカントリー競技場（スノーハープ）を公園と位置付け、利用の促進を図ります。
- ・公園の維持・管理に際しては、誰もが快適に利用できるよう配慮しながら公園整備を進めます。
- ・一部のグラウンドや公園は指定緊急避難場所に指定されており、緊急避難の必要が生じた際の安全を確保することができる整備に努めます。
- ・都市公園である大出公園は、計画的な維持・管理を図るとともに、必要な整備を行います。

### ⑥公園の新設の検討

- ・魅力ある公園の新設について検討します。

### ⑦村民との協働による地域緑化、自然保護活動の推進

- ・公共空間の快適性を確保するために、村民との協働による緑化、自然保護活動の推進を図ります。
- ・村民自らが自主的に取り組む緑地協定や景観協定について、要望に応じて締結を支援します。
- ・村民が参加して取り組む地域緑化や美化活動、自然保護活動を支援します。

### ⑧市街地の緑の継承

- ・市街地の緑を未来の子どもたちに継承するために、環境学習を推進するとともに、広く村民に緑の情報提供を行い、緑化等に対する村民の意識の醸成を図ります。



(4) 公園緑地構想図

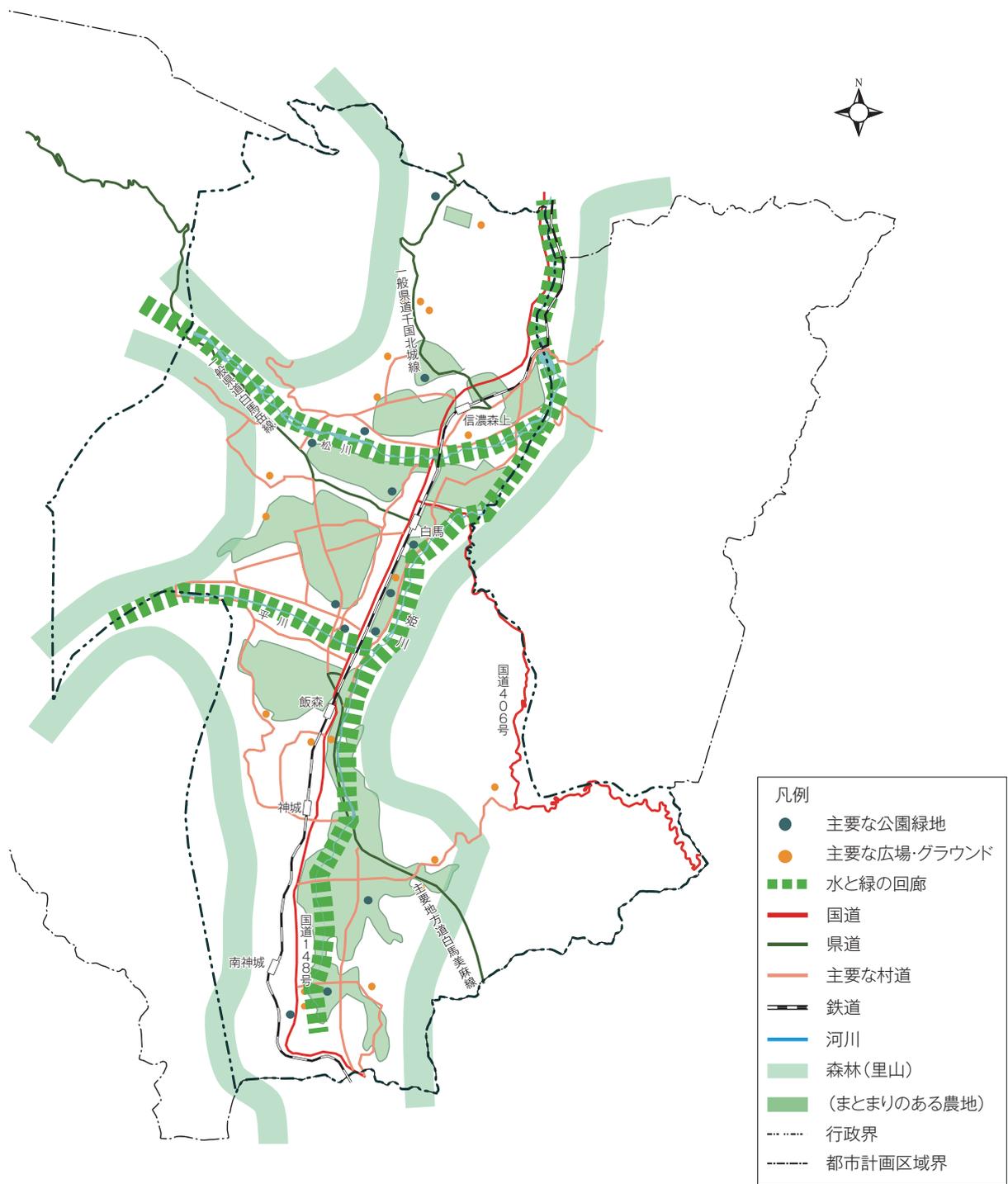


図 28 公園緑地構想図

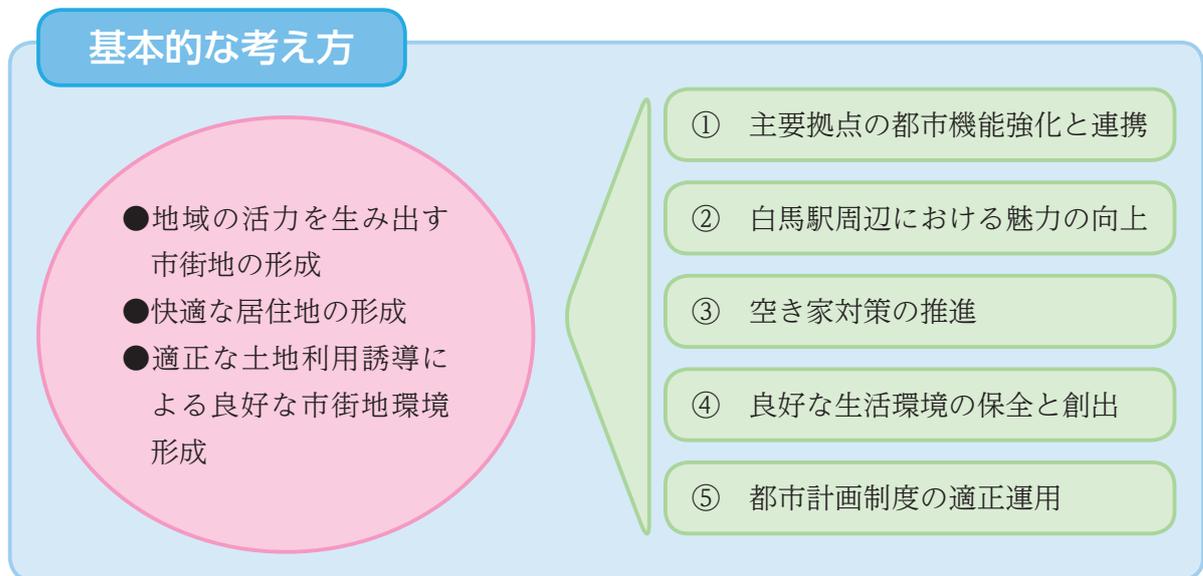
## 4 市街地整備

### (1) 基本的な考え方

人口減少社会においても、持続可能なまちづくりを進めるため、本村における都市の主要拠点を明確にし、公共施設、商業施設等、生活利便施設の集約など、都市機能の強化を図ります。一方、白馬駅周辺は、村の中心地であるとともに主要な交通結節点であることから、誰もが便利、快適に利用することができるよう、周辺の商店街を含め、魅力の向上に取り組み、都市のスポンジ化を抑制します。(地域の活力を生み出す市街地の形成)

また、中心市街地等の都市の主要拠点と居住地を連携することで、住み慣れた地域で住み続けることができるよう、公共交通等のネットワークにより、それぞれの生活拠点における良好な生活環境を保全します。(快適な居住地の形成)

居住空間に農地や商業・観光施設等の多様な用途が混在する一部の市街地について、土地利用計画との整合を図りつつ適正な土地利用を誘導し、用途それぞれ調和した良好な市街地環境を維持・創出します。(適正な土地利用誘導による良好な市街地環境形成)



## (2) 基本方針

### ①主要拠点の都市機能強化と連携

- ・本村の都市活動の中核的な役割を担う地区として白馬駅、神城駅等を主要拠点と位置付け、都市機能の強化を図ります。
- ・白馬駅は、本村の主要な交通結節点であることから、駅前広場を含めた駅周辺の活性化に関する検討を継続します。

### ②白馬駅周辺における魅力の向上

- ・村の中心地としての白馬駅周辺について、村民や観光客が快適に過ごせるよう、魅力の向上に取り組めます。

### ③空き家対策の推進

- ・様々な理由により空き家・空き店舗となっている建物について、住環境や治安への悪影響等の観点から、周辺地域の魅力の向上を図るとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）等に基づいて、適正な管理と利活用を促し、都市のスポンジ化を抑制します。

### ④良好な生活環境の保全と創出

- ・白馬駅、神城駅周辺以外の地域では、誰もが住み慣れた地域で住み続けることのできる都市づくりを図ります。
- ・都市機能や居住を適切に誘導し、快適に住み続けることのできる良好な住環境を保全します。
- ・住宅地不足を解消するため、適切な誘導・指導等により良好な住環境の住宅地を創出します。
- ・「白馬村安全なまちづくり条例」や「美しい村と快適な生活環境を守る条例」に基づき、誰もが他人を思いやり、快適で安全・安心な住環境の実現を目指します。

### ⑤都市計画制度の適正運用

- ・適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るため、都市計画制度の必要に応じた指定や適正運用に努めます。

### (3) 整備方針

#### ①主要拠点の都市機能強化と連携

- ・主要拠点では、居住の集積を図るために必要な商業、医療、行政、公共サービス、福祉、観光等の都市機能を計画的に集約、整備し、コンパクトなまちづくりに向けた機能の強化を図ります。
- ・白馬駅、神城駅周辺以外の地域では、誰もが、住み慣れた地域で住み続けることのできる都市づくりを図るため、自動車に過度に依存した社会の進展によって形成された現在の都市機能の配置を維持しつつ、公共交通の利便の向上を図ります。
- ・バス、タクシー、自家用自動車等の交通処理能力の向上と機能充実のため、白馬駅周辺整備を推進します。

#### ②白馬駅周辺における魅力の向上

- ・自動車に過度に依存した社会において、白馬駅周辺の魅力を向上させるために駐車場は不可欠な施設であることから、白馬駅周辺における駐車場の整備を検討します。
- ・白馬駅周辺は、利用者の利便性を向上させるため、需要に応じた駐車場の確保と計画的な配置を検討します。
- ・高齢者や障がい者、ベビーカー利用者などが安全で安心して公共交通を利用できるよう、駅やバスターミナルなど、複数の交通手段を乗り換える場所において、快適に待ち時間を過ごすことができ、乗り継ぎ案内等の情報提供等の環境も含めて整備します。

#### ③空き家対策の推進

- ・空き家の状況を把握し、適正管理に関する計画を策定します。
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、防犯、防災、景観と住環境の保持等の観点から、適正な空き家対策を推進します。

#### ④良好な住環境の保全と創出

- ・質の良い住宅の整ったまちを形成するため、別荘地や農山村集落地など、良好な低層住宅が立地している地域の良好な住環境を保全します。
- ・住宅ニーズの多様化に対応し、各々の地区特性に配慮しつつ、無秩序な農地の転用を未然に防ぎ効率の良い都市を形成するため、住宅地の計画的な供給に取り組みます。

#### ⑤都市計画制度の運用等によるまちづくりの推進

- ・都市基盤の整備状況及び計画、土地利用の現状及び動向、農業等関連施策の実施状況等を踏まえ、将来都市像に対応し、また、将来の人口や都市活動の動向を見据えつつ、都市づくりの目標の実現に向けて都市計画制度の運用の方向性や、関連施策と連携したまちづくりを進めます。

## 5 自然環境

### (1) 基本的な考え方

我が国を代表する優れた自然の風景地として指定されている中部山岳国立公園について、自然環境の保護に取り組むとともに、国立公園以外の山地について、村民の貴重な財産として保全します。(自然環境の保全)

親海湿原及び姫川源流植物帯は昭和55年(1980年)12月1日に村の天然記念物に指定されました。また、同年に長野県自然環境保全地域に指定された姫川源流では、フクジュソウの大群生地がみられます。また、親海湿原には亜高山帯から高山帯の植生がみられるとともに、県下唯一となるホロムイソウの自生も確認されるなど、類い稀な自然環境があります。このように、国立公園以外の山地や各河川沿い等に残されている自然を身近な自然と位置付け、活用を促進します。

村民の生活に関わりの深い里山は、人にとって最も身近な自然環境であることから、自然環境と生活環境の緩衝帯として適正な管理を行うとともに活用を図ります。(自然環境との共生・活用)

また、まとまりのある農地や畦畔、周辺の水路等は、農業生産の場であるとともに、観光資源としての田園風景を形成し、また、多くの生物の生息環境となっていることから、優良農地の保全に取り組みます。(優良農地の保全)

#### 基本的な考え方

- 自然環境の保全
- 自然環境との共生・活用
- 優良農地の保全

- ① 自然環境の保全
- ② 観光資源としての自然環境の活用
- ③ 村民憩いの場としての自然環境の活用
- ④ 里山の自然環境の適正管理と活用
- ⑤ 優良農地の保全
- ⑥ 住民協働による緑の保全・創出

## (2) 基本方針

### ①自然環境の保全

- ・自然公園法に基づく自然公園区域に指定された区域は、法令に基づく適正な保全に努めます。
- ・姫川、平川、松川等の主要な河川の水質や生態系の保全に努めます。

### ②観光資源としての自然環境の活用

- ・本村の自然環境は、村のシンボルとして重要な役割を担っており、村民共通の財産であるとともに、自然環境と触れ合う場、観光資源として有効に活用します。

### ③村民憩いの場としての自然環境の活用

- ・自然環境との触れ合いは生活の豊かさを実感することができる重要な要素であることから、村民の憩いの場として自然環境の活用を促します。

### ④里山の自然環境の適正管理と活用

- ・村民の生活に関わりの深い里山は、かつては薪炭林、林業副産物の採取の場等として利用されていましたが、近年は利用することが少なくなっています。そのため、荒廃により野生生物との距離が近くなり農作物被害の原因ともいわれていることから、適正な維持管理を行うとともに自然環境との共生を図ります。

### ⑤優良農地の保全

- ・村内に広がる優良農地は、観光資源としての田園風景を形成し、また、鳥や虫、魚等の多様な生物が生息する貴重な空間となっていることから、村民や観光客が自然環境のなかで生活の豊かさを感じることでできる場として保全します。

### ⑥住民協働による緑の保全・創出

- ・村の緑の多くは山地にありますが、市街地の緑は住宅や事業者等の敷地内にあることから、これらの緑を守り育てるために、村民と協働で取り組みます。

### (3) 整備方針

#### ①自然公園における自然環境の保全

- ・中部山岳国立公園の特別地域は、関係機関と連携しつつ自然公園法に基づく適正な保全・活用に努めます。
- ・中部山岳国立公園の普通地域は、適正な管理とともに観光資源の一つとして積極的に活用します。
- ・中部山岳国立公園は村の景観を構成する主要な要素であることから、自然環境の保全と併せて景観の保全にも取り組みます。

#### ②姫川源流県自然環境保全地域の保全と活用

- ・姫川源流県自然環境保全地域は、比較的アプローチがしやすいことから、姫川源流自然探勝園として自然環境の保全に配慮しつつ、遊歩道の整備などにより観光資源として有効に活用します。

#### ③条例の適正運用による自然環境の保全

- ・本村が制定している自然環境、景観等に関する条例や開発を規制・誘導する条例等を適正に運用し、自然環境を保全します。
- ・必要に応じて、貴重な自然環境等を保全するため、自然環境保全法や長野県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域や村独自の自然環境を保全する地域等を指定します。

#### ④観光資源としての自然環境の活用

- ・エコツーリズムやグリーンツーリズム等、自然環境のなかで活動する取り組みを積極的に行うなど、自然環境を観光資源として活用します。
- ・環境共生型の観光施設等を整備するため、省エネルギー、地元産木材の活用等に取り組みます。
- ・自然環境を活用した学習機会の創出等、観光メニューの魅力の向上に取り組みます。
- ・自然環境を活用する人材の育成に取り組みます。

#### ⑤河川空間の有効利用

- ・姫川、平川、松川の河川敷には、多くの自然環境が残されていることから、下水道の接続率向上による河川の水質浄化や生態系の保全に努めます。
- ・姫川、平川、松川等の主要な河川沿いは、多様な環境を保持しており、村民憩いの場、観光資源として、自然や水と触れ合う親水空間・自然観察の場の創出、マウンテンバイクコース・遊歩道・散策路の整備等に取り組みます。
- ・十分な災害対策、景観配慮等を前提にSDGs・ゼロカーボンへ向けた小水力発電の場とします。

### ⑥身近な里山の保全と活用

- ・かつては薪炭林などとして活用された里山について、野生鳥獣との適正な距離を保つために、間伐、枝打ち等、適正に管理します。
- ・里山を村の景観を形成する重要な要素の一つとして保全します。
- ・里山の整備に際しては、森林環境譲与税等、国、県の支援策を積極的に活用します。
- ・自然環境を活用した自然学習の場として活用します。

### ⑦優良農地の保全と無秩序な農地転用の抑制

- ・農業振興地域整備計画の適正な管理・運用により優良農地を保全します。
- ・基盤整備がされている農地については、集団優良農地として保全します。
- ・そのほかの農地については、無秩序な転用を抑制し、計画的な土地利用と農地の有効利用を推進します。
- ・耕作が放棄されている農地について、周辺農業や景観に多大な影響を及ぼすことから、その解消に取り組めます。

### ⑧村民との協働で取り組む緑化活動の推進

- ・守るべき緑や創出すべき緑を明確にしたうえで、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する緑地協定や景観協定、景観育成住民協定等の取り組みを支援します



## 6 都市防災

### (1) 基本的な考え方

本村には、糸魚川静岡構造線断層帯の一部である神城断層帯があります。この断層帯では、平成26年(2014年)11月22日に震度6弱を記録する地震が発生しました。この糸魚川静岡構造線により、今後も同様の震災に見舞われる可能性があります。加えて、姫川、平川、松川等の河川においては全国各地で発生し大規模化している洪水被害の発生が危惧されており、また、土石流の発生、がけ崩れ、地滑りなどの発生も危惧されていることから、対策が急務となっています。

村民の生命と財産を守り、安全、安心で快適な生活を確保するため、災害に備えた総合的な防災体制の確立に努めるとともに、災害に強いまちづくりを進めます。(災害に強いまちづくりの推進)

一方、土砂災害対策や治水対策には相当の時間を要することから、村民の安全を確保するための地域防災体制づくりに取り組みます。都市防災に関わる具体的な施策を進めるにあたっては、総合的かつ計画的な展開を図ります。(生命・財産・暮らしを守る)

また、災害が発生した際に、できる限り早く日常の生活を取り戻すために必要な措置を、事前に整えておく事前防災の考え方に基づいた対策を進めます。(必要最低限のライフラインの確保)

### 基本的な考え方

- 災害に強いまちづくりの推進
- 生命・財産・暮らしを守る
- 必要最低限のライフラインの確保

- ① 災害に強いまちづくりの推進
- ② 地域防災体制の強化
- ③ 各種防災計画の推進

## (2) 基本方針

### ①災害に強いまちづくりの推進

- ・地震災害、土砂災害、洪水災害、火山噴火災害、大雪・雪崩災害、複合災害等、想定される災害に対し、村民の生命、財産、暮らしを守ることができる災害に強いまちづくりに取り組みます。

### ②地域防災体制の強化

- ・「白馬の奇跡」に代表されるような、地域コミュニティの組織力を最大限に活かした、地域防災体制の強化に取り組みます。

### ③各種防災計画の推進

- ・村民の安全・安心を守るため、白馬村地域防災計画、白馬村国土強靱化地域計画等、防災関連の各種計画の推進を図ります。



### (3) 整備方針

#### ① 震災対策の推進

- ・大規模、広範囲に被害を及ぼすような地震が発生した際に、その被害を最小限とするために、建物の耐震診断、耐震改修を実施し、地震に強いまちづくりを推進します。
- ・住宅等が密集している区域においては、公園等の空地の確保、適正な隣地との間の空地の確保、道路や歩道の拡幅等、火災の延焼を防ぐ土地利用を推進します。
- ・支援物資等の輸送路となる国道148号等について、地震災害発生時にも正常に機能するよう、緊急輸送路沿道建築物の耐震化や無電柱化に取り組みます。
- ・橋梁、上下水道施設等の耐震化を推進し、ライフラインの確保を図るとともに、途絶した際に迅速な復旧を行うことのできる体制整備を図ります。

#### ② 土砂災害対策の推進

- ・土砂災害特別警戒区域等の対策の推進や砂防ダム等の防災施設の適正な維持・管理を関係機関に要請します。
- ・災害の危険のある区域について、ハザードマップ等で周知を図ります。
- ・土砂災害特別警戒区域等における土地利用規制を適正に運用するとともに、土砂災害警戒区域における土地利用についても、安全対策の必要性等の周知を図ります。
- ・地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の日常点検を強化し、警戒避難体制の整備と併せて総合的な土砂災害対策を推進します。

#### ③ 洪水災害対策の推進

- ・姫川、松川、平川、犬川、谷地川、大檜川、楠川については、想定最大規模の降雨による浸水、家屋の倒壊等が想定されていることから、災害発生を未然に防ぐための河川改修等について、関係機関と連携した取り組みを推進します。
- ・浸水災害対策を行う際には、多自然型工法等、自然環境に配慮した工法での対応を関係機関に要請します。
- ・自然の保水性を確保するために、農地や山林の保全や緑化の推進に取り組みます。

#### ④ 地域防災体制づくりの推進

- ・「白馬の奇跡」に代表されるような、地域コミュニティの組織力を最大限に活かした、地域防災体制の育成・強化に取り組みます。
- ・地域住民が主体となって作成する自主防災マップ、住民支え合いマップ作りを支援し、各種災害に関する危険個所の周知と早期避難のための体制を構築します。
- ・土砂災害、浸水災害等の人的被害を防止するため、情報伝達手段の整備による災害リスクの周知や避難指示、緊急安全確保等の情報発信体制の強化等に取り組みます。
- ・近隣市町村などとの協体制の強化や冗長化された情報伝達手段の構築など、被災時に迅速に対応できる広域応援体制の整備を進めます。
- ・関係機関と連携した、観光客の避難・誘導体制を構築します。
- ・避難所における感染症対策、配慮の必要な避難者への対応等、避難所を運営するうえでの課題に対応できる防災体制づくりを進めます。

## ⑤各種防災計画の推進

- ・災害発生時に迅速かつ安全な避難体制を整備するために、白馬村地域防災計画に基づいた防災訓練等を実施します。
- ・想定される最悪の事態を回避するため、白馬村国土強靱化地域計画に基づいた事前防災への取り組みを推進します。
- ・里山整備の推進、田んぼの高度利用（田んぼダム）の推進、村道等における透水性舗装の導入等、姫川水系流域治水プロジェクトへの取り組みを推進します。



## 7 都市景観

### (1) 基本的な考え方

本村は、北アルプス白馬連峰、平川、松川などの河川が形成した扇状地、その扇状地上の水田が、人々の生活を豊かに育みながら現在の田園景観を形作っています。また、塩の道と呼ばれる千国街道などの街道沿いには歴史や生活文化が形成した特徴ある景観がみられます。

さらに、山岳、スノーリゾート、様々なアクティビティを擁するグリーンシーズン観光などの観光地や緑に囲まれた別荘地も豊かな景観の一部となっています。

一方、これまでにはない斬新で多様な感覚を用いたデザインや色使いの建物も建設され、新しい村の景観の一部として、旧来からの集落景観との共存も特徴のひとつです。(白馬らしい景観を守る取り組み)

また、これまで個々に取り組んできた景観づくりを、村全体の一体感ある取り組みとし、本村らしい景観を守るため、村民自らの取り組みを支援します。

さらに、新たな土地開発や建物の建設への適正な規制、誘導を行うとともに、近年、景観への影響が懸念される再生可能エネルギー関連施設との調和を図ります。(唯一無二の景観を育む取り組み)

村の類い稀なる景観を観光資源のひとつと位置付け、活用します。(もてなしの景観を活かす取り組み)

### 基本的な考え方

- 白馬らしい景観を守る取り組み
- 唯一無二の景観を育む取り組み
- もてなしの景観を活かす取り組み

- ① 景観の計画的な維持と創出
- ② 村民協働による景観育成
- ③ 景観維持のための規制、誘導
- ④ 観光資源としての景観の活用



## (2) 基本方針

### ①景観の計画的な維持と創出

- ・白馬らしい景観は、村民の共有財産であり観光資源でもあることを認識し、区域ごとの特徴を踏まえ、白馬村景観計画に基づいた維持、創出を図ります。

### ②村民協働による景観育成

- ・景観育成に関する方針等を共有し、白馬村という全村的な視点と、それぞれの地域、地区ごとの視点を明確にしたうえで、村民、事業者、行政の協働による景観育成に取り組みます。また、景観育成住民協定地区や各種団体等のさらなる発展のため、相互間連携の強化を図ります。

### ③景観維持のための規制、誘導

- ・村民が共通の認識を持ち景観育成に取り組むために、白馬村景観計画に基づいた適正な規制、誘導を行います。
- ・村の景観を維持、創出するために特に重要と思われる地域については、景観育成重点地区として指定し、重点的に景観の育成を進めます。

### ④観光資源としての景観の活用

- ・本村の雄大な山岳景観や生活環境と調和のとれた田園景観、観光地の景観など、村を訪れる観光客の多くは、非日常の景観に魅力を感じていることから、景観を観光資源のひとつと位置付け、活用します。



### (3) 整備方針

#### ①一般地域

##### 1) 山岳地域の景観育成

- ・西部の白馬連峰及び前山のうち、中部山岳国立公園特別地域に指定されている区域を山岳地域として景観育成に取り組みます。
- ・自然公園法に基づき、白馬連峰の優れた山岳・水系景観を保全するとともに、本村の象徴として全ての地域の背景となる景観として意識します。

##### 2) 山林集落地域の景観育成

- ・山林地域、山林内に点在する集落地を山林集落地域として景観育成に取り組みます。
- ・山麓斜面、稜線の自然景観の保全、山裾の山林などの適正な管理、山あいにある集落の周囲の田園や山林との調和等により、自然環境と歴史ある暮らしが調和する景観を保全します。

##### 3) 田園地域の景観育成

- ・まとまりのある農地、その農地の周辺部にある集落地を田園地域として景観育成に取り組みます。
- ・周囲の山並み、広がりのある田園、山裾の緑等で構成される田園風景の維持等に努め、広がりのある田園と奥に見える山並み、緑に囲まれた集落の田園風景を保全します。
- ・農業振興を基本とし、農地の無秩序な転用や遊休農地の適正利活用により、農地の保全を図ります。

##### 4) 白馬駅周辺地域の景観育成

- ・白馬駅周辺のうち、特に公共施設等、生活に関わりの深い施設の集積がみられる地域を白馬駅周辺地域として景観育成に取り組みます。
- ・本村の中心地として、空き家の有効活用や老朽化建物の更新などにより、活気とおもてなしを感じることができる景観づくりを進め、賑わいを感じるまちなみ景観の創出に取り組みます。
- ・道路沿いの無電柱化を図り、山岳景観を際立たせる都市景観を創出します。

##### 5) 観光地域の景観育成

- ・スキー場地域に隣接する観光施設等が集積する地域、落倉地区を観光地域として景観育成に取り組みます。
- ・周囲の山並みや森との調和、ウィンターシーズンの雪景色と、グリーンシーズンの緑との調和に配慮することで、本村らしさと賑わいを感じるまちなみ景観の演出を図り、世界的なりゾートとして誇れる山並みと森と建物が調和した優れた景観の創出に取り組みます。

##### 6) スキー場地域の景観育成

- ・村内の各スキー場の区域をスキー場地域として景観育成に取り組みます。
- ・世界的なスキー場として、優れた自然環境と調和した、夏・冬ともに白馬らしいスキー場景観を目指し、村のシンボルとなる景観の創出に取り組みます。

## 7) 河川区域の景観育成

- ・ 姫川、楠川、松川、大櫛川、平川、犬川、谷地川の河川区域の景観育成に取り組みます。
- ・ 姫川、松川などの主要河川は、白馬連峰や田園風景と一体となった景観を形成することから、豊かな自然を感じることができる河川の景観の保全に取り組みます。

## ②景観育成重点地区

## 1) 国道沿道の景観育成

- ・ 国道 148 号の白馬駅周辺地域を除く大町市との境界から小谷村との境界までの範囲を、国道沿道として景観育成に取り組みます。
- ・ 本村の主要幹線道路として、周囲の山並みや自然環境と調和させるとともに、四季が織りなす白馬連峰、スキー場、田園風景が見渡せる区間の眺望景観を保全し、もてなしあふれるまちなみ景観と、解放感ある沿道景観づくりに取り組みます。

## 2) 眺望道路の景観育成

- ・ 主要地方道白馬美麻線（村道 3149 号線から大町市の境界まで）、一般県道千国北城線（国道 148 号から小谷村との境界まで）等、主に東西交通機能を有する道路、主要地方道白馬美麻線（飯森陸橋北信号から村道 3149 号線まで）、村道 0105 号線（主要地方道白馬美麻線から一般県道白馬岳線まで）等、主に南北交通機能を有する道路を眺望道路として景観育成に取り組みます。
- ・ 白馬連峰、スキー場、田園風景などが見渡せる道路として、その眺望景観の保全に努めるとともに、沿道からの広がりある眺望景観を阻害しないように、また、北アルプスを目前に望む眺望景観と調和した魅力的なまちなみ景観の創出に取り組みます。

## ③色彩エリア

## 1) 西エリア

- ・ 主に姫川左岸のうち、中部山岳国立公園の区域以外の山地及び山麓地域で浅間山付近の山地を除く区域を西エリアとして色彩を通じた景観育成に取り組みます。
- ・ 使用する色数を少なくし、また、自然環境と調和し、洗練された格調と落ち着きの感じられるような色使いとすること等の取り組みにより、自然の中に趣をもったたたずむ景観づくりを進めます。

## 2) 中エリア

- ・ 姫川左岸の西エリア以外の区域を中エリアとして色彩を通じた景観育成に取り組みます。
- ・ 自然環境と調和した洗練された格調と落ち着き、統一感の感じられるような色使い等により、賑わいを演出しながらも、質の高い景観づくりを進めます。

## 3) 東エリア

- ・主に姫川の右岸の区域を東エリアとして色彩を通じた景観育成に取り組みます。
- ・伝統的生活感や自然環境に調和した色使い、太陽光発電施設を屋根や屋上壁面等に設置する場合は、周囲の色使いになじませる等の取り組みにより、本村の原風景ともいえる昔ながらの伝統的生活感や和風情緒のある素朴さを積極的に守る景観づくりを進めます。

## ④協働による景観育成

- ・良好な景観づくりを進めるため、村民が自主的に景観育成に関する活動を行えるよう、村民自らが取り組む各種景観育成の手法に関する普及、啓発活動を行うとともに、それらの手法の導入や運用を支援します。
- ・地域住民等による公共空間の景観向上への取り組みを支援します。



## 8 そのほか都市施設

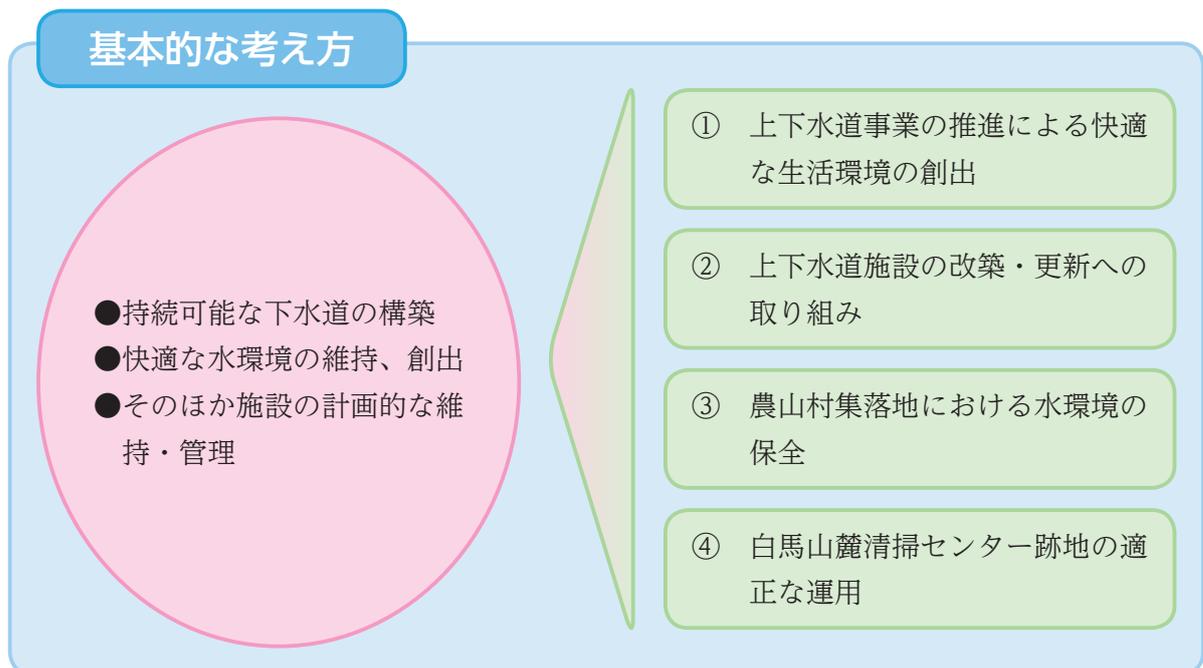
### (1) 基本的な考え方

本村には、公共下水道が都市計画決定されています。また、これとは別に農業集落排水事業に取り組む区域もあります。さらに、これらの区域以外では合併処理浄化槽の設置を推進しています。

公共下水道・農業集落排水事業の適切な維持・管理、更新や合併処理浄化槽の普及を図ります。  
(持続可能な下水道の構築)

また、引き続き河川の水質や生活環境を保全し、村民が水に親しむことのできる良好な水環境の形成を図ります。(快適な水環境の維持、創出)

また、廃棄物の適正処理や資源リサイクルを推進するなど、環境負荷の少ない村を目指します。一方、村内には、都市計画決定されたごみ焼却場である白馬山麓清掃センターがありましたが、平成30年(2018年)8月1日から大町市にある北アルプス広域連合が事業主体の北アルプスエコパークに機能が移行されており、村のごみ焼却場はその役割を終えました。また、跡地には白馬リサイクルプラザを建設し、周囲の環境との調和を図りつつリサイクルの普及啓発の場としての利用が期待されています。そのため、必要な都市計画決定の変更に取り組めます。(そのほか施設の計画的な維持・管理)



## (2) 基本方針

### ①上下水道事業の推進による快適な生活環境の創出

- ・今後の使用量の動向を勘案しつつ、安全で安定した水道水の供給に取り組みます。
- ・生活環境の質の向上と河川等の水質を保全するため、下水道の維持・管理に努めます。
- ・上下水道事業は、観光滞留人口に配慮した施設整備を推進します。

### ②上下水道施設の改築・更新への取り組み

- ・地震等が発生した際にも機能を維持できる上下水道施設への改築と老朽化した施設の更新を進めます。

### ③農山村集落地における水環境の保全

- ・公共下水道区域、農業集落排水事業区域以外の農山村集落地では、生活環境の質の向上と水環境の保全に取り組みます。

### ④白馬山麓清掃センター跡地の適正な運用

- ・白馬山麓清掃センターは、ごみ処理場として都市計画決定されているため、土地利用に様々な制約があることから、都市計画制度の適正運用に努めます。
- ・北アルプス広域連合が運営している北アルプスエコパークについて、関係市町村と都市計画決定に関する協議を行います。



### (3) 整備方針

#### ①上水道の整備

- ・水を安定的に供給できるよう、水源の確保、供給量の確保に努めます。
- ・配水管の老朽化対策を実施し、有収率の向上を目指します。
- ・浄水施設の更新にあたり、施設の耐震化を考慮した上水道施設の整備を進めます。
- ・良質な水を安定的に供給するため、水源地の保全や水質検査を適正に実施するなど水質管理の強化に努めます。

#### ②下水道の整備

- ・公共下水道認可区域について、土地利用計画と処理計画区域との整合を図りながら、未整備区域について、より効率的な整備を図ります。
- ・今後の土地開発動向に柔軟に対応するため、必要に応じて公共下水道区域の見直しを行います。
- ・公共下水道の長寿命化を図るため、計画的な更新を行います。
- ・公共下水道施設の更新に併せて、耐震化を積極的に推進します。
- ・公共下水道の供用が開始されている区域では、快適な生活環境を創出するため、下水道への接続を促します。

#### ③農山村集落地の生活環境の向上

- ・農業集落排水事業の区域について、計画的な維持・管理を行います。
- ・公共下水道区域や農業集落排水事業の区域以外の区域では、快適な生活環境の創出と水環境の保全のため、合併浄化槽の設置を促します。

#### ④ごみ焼却場都市計画決定の変更

- ・役割を終えた白馬山麓清掃センターの跡地には、白馬リサイクルプラザを建設し、周囲の環境との調和を図りつつリサイクルの普及啓発の場として活用します。

## 9 低炭素都市づくり

### (1) 基本的な考え方

本村では、自然環境を活かした観光が主要な産業となっており、この自然環境に影響を与える地球温暖化は、喫緊の課題となっています。この地球温暖化は、特に都市部から排出される二酸化炭素等の温室効果ガスに起因し、その排出を減少させることが必要です。

国では、令和2年(2020年)に、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いた値を令和32年(2050年)までにゼロとすること(カーボンニュートラル)を宣言しました。

これに先駆けて、本村では平成21年(2009年)に「白馬村地球温暖化対策地域推進計画」、令和元年(2019年)に「白馬村気候非常事態宣言」を、また、令和2年(2020年)に「ゼロカーボンシティ宣言」、令和4年(2022年)に「白馬村ゼロカーボンビジョン」を策定しました。

そのため、まちづくりの観点からは市街地の無秩序な拡散や過度に自動車に依存した社会から脱却し、温室効果ガスの排出量を抑制した都市構造への転換を図ります。

さらに、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー利用への転換を図ることで、さらなる温室効果ガスの排出抑制にも取り組みます。

また、温室効果ガスの主要な排出源のひとつである自動車交通について、円滑な道路交通の実現による排出量の削減を目指します。(温室効果ガス排出量を削減するゼロカーボンまちづくりの推進)

村の面積の8割以上を占める森林は二酸化炭素の吸収源です。これらの山林や市街地や農地の周辺に位置する里山について、適正な維持・管理を行います。

一方、ゼロカーボンビジョンの具現化に向け、都市内の緑を、社会資本のひとつと位置付け、村民の生活環境の向上と魅力ある都市を実現するために、緑の多様な機能の活用を図る取り組みについて検討します。(緑を活かしたゼロカーボンまちづくりの推進)

### 基本的な考え方

- 温室効果ガス排出量を削減するゼロカーボンまちづくりの推進
- 緑を活かしたゼロカーボンまちづくりの推進

- ① 集約型都市構造によるゼロカーボン都市の実現
- ② 省エネルギー化等によるゼロカーボンの実現
- ③ 適正な道路配置、整備促進
- ④ 市街地の緑の多様な機能の活用を図る取り組み

## (2) 基本方針

### ①集約型都市構造によるゼロカーボン都市の実現

- ・将来の人口規模等を見据え、適正な都市の規模となるよう必要な土地利用に関する規制、誘導を行います。
- ・地域公共交通網の見直しや利用促進により、過度に自動車に依存した社会から脱却することで、温室効果ガスの排出量を削減することのできる都市構造への転換を目指します。

### ②省エネルギー化等によるゼロカーボンの実現

- ・公共建築物や都市基盤の整備・使用にあたっては、消費エネルギーの縮減を図るとともに、再生可能エネルギー利用への転換を目指します。
- ・省エネルギー化、再生可能エネルギーへの転換等について、村民、事業者へ啓発と取り組みの実践を促します。
- ・森林、里山の適正な管理と開発に対する規制、誘導により、二酸化炭素吸収量の維持・増大を図ります。

### ③適正な道路配置、整備促進

- ・白馬駅周辺の交通集中を緩和・解消するとともに、通過交通や駐車場のあり方を検討するなど、円滑な交通を目指す道路網の構築を進めます。

### ④市街地の緑の多様な機能の活用を図る取り組み

- ・緑の持つ多様な機能をインフラと位置付けたうえで、まちづくりの有用な手段として捉え、緑地等の適切な保全を図りながら、都市の基盤となる道路や河川、公園等に積極的に取り入れるなど、市街地の緑の多様な機能の活用を図る取り組みを推進します。



### (3) 整備方針

#### ①集約型都市構造への転換

- ・温室効果ガスの排出量の増加を抑制するため、まちの無秩序な拡大や効率の良い人の移動や物流を促します。
- ・医療機関、福祉施設、商業施設、行政機関等、生活に必要なサービス機能の集約を図り、効率の良いまちづくりを推進します。
- ・地域公共交通網の見直しや利用促進により、自動車から徒歩、自転車、公共交通等への転換を促します。

#### ②省エネルギー化への取り組み

- ・村が所有する公共施設について、断熱性能の向上や消費エネルギーの縮減を図ります。
- ・村民や事業者への省エネルギーの取り組み啓発と、その取り組みの実践を支援します。

#### ③再生可能エネルギーの利用促進

- ・小水力発電、太陽光発電、木質バイオマス等の再生可能エネルギー利用への転換を目指します。
- ・村民や事業者への再生可能エネルギーの取り組み啓発と、その取り組みの実践を支援します。
- ・再生可能エネルギー関連施設の建設においては、周辺的环境や景観に著しい影響を与えることのないよう、また、災害時に被害が想定される場所への設置を抑制するなど、関係機関と連携して適切な指導を行います。

#### ④適正な道路配置、整備促進

- ・将来の交通需要、人口減少、少子高齢化の進展、観光産業の振興、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備等を念頭に、都市づくりの骨格となる都市計画道路の新設、存続、廃止等を検討します。
- ・地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備を促進します。

#### ⑤サーキュラーエコノミーの推進

- ・資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指します。

#### ⑥森林、里山等の保全

- ・森林、里山等については、木質バイオマスの生産源、小水力発電の設置等、再生可能エネルギーの生産の場として適正に活用します。
- ・森林法等の法令や白馬村森林整備計画等に基づき、また、森林環境譲与税等を有効に活用し、森林や里山の適正な管理に取り組みます。

#### ⑦市街地の緑の多様な機能の活用を図る取り組み

- ・魅力あるまちづくりの推進、村民や観光客が歩いて楽しめる空間づくり、良好な景観の育成、流域治水や防災・減災の機能強化等、分野横断的な連携施策として市街地の緑の多様な機能の活用を図る取り組みを推進します。

## 第6章 地域別構想

### 1 地域区分の設定

地域区分の考え方は、本村の発展経緯や河川等の自然的要因、道路等の社会的要因、歴史的要因などを踏まえつつ、既存のコミュニティのまとまりにも配慮して、地域の特性を活かしたまちづくりを行うことができる区域として松川以北を基本とする「北部地域」、松川と平川に挟まれた「中部地域」、平川以南の「南部地域」の3地域を設定します。

なお、姫川の右岸地区については、道路の連続性、日常の生活行動等を配慮した地域区分とします。

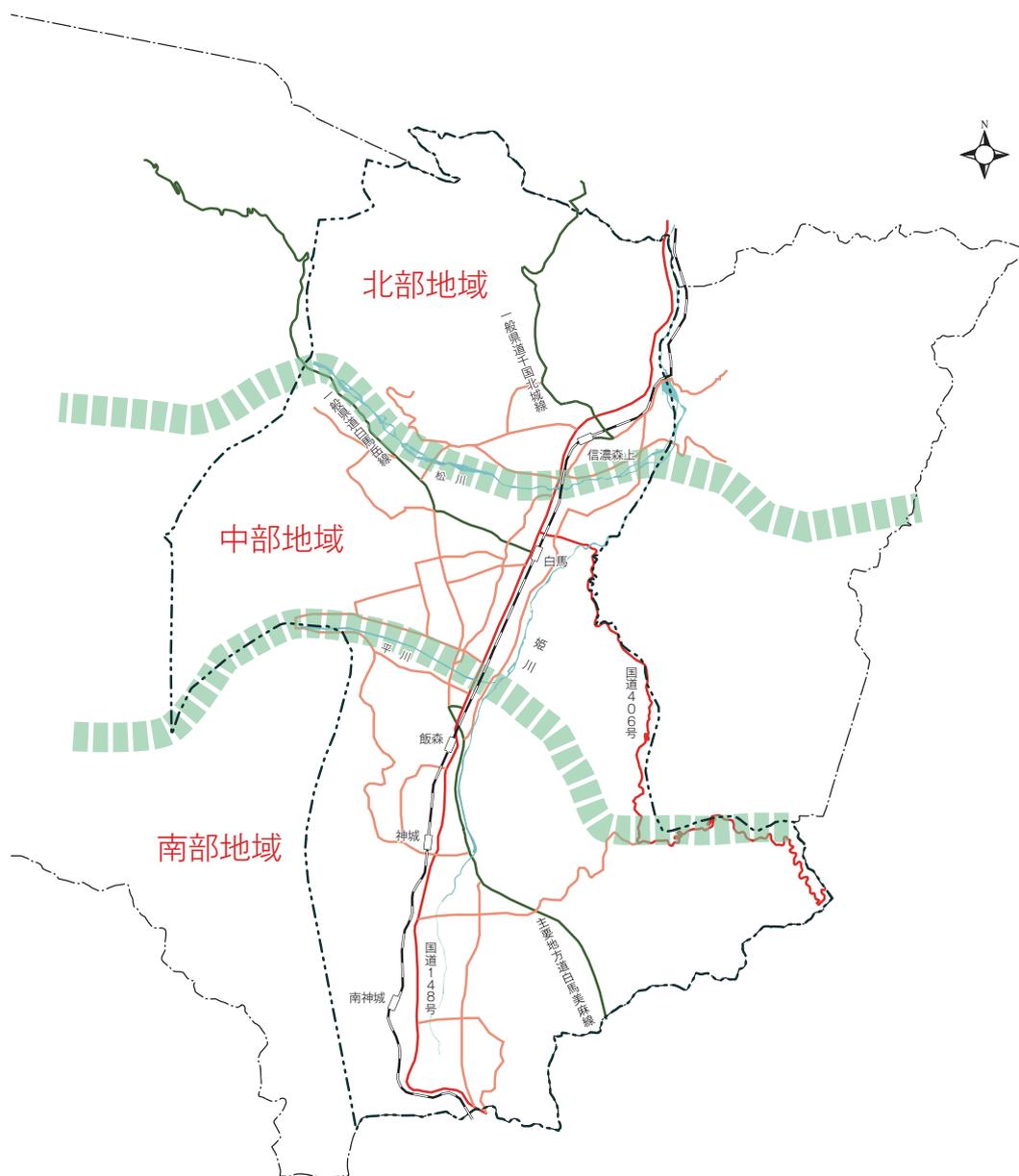


図 29 地域区分図

## 2 北部地域のまちづくり方針

### (1) 地域の概要と課題

北部地域は松川の北側に位置する地域で、道路や社会的な繋がりを考慮して姫川の東側の青鬼地区、野平地区、立の間地区、通地区を含みます。

全ての地域で将来の人口減少が推計されていますが、特に青鬼地区、野平地区、立の間・通地区で人口の減少が著しいと推計されており、地域コミュニティの維持が危惧されています。

この地域の集落はJR大糸線の信濃森上駅周辺や新田地区に発達しています。また、この新田地区や切久保地区の白馬岩岳マウンテンリゾート周辺は、ホテル、民宿、学校等が、また、どんぐり地区、落倉地区には別荘やホテル、ペンション等の観光関連施設が多くみられます。さらに、新田地区にはまとまりのある農地がみられ、ほ場整備にも取り組んでいます。一部地域で土地利用の混在がみられ、良好な住環境の維持や観光産業を支援するためにも、適正な土地利用の規制、誘導が求められています。

この地域には、国道148号、一般県道千国北城線が位置しており、小谷村を經由して新潟県糸魚川市からの玄関口となっています。

どんぐり地区、切久保地区の山地沿い、青鬼地区、野平地区に、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域等が指定されています。また、姫川沿い、松川沿いには想定最大規模による浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。

また、新田地区では、一体的に村民自らが景観の育成に取り組む景観育成住民協定が締結されています。一方、青鬼地区は全域で重要伝統的建造物群保存地区に決定されており、指定物件の一つである<sup>いにしえ</sup>棚田は古の景観を保持していることから、これらの景観を守り、活かす取り組みが求められています。

地域の概要を踏まえ、北部地域における主なまちづくりの課題を整理すると以下の通りとなります。

#### 北部地域における主なまちづくりの課題

- 居住人口の誘導による適正な人口密度と地域コミュニティの維持
- ほ場整備の推進による農業生産基盤の強化
- 過去に民間資本による開発によって形成された地域における上下水道の維持・更新等住環境の保全・向上
- 災害発生のおそれを勘案した居住の誘導、防災体制の整備等、ソフト・ハード両面の対策
- 新田地区における良好な景観の保全、育成、活用への取り組み
- 青鬼地区における重要伝統的建造物群保存地区の保全と活用

## (2) 地域別構想

## ①将来像とまちづくりの方向

北部地域は、生活の場として居住の誘導を図るとともに、観光産業を支援するまちづくりを進めます。

将来像	「歴史と緑と水に囲まれ伝統と新しさが融合した、いつまでも住み続けたいまち」を目指して
まちづくりの方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○持続可能なコンパクトなまちづくり</li> <li>○桜と水と古民家が創り出す風光明媚な景観を活かすまちづくり（新田地区、青鬼地区）</li> <li>○交流を促進する観光産業の支援</li> </ul>

## ②地域別整備方針

地域の将来像・まちづくりの方向を実現するため、北部地域の整備方針を以下のように定めます。

北部地域の整備方針	
人口・少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信濃森上駅周辺に居住の誘導を図り、適正な人口密度の維持を図ります。</li> <li>●それ以外の地域では、人口減少・少子高齢化の状況下においても地域のコミュニティの維持に取り組みます。</li> <li>●高齢者や障がい者等が快適に暮らすことができるよう、公共施設や歩道等について、バリアフリーからユニバーサルデザインに、さらに誰も取り残されることのないまちづくりに取り組みます。また、民間での取り組みを促します。</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多くの観光客が訪れるために必要な観光の街としての整備を行います。</li> <li>●農業関連施策と連携し、農地の保全に努めます。</li> <li>●白馬連峰、東山山麓の多様な森林機能の維持・向上を図ります。</li> </ul>
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道148号、一般県道千国北城線の使いやすさと魅力の向上に努めます。</li> <li>●観光地の連携を支援するため、神城山麓線及び松川を渡る南北交通の機能強化について検討します。</li> <li>●社会動向を踏まえ、また、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備を念頭に、都市計画道路の新設、存続、廃止等について検討します。</li> <li>●狭あいな生活道路等の改善を検討します。</li> <li>●自動車に過度に依存した社会から公共交通への転換を促します。</li> <li>●高齢者の利用に配慮した公共交通のあり方を検討します。</li> <li>●通学時間帯に利用可能な便は学校近くまで乗車できるようにするなど、利用しやすい通学用公共交通手段を確保します。</li> </ul>

北部地域の整備方針	
公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●落倉自然園等の公園を、村民や観光客の憩いの場として適正に維持・管理し、魅力の向上を図ります。</li> <li>●姫川、松川沿いを水と緑の回廊として整備します。</li> <li>●多様な環境を保持する姫川、松川沿いを、村民憩いの場、観光資源として整備等に取り組みます。</li> </ul>
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●誰もが、住み慣れた地域で住み続けることのできるまちづくりを図ります。</li> <li>●別荘地や農山村集落地の良好な住環境を保全することにより、質の良い住宅が整ったまちづくりを目指します。</li> </ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●姫川、松川、平川の水質や生態系の保全に努めます。</li> <li>●様々な支援策を活用した身近な里山の適正な管理を促します。</li> <li>●適正に管理されたまとまりのある農地は、様々な生き物の生息環境としても適切に保全・維持していきます。</li> </ul>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>●砂防ダム等の防災施設の適正な維持・管理を関係機関に要請します。</li> <li>●地域コミュニティの組織力を最大限に活かす、地域防災体制の育成・強化に取り組みます。</li> <li>●姫川水系流域治水プロジェクトへの取り組みを推進します。</li> </ul>
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●村のかけがえのない景観を守り・育み・活かす取り組みを推進します。</li> <li>●村民、事業者の協力のもと、白馬村景観条例、景観計画等の適正な運用に努めます。</li> <li>●景観育成住民協定締結など村民が自ら取り組む景観育成を支援します。</li> </ul>
そのほか都市施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●将来人口フレームや観光滞留人口に配慮した上下水道事業を進めます。</li> <li>●公共下水道が供用されている区域では、下水道への接続を促します。</li> <li>●公共下水道区域や農業集落排水事業の区域以外の区域では、快適な生活環境の創出と水環境の保全のため、合併浄化槽の設置を促します。</li> </ul>
低炭素都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●温室効果ガスの排出を抑制するため、効率のよいまちづくりを進めます。</li> <li>●公共交通網の見直しや利用促進により、自動車から徒歩、自転車、公共交通等への転換を促し、温室効果ガスの排出量を削減します。</li> </ul>

### 3 中部地域のまちづくり方針

#### (1) 地域の概要と課題

中部地域は松川と平川に挟まれた地域で、道路等の社会的な繋がりを考慮して姫川の東側の嶺方地区、蕨平地区を含みます。

全ての地域で将来の人口減少が推計されていますが、特に、白馬駅周辺、エコーランド地区等での人口減少が著しいと推計されており、地域コミュニティの維持が危惧されています。

八方地区、和田野地区などには宿泊施設等の観光関連施設が位置しており、年間を通じて多くの観光客が訪れる場となっています。

また、国道148号とオリンピック道路沿いの地域には、まとまりのある農地がみられ、ほ場整備に取り組んでいる地域があります。一方、みそら野地区、エコーランド地区は別荘分譲地をルーツとし、多くの定住世帯が一大集落を形成するものの、下水道等の機能が十分でないとともに地域コミュニティの希薄さが課題となっています。これらの地域では良好な住環境の維持や観光産業を支援するためにも、適正な土地利用の規制、誘導が求められています。

白馬駅周辺は、本村の主要な交通の要衝となっており、観光客がJR大糸線や高速バス等を利用しています。

また、白馬北小学校、白馬中学校、白馬高等学校といった学校施設や、白馬村役場、白馬観光局、白馬村図書館等の公共施設、金融機関、商業・業務施設等の都市機能の集積がみられます。

八方地区、和田野地区の山地沿い、蕨平地区、嶺方地区の国道406号沿いに、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域等が指定されています。また、姫川沿い、松川沿い、平川沿いには想定最大規模による浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。

八方地区、和田野地区、エコーランド地区、みそら野小鳥の森地区、瑞穂地区では、村民自らが景観の育成に取り組む景観育成住民協定等が締結されています。また、白馬駅周辺の国道148号や一般県道白馬岳線沿いでは、景観の創出、緊急時の輸送路の確保等を目的として無電柱化に取り組んでいます。



地域の概要を踏まえ、中部地域における主なまちづくりの課題を整理すると以下の通りとなります。

#### 中部地域における主なまちづくりの課題

- 生活に関わりの深い都市機能の集積による居住環境の向上
- 居住人口の誘導による適正な人口密度と地域コミュニティの維持
- 規制と誘導による適正な土地利用の推進
- 過去に民間資本による開発によって形成された地域における上下水道の維持・更新等住環境の保全・向上
- 都市計画制度を活用した秩序ある土地利用等の誘導
- 白馬駅周辺を交通結節点としての機能の強化と魅力の向上
- 徒歩や自転車利用で暮らすことのできる安全・快適な歩道の整備
- ほ場整備の推進による農業生産基盤の強化
- 八方尾根スキー場およびその周辺における観光機能の充実を支援する都市基盤整備の推進
- 白馬駅周辺における通過交通対策の検討
- 災害発生のおそれを勘案した居住の誘導、防災体制の整備等、ソフト・ハードの両面による対策
- それぞれの地域の特性を生かした景観の育成



(2) 地域別構想

①将来像とまちづくりの方向

中部地域は、生活、観光の中心地として村民や観光客の利便性を向上させるまちづくりを進めます。

また、土地利用を適正に規制・誘導することで、居住と観光の土地利用の混在を解消し、それぞれの地域の魅力の向上を図ります。

特に、オリンピック道路沿いや一般県道白馬岳線沿いの区域では、それぞれの役割を明確にした土地利用を進めます。

将来像	「生活の利便性を担いつつ、白馬の中心地として発展するまち」を目指して
まちづくりの方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活に関わりの深い都市機能を集積させるまちづくり</li> <li>○持続可能なコンパクトなまちづくり</li> <li>○オリンピック道路沿いや一般県道白馬岳線沿いの土地利用の方向性の明確化と有効活用による賑わいのあるまちづくり</li> <li>○白馬駅周辺の機能の向上と景観育成により中心市街地の魅力を向上させる「歩いて楽しい」まちづくり</li> <li>○農業施策と連携した農地の有効活用と農村景観を守るまちづくり</li> <li>○観光産業を発展させる都市基盤の整備</li> </ul>

②地域別整備方針

地域の将来像・まちづくりの方向を実現するため、中部地域の整備方針を以下のように定めます。

中部地域の整備方針	
人口・少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●白馬駅周辺に居住の誘導を図り、適正な人口密度の維持を図ります。</li> <li>●それ以外の地域では、人口減少・少子高齢化の状況下においても地域のコミュニティの維持に取り組みます。</li> <li>●高齢者や障がい者等が快適に暮らすことができるよう、公共施設や歩道等について、バリアフリーからユニバーサルデザインに、さらに誰も取り残されることのないまちづくりに取り組みます。また、民間での取り組みを促します。</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多くの観光客が訪れるために必要な観光の市街地としての整備を行います。</li> <li>●一般県道白馬岳線沿い、オリンピック道路沿いでは、観光産業と連携する土地利用について検討します。</li> <li>●農業関連施策と連携し、農地の保全に努めます。</li> <li>●白馬連峰、東山山麓の多様な森林機能の維持・向上を図ります。</li> </ul>

中部地域の整備方針	
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道 148 号、国道 406 号の使いやすさと魅力の向上に努めます。</li> <li>●観光地の連携を支援するため、神城山麓線及び松川を渡る南北交通の機能強化について検討します。</li> <li>●社会動向を踏まえ、また、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備を念頭に、都市計画道路の新設、存続、廃止等について検討します。</li> <li>●自動車に過度に依存した社会から公共交通への転換を促します。</li> <li>●高齢者の利用に配慮した公共交通のあり方を検討します。</li> <li>●誰もが使いやすいように配慮した歩道の整備を進めます。</li> <li>●白馬駅周辺の交通結節機能等の利便性の向上に取り組みます。</li> </ul>
公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市内の緑の多様な機能の活用を図る取り組みについて検討します。</li> <li>●松川河川公園、白馬グリーンスポーツの森等を、村民や観光客の憩いの場として適正に維持・管理し、魅力の向上を図ります。</li> <li>●都市公園である大出公園は、計画的な維持・管理を図るとともに、必要な整備を行います。</li> <li>●姫川、松川、平川沿いを水と緑の回廊として整備します。</li> <li>●多様な環境を保持する姫川、松川、平川沿いを、村民憩いの場、観光資源として整備等に取り組みます。</li> </ul>
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●白馬駅周辺について生活に関わりの深い行政機関、商業施設等のさらなる集積を図り、生活利便性の向上を図ります。</li> <li>●白馬駅周辺における交通処理能力の向上と機能の充実のための在り方を検討します。</li> <li>●白馬駅周辺における駐車場の整備を検討します。</li> <li>●誰もが、住み慣れた地域で住み続けることのできるまちづくりを図ります。</li> <li>●将来の人口や、都市活動の動向を見据えつつ、まちづくりの目標の実現に向けて都市計画制度の運用の方向性や、関連施策との連携について検討します。</li> <li>●別荘地や農山村集落地の良好な住環境を保全することにより、質の良い住宅の整ったまちづくりを目指します。</li> </ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●姫川、松川、平川の水質や生態系の保全に努めます。</li> <li>●様々な支援策を活用した身近な里山の適正な管理を促します。</li> <li>●まとまりのある農地は、様々な生き物の生息環境としても適切に保全・維持していきます。</li> </ul>

中部地域の整備方針	
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>●砂防ダム等の防災施設の適正な維持・管理を関係機関に要請します。</li> <li>●地域コミュニティの組織力を最大限に活かす、地域防災体制の育成・強化に取り組みます。</li> <li>●姫川水系流域治水プロジェクトへの取り組みを推進します。</li> <li>●災害時の円滑な交通の確保を目指す、無電柱化を推進します。</li> </ul>
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●村のかけがえのない景観を守り・育み・活かす取り組みを推進します。</li> <li>●村民、事業者の協力のもと、白馬村景観条例、景観計画等の適正な運用に努めます。</li> <li>●沿道景観の向上を目指す、無電柱化を推進します。</li> <li>●景観育成住民協定締結など、村民が自ら取り組む景観育成を支援します。</li> </ul>
その他都市施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●将来人口フレームや観光滞留人口に配慮した上下水道事業を進めます。</li> <li>●公共下水道が供用されている区域では、下水道への接続を促します。</li> <li>●公共下水道区域や農業集落排水事業の区域以外の区域では、快適な生活環境の創出と水環境の保全のため、合併浄化槽の設置を促します。</li> </ul>
低炭素都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地の緑の多様な機能の活用を図る取り組みを推進します。</li> <li>●温室効果ガスの排出を抑制するため、効率のよいまちづくりを進めます。</li> <li>●公共交通網の見直しや利用促進により、自動車から徒歩、自転車、公共交通等への転換を促し、温室効果ガスの排出量を削減します。</li> </ul>



## 4 南部地域のまちづくり方針

### (1) 地域の概要と課題

南部地域は平川の南側に位置する地域で、道路等の社会的な繋がりを考慮して姫川東側の堀之内地区、三日市場地区、内山地区を含みます。

全ての地域で将来の人口減少が推計されていますが、特に内山地区、堀之内地区、飯田地区、佐野地区の人口減少が著しいと推計されており、地域コミュニティの維持が危惧されています。

飯森地区、飯田地区、佐野地区には、スキー場等の観光施設が位置しており、これら周辺には、ホテル、ペンション、民宿等の観光関連施設も多く分布しているとともに、国道148号沿いには、白馬南小学校が位置しています。また、姫川沿いや主要地方道白馬美麻線沿い、飯森地区には、まとまりのあるほ場整備された農地があり、農業生産の場となっています。

さらに、名鉄別荘地は別荘分譲地をルーツとし、多くの定住世帯が一大集落を形成するものの、下水道等の機能が十分でないとともに地域コミュニティの希薄さが課題となっています。これらの地域では良好な住環境の維持や観光産業を支援するためにも、適正な土地利用の規制、誘導が求められています。

地域内には、国道148号、主要地方道白馬美麻線が位置しており、自動車で本村を訪れる観光客等の玄関口となっています。

西側の山地沿いや主要地方道白馬美麻線沿いに、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域等が指定されています。また、姫川沿い、平川沿いには想定最大規模による浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。

白馬の森（飯田地区）では、村民自らが景観の育成に取り組む景観育成住民協定等が締結されています。

地域の概要を踏まえ、南部地域における主なまちづくりの課題を整理すると以下の通りとなります。

#### 南部地域における主なまちづくりの課題

- 生活に関わりの深い都市機能の集積による居住環境の向上
- 居住人口の誘導による適正な人口密度と地域コミュニティの維持
- 過去に民間資本による開発によって形成された地域における上下水道の維持・更新等住環境の保全・向上
- 飯森地区、飯田地区、佐野地区およびその周辺における観光機能の充実を支援する都市基盤整備の推進
- 災害発生のおそれを勘案した居住の誘導、防災体制の整備等、ソフト・ハード両面の対策
- それぞれの地域の特性を生かした景観の育成

## (2) 地域別構想

### ①将来像とまちづくりの方向

南部地域では、神城駅周辺に居住の集積を図るとともに、中心市街地を補完するまちづくりを進めます。

将来像	「緑豊かな田園に囲まれた、落ち着いた集落と景観を維持しつつ観光と共生するまち」を目指して
まちづくりの方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活に関わりの深い都市機能を集積させるまちづくり</li> <li>○持続可能なコンパクトなまちづくり</li> <li>○自動車で来訪する観光客等の玄関口として、眺望景観を保全するまちづくり</li> <li>○農業施策と連携した農地の有効活用と農村景観を守るまちづくり</li> <li>○交流を促進する観光産業の支援</li> </ul>

### ②地域別整備方針

地域の将来像・まちづくりの方向を実現するため、南部地域の整備方針を以下のように定めます。

南部地域の整備方針	
人口・少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●神城駅周辺や南神城駅周辺へ居住の誘導を図り、適正な人口密度の維持を図ります。</li> <li>●それ以外の地域では、人口減少・少子高齢化の状況下においても地域のコミュニティの維持に取り組みます。</li> <li>●高齢者や障がい者等が快適に暮らすことができるよう、公共施設や歩道等について、バリアフリーからユニバーサルデザインに、さらに誰も取り残されることのないまちづくりに取り組みます。また、民間での取り組みを促します。</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多くの観光客が訪れるために必要な観光の市街地、観光の街としての整備を行います。</li> <li>●農業関連施策と連携し、農地の保全に努めます。</li> <li>●白馬連峰、東山山麓の多様な森林機能の維持・向上を図ります。</li> </ul>

南部地域の整備方針	
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道 148 号と主要地方道白馬美麻線の使いやすさと魅力の向上に努めます。</li> <li>●観光地の連携を支援するため、神城山麓線及び松川を渡る南北交通の機能強化について検討します。</li> <li>●社会動向を踏まえ、また、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備を念頭に、都市計画道路の新設、存続、廃止等について検討します。</li> <li>●自動車に過度に依存した社会から公共交通への転換を促します。</li> <li>●高齢者の利用に配慮した公共交通のあり方を検討します。</li> </ul>
公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サンサンパーク白馬、姫川源流自然探勝園等の公園を、村民や観光客の憩いの場として適正に維持・管理し、魅力の向上を図ります。</li> <li>●白馬クロスカントリー競技場（スノーハープ）を公園と位置づけ、年間を通じた利用の促進を図ります。</li> <li>●姫川、平川沿いを水と緑の回廊として整備します。</li> <li>●多様な環境を保持する姫川、平川沿いを、村民憩いの場、観光資源として整備等に取り組みます。</li> </ul>
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●神城駅周辺について生活に関わりの深い医療施設、福祉施設、商業施設等の維持を図り、生活利便性の維持・向上を図ります。</li> <li>●誰もが、住み慣れた地域で住み続けることのできるまちづくりを図ります。</li> <li>●別荘地や農山村集落地の良好な住環境を保全することにより、質の良い住宅が整ったまちづくりを目指します。</li> </ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適正に管理されたまとまりのある農地は、様々な生き物の生息環境としても適切に保全・維持していきます。</li> <li>●親海湿原及び姫川源流植物帯は、姫川源流自然探勝園として自然環境の保全に配慮しつつ、遊歩道の整備などにより観光資源として有効に活用します。</li> <li>●姫川、平川の水質や生態系の保全に努めます。</li> <li>●様々な支援策を活用した身近な里山の適正な管理を促します。</li> </ul>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>●砂防ダム等の防災施設の適正な維持・管理を関係機関に要請します。</li> <li>●地域コミュニティの組織力を最大限に活かす、地域防災体制の育成・強化に取り組みます。</li> <li>●姫川水系流域治水プロジェクトへの取り組みを推進します。</li> </ul>
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●村のかけがえのない景観を守り・育み・活かす取り組みを推進します。</li> <li>●村民、事業者の協力のもと、白馬村景観条例、景観計画等の適正な運用に努めます。</li> <li>●景観育成住民協定締結など、村民が自ら取り組む景観育成を支援します。</li> </ul>

南部地域の整備方針	
その他都市施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●将来人口フレームや観光滞留人口に配慮した上下水道事業を進めます。</li> <li>●公共下水道が供用されている区域では、下水道への接続を促します。</li> <li>●公共下水道や農業集落排水事業の区域外では、快適な生活環境の創出と水環境の保全のため、合併浄化槽の設置を促します。</li> </ul>
低炭素都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●温室効果ガスの排出を抑制するため、効率のよいまちづくりを進めます。</li> <li>●公共交通網の見直しや利用促進により、自動車から徒歩、自転車、公共交通等への転換を促し、温室効果ガスの排出量を削減します。</li> </ul>



## 第7章 計画実現化の方策

### 1 都市計画マスタープラン実現化方策の考え方

本計画は、総合的なまちづくりの指針であり、都市整備に関わる土地利用、道路、公園緑地、景観、防災等の個別部門の上位計画として位置づけられます。また、福祉、教育、文化等、様々な分野との連携も必要です。

そのことから、幅広い部門との連携と個別部門計画の充実を図っていく必要があります。

ただし、本計画が改定された際に策定されている個別計画については、その推進を図るとともに、計画期間の終了時や改定の必要が生じた際には、本計画に即した計画の改定を行います。

さらに、近年の村民自らが積極的にまちづくりに参加する気運の高まりを受け、村民のまちづくりに関する認識を深めるとともに、役割分担を明確にすることで、計画の進捗を図ります。

### 2 実現化の方途

計画に即したまちづくりを進めるにあたり、それぞれの部門の整備をバランスよく進めることが必要です。そのためには限られた財源、人的資源の有効活用や住民参画への取り組みなど、効率の良い施策の実施が求められます。

そこで、まちづくりの将来像を実現するために、各部門の基本方針を踏まえて、部門ごとの特に重点的に取り組む必要がある事項を実現化の方途とします。

#### (1) 土地利用

- 白馬村立地適正化計画に位置付けた居住及び都市機能を集約するための施策の実施
- 適正な規制・誘導による秩序ある土地利用の実現
- 住宅地開発の誘導等、将来を見据えた土地利用の実現
- 白馬駅周辺における都市基盤の整備、計画的な機能強化による魅力の向上
- 空き家、空き店舗対策の推進
- 農業振興地域整備計画を適正に管理・運用し、無秩序な転用や開発の抑制による優良農地の保全
- 人口減少抑止のための既存集落との連続性に配慮した転用の許容

#### (2) 都市交通

- 広域交通の確保、円滑な災害時交通を実現する地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の事業推進
- 各観光地の魅力を向上させるための道路の整備
- 生活道路の整備、維持、管理の実施
- 都市計画道路の必要性、代替性、実現性等の検討
- 快適な歩行空間を確保するため、バリアフリー等に配慮した既存歩道の改修及び歩道未設置区間の解消
- 観光等の交流の拡大や村民の生活、少子高齢社会等への対応に配慮しながら、多様な交通手段を選択できる公共交通網の構築
- 誰もが自動車に頼らず安心して暮らせる公共交通網の拡充・構築

### (3) 公園緑地

- 河川、水路沿いの緑や緑地、社寺林、平地に残された天然林などを、日々の生活に潤いを与える緑として保全・活用
- 既存公園の適正な維持、管理による魅力の向上
- 身近な公園の新設の検討
- 村民が自ら取り組む緑化推進活動の支援

### (4) 市街地整備

- 白馬駅や神城駅周辺における都市機能の計画的な集約、整備による、コンパクトなまちづくりに向けた機能の強化
- 白馬駅前広場のあり方と駐車場整備に向けた検討
- 空き家、空き店舗対策の推進

### (5) 自然環境

- 中部山岳国立公園を含めた山林について、関係機関と連携した自然環境の保全
- 姫川源流自然探勝園の遊歩道の整備などによる観光資源としての有効活用
- 自然環境のなかで活動する取り組みを積極的に行い、自然環境を観光資源として活用
- 森林環境譲与税等の制度を有効に活用した里山の整備の推進

### (6) 都市防災

- 建物の耐震診断、耐震改修の促進
- 無電柱化の推進による災害時の交通の確保
- 橋梁、上下水道施設等の耐震化の推進によるライフラインの確保と迅速な復旧のための体制整備
- 災害の恐れのある区域の周知と災害を未然に防ぐための土地利用の規制、誘導
- 地域コミュニティの組織力を最大限に活かす、地域防災体制の育成・強化
- 白馬村国土強靱化地域計画、姫川水系流域治水プロジェクトの推進

### (7) 都市景観

- 白馬村景観計画、景観条例等による景観の育成、創出への取り組み
- 眺望景観を保全するための沿道景観の保全と創出への取り組み
- 本村の景観特性を守るための色彩の誘導
- 村民が自主的に取り組む景観育成に関する活動の導入や運営の支援
- 緑地の保全や緑化に関する緑地協定や景観協定、景観育成住民協定等の取り組みの支援

**(8) そのほか都市施設**

- 良質な水質を保持していくため水源の保全
- 長期的に安定した事業基盤と人口減少社会を踏まえた、水道施設の老朽化や耐震化に対応する適切な施設更新
- 白馬村公共下水道事業・農業集落排水事業経営戦略に基づいた計画的な施設の更新

**(9) 低炭素都市づくり**

- 温室効果ガスの排出量の増大を抑制するための集約型都市構造の実現と公共交通等への転換の促進
- 民間による小水力発電施設設置の際の、積極的な誘導と適正な指導
- 太陽光発電施設の建設における設置位置、周辺環境への影響の軽減等に関する適正な指導
- 分野横断的な連携施策としての市街地の緑の多様な機能の活用

**(10) その他**

- 庁内関係課の連携による円滑な計画の推進
- 計画内容の村民への周知
- 村民、事業者等との協働での取り組みの推進

### 3 多様な主体の参画によるまちづくり

#### (1) 住民参画の考え方

近年は、住民意識の高まりから、行政の様々な場面で参画を促す取り組みがされています。都市計画を含むまちづくりも、村民・事業者・各種団体等の多様な主体が、積極的に参画して取り組むことが必要です。

まちづくりに多様な主体が参画し行政とともに取り組むためには、まちづくりの基本的命題や将来都市像、基本目標などを共有・理解し、密接に連携することが重要です。

このため、本計画に示された「将来都市構造」の実現や、「分野別の基本方針」「地域別構想」を推進するために、下図の体系に基づき、住民参画によるまちづくりを進めます。



図 30 住民参画の体系

## (2) 住民参画における各主体の役割

これからのまちづくりには、村民の参画が必要不可欠です。そこで、村民、事業者、各種団体、行政等の各主体の定義と役割を以下に示します。

また、各主体が連携してまちづくりを進めるための体制づくりを行います。

表6 各主体の定義と役割

主体	定義	役割
村民	村民をはじめ、村内に通勤・通学する人、観光等で訪れる人など関わりのある個人や団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人、団体等の一員として「自分たちのまちを自らがつくる」「次世代に快適な白馬村を残す」ということを意識して、それぞれが可能な範囲でまちづくりに参加する。</li> <li>○自らの日常生活において、本計画に示されているまちづくりを意識し、行動する。</li> </ul>
事業者	村内に拠点を置く事業者や村内で活動する事業者、まちづくりに関心のある事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者が活動を通じて、まちづくりに参加する。</li> <li>○事業者の持つ専門的な知識や技術を、積極的にまちづくりに活用する。</li> <li>○事業者の従業員等が取り組むまちづくり活動をサポートする。</li> </ul>
各種団体	まちづくりに関連する分野で広く活動するNPO法人や学校法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○団体が持つ専門知識、技術、ノウハウ等をまちづくりに活かす。</li> <li>○各種団体が行う活動において、本計画に示されているまちづくりを意識して、行動する。</li> </ul>
行政	白馬村・長野県・国等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市基盤や施設の整備に際して、村民意向を可能な限り反映する。</li> <li>○各種整備計画等の策定時には、村民が参画することのできる項目を明確にする。</li> <li>○村民が自発的に取り組むまちづくりについて、庁内横断的な取り組みによる可能な範囲での支援を行う。</li> <li>○複数のまちづくり活動について、相互の時期・場所・内容等が重複しないよう、また、活動の連携について調整を行う。</li> <li>○まちづくり活動に関する情報を発信する。</li> <li>○村民等の要請により、専門家や専門職員等の派遣、助言・相談体制を構築する。</li> </ul>

## 4 まちづくりの進捗管理

本計画は、令和5年度（2023年度）を初年度とし、令和22年度（2040年度）を目標年度としています。

計画期間が長期にわたることから、進捗管理が重要となります。また、進捗管理の結果、必要に応じた計画の見直しも必要です。

さらに、県では5年に1回、都市計画法第6条に定められている都市計画基礎調査を実施し、都市計画に関する様々なデータを整理しています。そこで、本計画の各項目に関し、この都市計画基礎調査結果を活用した評価を行います。また、評価結果を用いて、必要に応じた計画の改善、見直しを行います。



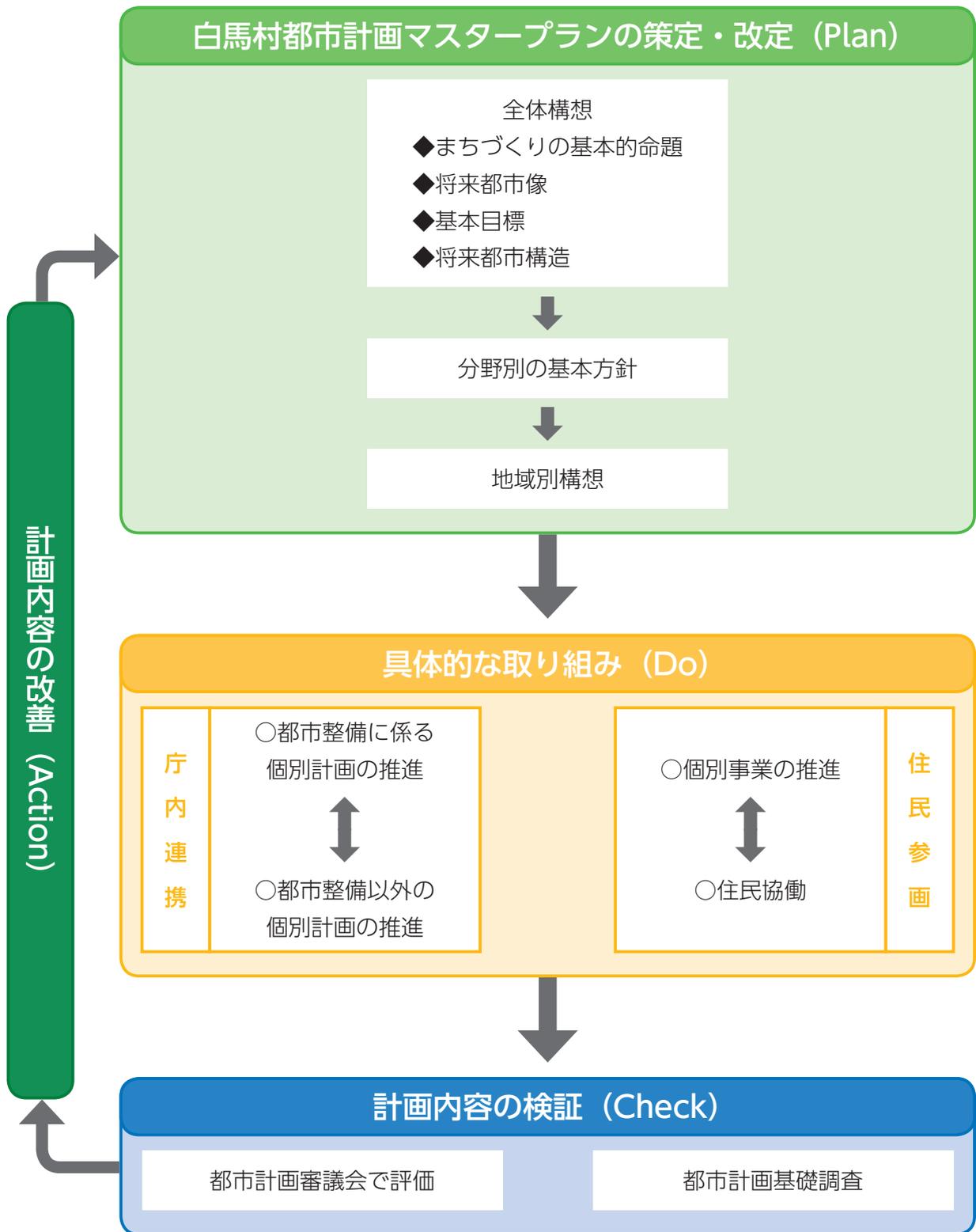


図 31 まちづくりの進捗管理

## ● 付属資料

### 1 白馬村都市計画マスタープラン改定の過程

#### 1-1 住民参画

名称		開催日	概要
村民アンケート		令和3年(2021年) 6月～9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○18歳以上の村民2,000名を対象としたアンケート調査の実施。</li> <li>○一部、外国人を対象とした英語表記のアンケートも併せて実施。</li> <li>○また、インターネットを通じた回答を可能とした。</li> <li>○回収率37.3%。</li> </ul>
ワークショップ	第1回	令和3年(2021年) 11月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加者71名</li> <li>○開催内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>①白馬村都市計画マスタープラン</li> <li>②アンケート調査結果等の説明</li> <li>③ワークショップの位置づけの確認</li> <li>④都市計画への要望の把握(視点:土地利用、道路、公共交通等)</li> <li>⑤情報共有</li> </ul> </li> </ul>
	第2回	令和3年(2021年) 12月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加者44名</li> <li>○開催内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>①村の中心部を元気にする方法を考えよう (具体的な方法や場所を地図にプロットしよう)</li> <li>②生活しやすい村づくりに必要なものを考えよう (必要なものを地図にプロットしよう)</li> <li>③情報共有</li> </ul> </li> </ul>
パブリックコメント		令和4年(2022年) 12月20日～ 令和5年(2023年) 1月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画素案 意見提出1件</li> </ul>

1-2 白馬村都市計画マスタープラン策定庁内検討会議

	開催日	概要
第1回	令和3年(2021年) 7月16日	都市計画マスタープラン改定事業の概要 村民アンケートの実施について
第2回	令和3年(2021年) 9月4日	村民アンケートの結果と分析について(単純集計)
第3回	令和3年(2021年) 12月3日	村民アンケートの結果と分析について(クロス集計) 第1回ワークショップの結果について
第4回	令和4年(2022年) 3月8日	第2回ワークショップの結果について
第5回	令和4年(2022年) 5月31日	現状と課題の整理
第6回	令和4年(2022年) 7月1日	分野別基本方針と施策調整
第7回	令和4年(2022年) 12月7日	全体整理・取りまとめ

1-3 白馬村都市計画審議会

	開催日	概要
令和3年度 第1回	令和3年(2021年) 6月23日	○報告事項 ①都市計画マスタープランについて ②都市計画マスタープラン改定に関する進捗管理 ③村民アンケートの設問趣旨について
令和3年度 第2回	令和3年(2021年) 10月28日	○報告事項 ①都市マス改定に関わるワークショップの開催について ②都市マス改定に関わる村民アンケートの結果について ③今後の進行管理について
令和4年度 第1回	令和4年(2022年) 5月25日	○報告事項 ①都市計画マスタープラン改定の進捗管理について ②村民ワークショップの結果について ○協議事項 ①白馬村の現状と課題について
令和4年度 第2回	令和4年(2022年) 6月23日	○協議事項 ①白馬村の現状と課題(前回資料の修正)について ②全体構想について ○報告事項 ①全体構想図(素案)について
令和4年度 第3回	令和4年(2022年) 7月28日	○協議事項 ①全体構想について ②都市計画マスタープラン 分野別基本方針について
令和4年度 第4回	令和4年(2022年) 8月31日	○報告事項 ①前回検討を反映した修正について ○協議事項 ①地域別構想について ②計画実現化の方途について
令和4年度 第5回	令和4年(2022年) 9月30日	○協議事項 ①計画書の修正について
令和4年度 第6回	令和4年(2022年) 11月30日	○協議事項 ①計画書修正及びパブリックコメントについて
令和4年度 第7回	令和5年(2023年) 2月24日	○協議事項 ①都市計画マスタープラン案パブリックコメント結果について

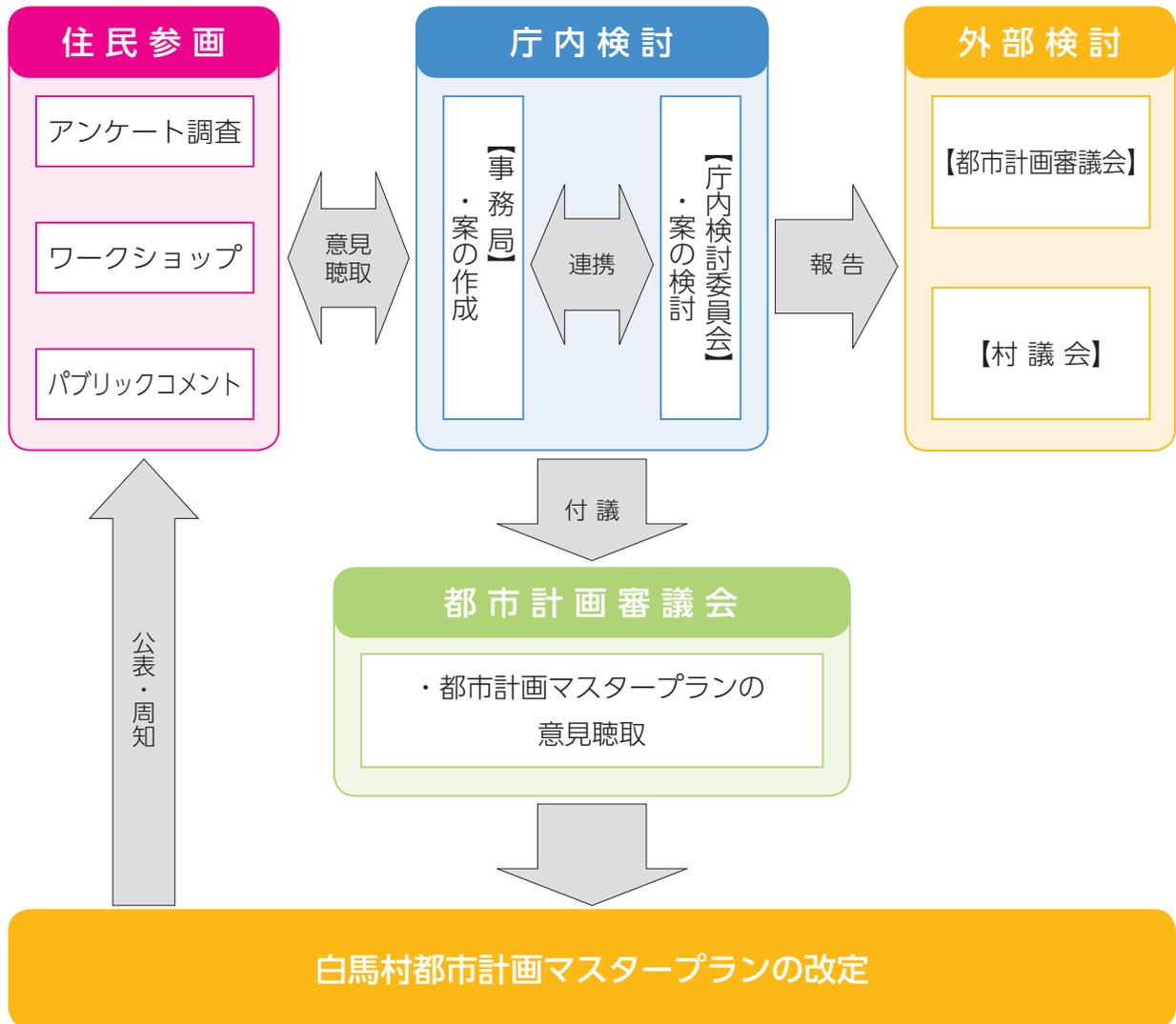
1-4 白馬村議会

開催日	概要
令和3年(2021年) 3月	事業の予算化と概要について
令和3年(2021年) 9月	村民アンケートの結果と分析について(単純集計)
令和3年(2021年) 12月	村民アンケートの結果と分析について(クロス集計) 第1回ワークショップのまとめ報告
令和4年(2022年) 3月	第2回ワークショップのまとめ報告 年度終了報告
令和4年(2022年) 12月	素案の報告
令和5年(2023年) 3月	策定報告

## 2 白馬村都市計画審議会名簿

氏名	所属団体	備考
太田 正治	白馬村議会	令和3年(2021年)5月4日まで
横川 恒夫		令和3年(2021年)5月10日から 令和4年(2022年)6月30日まで
松本喜美人		令和4年(2022年)7月1日から
津滝 俊幸	白馬村議会	令和3年(2021年)5月9日まで
丸山勇太郎		令和3年(2021年)5月10日から
伊藤 房光	白馬村文化財審議委員会	副会長 令和4年(2022年)6月30日まで
矢口 一男		令和4年(2022年)7月1日から
柏原 敏明	まちづくり白馬友の会	令和4年(2022年)6月30日まで
吉川 馨		令和4年(2022年)7月1日から
武田 克明	白馬村農業員会	会長
池田 昌彦	(社)長野県建築士会 大北支部	
横田 一彦	白馬村建築業組合	
宮尾 英明	白馬村建設業組合	令和4年(2022年)7月1日から 副会長
橋本 旅人	白馬村不動産協議会	
倉田 保緒	白馬村索道事業者協議会	令和4年(2022年)6月30日まで
荻野 正史		令和4年(2022年)7月1日から
松澤 修		令和4年(2022年)9月1日から
伊藤 公一	白馬五竜観光協会	
丸山 徹也	八方尾根観光協会	
切久保公正	岩岳観光協会	
須賀 丈	長野県環境保全研究所	
宮崎 哲也	大町建設事務所 整備・建築	令和4年(2022年)3月31日まで
関 貴幸		令和4年(2022年)4月1日から
柳沢 英俊	北アルプス地域振興局 総務監理課・環境課	令和4年(2022年)3月31日まで
長澤 孝		令和4(2022年)年4月1日から

### 3 白馬村都市計画マスタープランの検討体制



## 4 用語集

### アルファベット

#### 【AI】

artificial intelligence の略。人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラムなどの技術や概念のこと。人工知能。

#### 【ICT】

Information and Communication Technology の略。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

#### 【IoT】

Internet of Things の略。モノのインターネット。家電、自動車等の様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

#### 【SOHO】

Small Office Home Office の略。IT を利用して小さめのオフィスや自宅を仕事場で働く労働スタイルのこと。または、その場所のこと。

### あ行

#### 【アイデンティティ】

同一性、主体性、帰属意識などと訳される。考え方について、環境や時間の変化に関わらず、一貫した不変の考え方を持ち続けること。またはその考え方のこと。

#### 【糸魚川静岡構造線断層帯】

糸魚川静岡構造線は、新潟県西部から静岡県中央部に至る大断層線であるが、そのうち長野県北部から諏訪湖付近を經由して山梨県南部にかけて延びる全長約 158km の活断層帯のこと。

#### 【インバウンド観光】

インバウンド (Inbound) とは、日本語で「外から中に入ってくる」「内向きの」という意味があり、インバウンド観光とは「外国人が日本に観光をしに来る」という意味で使われている。

#### 【インフラ】

Infrastructure の略。村民の生活の基盤となる道路、鉄道、上下水道、発電所、電力網、通信網、灌漑・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などを指す。

### か行

#### 【既存ストック】

これまでに整備された道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設等の生活・産業基盤や学校、病院、公園等の公共施設、住宅等の建築物などのこと。

#### 【基盤整備】

生活などの営みに必要な施設を整備すること。単に「基盤整備」という場合、道路、鉄道、上下水道等の都市活動に必要な基盤の整備（都市基盤整備）を指すことが多い。

#### 【狭あい（きょうあい）】

面積や幅が狭くゆとりがないこと。狭あいな道路とは、幅員 4 m 未満の道路法による道路、または、建築基準法第 42 条第 2 項に規定される道路をいう。

#### 【景観行政団体】

景観法に基づき良好な景観育成のための景観施策を実施する自治体のこと。政令指定都市、中核市、都道府県と協議した市町村、その他の区域にあっては都道府県をいう。景観行政団体になると景観法第 8 条に基づく「景

観計画」を策定することができ、白馬村は令和4（2022）年10月に景観行政団体となった。

#### 【景観協定】

景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づき、村民自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる制度。

#### 【協働】

地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または村民だけでは解決できない問題などがある場合に、お互いの不足を補い合い、ともに協力して課題を解決する取り組み。

#### 【景観育成住民協定】

景観づくりのために、一定の区域の建物の色彩や形態などの外観や、緑化などに関する自主的なルールを定め、それを守り育てるための協定を締結した場合に、条例により景観育成住民協定として景観行政団体の長が認定を行う制度。

#### 【公共交通】

不特定多数の人が利用する鉄道、バス、航空路、船舶などの交通機関のことで、本計画においては鉄道と路線バスを指す。広義には、市町村やNPO等が自家用車を使用して有償で運送する自家用有償旅客運送や、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行うデマンド型交通、タクシーなども含む。

### さ行

#### 【再生可能エネルギー】

化石燃料と異なり、永続的に利用できるエネルギーで、水力、風力、地熱、バイオマス、太陽光等の種類がある。化石燃料に代わって使用することにより温室効果ガス排出量の削減に大きく貢献する。

#### 【社会資本】

日常生活を支える道路や上下水道、公園、病院、学校、公営住宅など、また、土砂災害や洪水から生命・財産を守る砂防施設や河川施設など、産業や生活の基盤となる公共施設のこと。

#### 【集約型都市構造】

都市機能（医療施設、商業施設、文教施設等）を集積することにより、多くの人が暮らしやすい、歩いて暮らせる環境をつくるとともに、既存ストックの有効活用、環境負荷の低減を図り、また、他の地域との間を公共交通ネットワークで連携した都市構造のこと。

#### 【森林環境譲与税】

森林の有する様々な機能を守るために、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、令和8年（2026年）から徴収が始まる森林環境税を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与すること。令和元年度（2019年度）から徴収に先行して譲与が始まっている。

#### 【森林法】

森林生産力向上を目的とした森林行政の基本法として定められた法律で、森林計画の策定、保安林・保安施設地区の指定、施業・測量のための他人の土地使用、森林審議会などについて規定している。

#### 【ゼロカーボン】

事業者や家庭から出る二酸化炭素などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して実質的な排出量をゼロにすること。各地で異常気象が発生する中、気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、国では、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」（2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにすること）を目指している。

**た行****【多自然型工法】**

多自然型工法は、かつては近自然工法（Neo-Natural River Reconstruction Method）と呼ばれ、1970年代に、破壊された自然生態系の復元工法としてヨーロッパのスイスやドイツで誕生した考え方である。日本では近自然という言葉がわかりにくいということで、「多自然型工法」という言葉で表現され、1990年11月には、当時の建設省（現国土交通省）から各都道府県に、河川整備事業の一つとして「多自然型川づくりの推進」が指導・奨励された。

**【断面交通量】**

道路を通行する車両（往復）の交通量を断面別に示したもの。車両の台数を方向別、車種別に、1時間ごとに観測し、12時間の合計値を示す。

**【地域コミュニティ】**

「コミュニティ」は、生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っている村民同士のつながりや集まりのことで、そのうち、区や自治会、消防団など、共通の生活地域の集団によるものを「地域コミュニティ」という。

**【中山間地域】**

中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域。山地の多い日本では、このような中山間地域が総土地面積の約7割を占めている。この中山間地域における農業は、全国の耕地面積の約4割、総農家数の約4割を占めるなど、日本の農業の中で重要な位置を占めている。

**【長寿命化】**

公共施設を将来にわたって長く使い続ける

ため、適切な時期に改修等を行うことにより、耐用年数を延ばすこと。

**【低未利用地】**

土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定されている「低未利用土地」をいう。

居住、業務、その他の用途に使用されておらず、または、利用の程度がその周辺の地域と比較して著しく劣っている土地をいう。

長野県の「都市計画基礎調査実施要領」では「用途に供されていない空地・空家・空店舗の存する土地等」と定義されている。

**【特定用途制限地域】**

都市計画法第8条2の2に基づき定められる区域。用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。

**【都市計画区域】**

都市計画法第5条に規定されている区域。自然的及び社会的条件等を勘案し、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全することが必要な区域として、都道府県が指定する。本村の都市計画区域は、東西の山間部を除く7,324haが指定されている。

**【都市計画道路】**

都市の骨格を形成し、安心で安全な村民の生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。都市計画道路の区域内では、建物の構造、階数等に制限がある。村内には7路線30.22kmの都市計画道路が決定されている。

**【都市計画法】**

都市計画に関する制度を定めた法律で、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを

目的として、昭和43年（1968年）に制定された法律。都市を計画的に整備するための基本的な仕組みを規定している。主な規定として、都市計画の内容と決定方法、都市計画による規制（都市計画制限）、都市計画による都市整備事業の実施（都市計画事業）などに関する事項が定められている。

都市計画マスタープランはこの法律で規定されている。

#### 【都市基盤】

道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設等の生活・産業基盤や学校、病院、公園等の公共施設など、都市活動に必要な施設のこと。

#### 【都市のスポンジ化】

都市の拠点として都市機能や居住を誘導すべきエリアにおいて、小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生すること。

スポンジ化の進行は、必要な生活サービス施設が失われるなど生活利便性の低下、日常的な管理が行われない土地・建物が増えることによる治安・景観の悪化などを引き起こし、地域の魅力・価値を低下させるものであり、これによってさらにスポンジ化を進行させるという悪循環を生み出す。

#### 【土砂災害警戒区域】

土石流や急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、村民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のこと。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、都道府県知事が指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

#### 【土砂災害特別警戒区域】

土石流や急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ村民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認

められる土地の区域のこと。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、都道府県知事が指定し、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われる。

#### 【土地区画整理事業】

土地区画整理法に基づき、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のこと。

#### は行

##### 【パブリックコメント】

国や地方公共団体の基本的な計画や一部条例などを策定する際に、素案の段階で村民に計画案等を公表し、寄せられた意見を参考に最終的な案を作成するための制度のこと。

#### や行

##### 【有収率】

有収水量を給水量で除したものを指す。具体的には、貯水池等から配水した水に対する料金徴収の対象となった水の割合を示す。漏水等が生じている場合には、有収率が低くなる。

##### 【優良農地】

集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えた農地のこと。

##### 【ユニバーサルデザイン】

全ての人のためのデザインを意味し、老若男女といった差異や、障害の有無、能力などに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるデザインのこと。

##### 【用途地域】

住居、商業、工業など市街地の大枠として

の土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 13 種類がある。用途地域の種類ごとに、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類等が決められている。

## ら行

### 【緑地】

樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはこれらに類する土地（農地を含む）が、単独もしくは一体となって、またはこれらに隣接している土地と一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの。また、都市計画法に基づく「緑地」は、都市施設の種類として定義されている。

### 【緑地協定】

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）の規定に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

## わ行

### 【ワーク・ライフ・バランス】

労働者それぞれが充実した生涯を送れるよう、仕事と生活を調和させるという考え方。

# 白馬村都市計画マスタープラン

発行日：令和5年（2023年）3月

編集発行

白馬村 建設課

〒399-9393 長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025

電話：0261-72-5000（代表） ファックス：0261-72-7001

ホームページ <https://www.vill.hakuba.lg.jp>

Eメール [hakuba@vill.hakuba.lg.jp](mailto:hakuba@vill.hakuba.lg.jp)



**Hakuba Village**